

令和 6 年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和 6 (2024) 年 6 月
星槎大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	7
基準 1. 使命・目的等	7
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	32
基準 4. 教員・職員	46
基準 5. 経営・管理と財務	53
基準 6. 内部質保証	61
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	65
基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献	65
基準 B. 国際協力・国際交流	68
V. 特記事項	71
VI. 法令等の遵守状況一覧	72
VII. エビデンス集一覧	82
エビデンス集（データ編）一覧	82
エビデンス集（資料編）一覧	82

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

星槎大学(以下「本学」)は、平成16(2004)年に学校法人国際学園によって開設された。法人は創設者宮澤保夫のもと、教育・医療・福祉の分野を中心として共通の理念に基づいて活動する一般社団法人星槎グループ(以下「星槎グループ」)の一員である。

星槎グループは、昭和47(1972)年に鶴ヶ峰セミナー(現ツルセミ)の設立を契機とし、昭和60(1985)年より学校法人国際学園(以下「法人」)の設立を行った。その50年の歴史の中において、星槎グループは幼稚園・保育園段階から大学・大学院段階までの学校運営、教育関連事業、国外での教育・医療等の支援活動を行ってきており、その活動の中で「人を認める」「人を排除しない」「仲間を作る」という3つの約束を基本理念とし、「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」という建学の精神、「必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現を目指し、それを成し遂げる」という教育理念を掲げてきた。本学もこの星槎グループ内の学校法人である。本法人では令和4(2022)年度に法人分割を行い、3つの学校(星槎大学、星槎国際高等学校、星槎もみじ中学校)を所有する法人として現在に至っている。

1. 建学の精神

本学の設置にあたり、建学の精神を以下のように示した。

人類の歴史は、絶えることのない長い戦いの歴史でもありました。第二次大戦後のアメリカを中心とする資本主義陣営と、ソ連を中心とする社会主義陣営との激しい対立の終焉も平和をもたらすものではありませんでした。冷戦構造の中でくすぶっていた民族や宗教などの火種が燃え上がり、戦いは世界に拡散した観すらあります。今、主義思想や人種・民族、宗教あるいは国家間の貧富の格差など諸々の異なる条件を与件として、共生する世界の構築が強く求められる所以であります。

この共生という観点から我が国を見れば、戦後50余年の長きにわたる平和のもと、人々の努力の積み重ねで世界が羨望する豊かな社会を実現しましたが、富や文化の地域偏在の拡大、高齢者や障害を有する人々への福祉や教育上の対応の遅れ等々、未だ豊かな社会を共有しているとは言えない状態にあります。今、更なる豊かに共生する社会の構築が求められるところであります。

次に、人と自然との関わりに目を転じますと、生態系の頂点に立つ我々人類の人口の激増とその営みによって、森林破壊、水質・大気汚染、温暖化等々の環境破壊が加速され、このままでは宇宙でも稀有な、生命に溢れる水と緑の惑星地球における生命の生存環境が損なわれるおそれがあります。次の世代に豊かな生存環境を引き継ぐことができるように、今、自然との共生が強く求められる所以であります。このようなことを考えるとき、私どもは、国際学園の共生という教育理念を大学レベルにまで引き上げ、人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献することを強く願うものであります。

この際、私どもは、その基になるものとして、教育や福祉、環境、あるいは国際関係に関する広い知力、共生する心を耕すこと、そして問題を前向きに解決する探求力の育成が不可欠であると考えます。

この建学の精神は、大学設置の際の時代背景・社会背景をもとに、検討を重ねてきた後、平成 28(2016)年度より、建学の精神を、星槎グループの建学の精神と同じくし、「社会に必要とされることを創造し、新たな道を切り開き、それを成し遂げる」としていくこととした。

2. 大学の基本理念

上記の建学の精神に基づいて、基本理念(本学では「教育理念」と称する)を以下のように設定し、学則の第1条において定めている。

本学の教育理念は、建学の精神に基づいて、人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献することを目的とし、「共生」という理念で結ばれる、教育、福祉、環境、国際関係及びそれらを横断する広い知力の育成、共生する心の耕作及び様々な問題を前向きに解決しようとする課題探求能力の育成を行うことである。

(星槎大学学則第1条)

基本理念に関しては、本学の設置からの経緯を踏まえて、以下の4つを柱として、学内外に対しては大学ホームページ等で、学内では学生ハンドブックにおいて明示している。

3. 使命・目的

(1) 学部

星槎大学共生科学部は、設置の趣旨として、「誰でも、いつでも、どこでも学べる」大学、生涯学習ニーズへの対応、地域社会への積極的貢献を主要な柱に掲げ、その実現のために、通信による教育課程としている。その使命・目的は、創設者が本学の開設に当たって述べた次の記述に集約される。

星槎大学は『誰でも、いつでも、どこでも学べる』教育の場として、その機会に恵まれなかった人々に、また、色々な立場の人々に対して新たな教育システムを持つ高等教育機関として開学しました。『優しさと強さ』とを兼ね備えるための共生に関わる『心の耕作』と、『共生社会の実現を目指す』ための『課題探求能力の育成』を、教育を横断する柱とし、幅広い観点から自然と人と社会を体系的、理論的、経験的に探究し、共生をより広くかつ深く研究、考察するのが星槎大学共生科学部です。星槎大学共生科学部における学びは、教育分野、福祉分野、環境分野、国際関係分野そのものだけでなく、その重なり合う部分の共通理解を学問的に探求することに他ならないのです。

上記の趣旨のもと、本学部では、学びたい意欲のあるすべての人たちに、その機会と環境を提供することを目指している。

本学部の教育研究は、教育、福祉、環境、国際関係、スポーツ身体表現と多領域にわたっているが、既存の学問の枠組みにとらわれず、これらの学問分野を独立、分科させたり

せず、「共生」という考え方による横断的学びを創生しようとする学際的な教育研究の在り方を重んじるものであり、それ故、本学部は、共生科学部共生科学科(以下「学部」)の1学部1学科編成である。

共生科学は開かれた学問であり、社会連携や地域連携等を通し、広く社会に貢献する実践科学という特色を持っている。社会に貢献し得る教員等の養成にも対応しており、さらなる拡充にも努めている。

(2) 大学院

星槎大学大学院は、平成 25(2013)年に教育学研究科教育学専攻修士課程(通信制)が開設され、平成 29(2017)年には教育実践研究科教育実践専攻専門職学位課程(通学制)、令和 2(2020)年には教育学研究科教育学専攻博士後期課程(通信制)が開設されている。いずれも、教育に関わる社会人が学んでいる。本学は修士課程の設立時に、「多忙ゆえに意欲があるが学ぶ機会を得ることができない教員を中心とした、教育に関わる職に就く社会人等に対して、通信教育による大学院教育の実現を目指す」ことを使命としている。通信制の修士課程・博士後期課程はもちろんのこと、オンラインを活用し、遠隔地においても学ぶことができる専門職学位課程においても、同様に教員を中心とした社会人等に対して、大学院教育としての学ぶ機会の提供を使命としている。

こうした使命のもと、特に修士課程においては、教育の高度な学術研究を通じて、教育の各分野・領域に内在する次世代につなぐ教育の深奥な専門的知識・技能を培い、その卓越した能力を発揮することにより、教育における課題解決を図り、共生社会の進展に貢献できる人材を養成していくことを目的としている。

博士後期課程は、これらの修士課程と専門職学位課程の土台に基づくものであり、教育を通じて共生社会を実現するべく、新たに発生する高度で広範な教育課題の解決のために実践に根ざした研究を自律的に遂行できる教育実践者や、次代の教育実践者を大学等の教育機関で養成する教育者・研究者の育成を目的としている。本学の博士後期課程は、研究者養成だけではなく、現場で活躍できる教育実践者を育成することもその特徴である。

また、専門職学位課程では、学校を中心とした学習社会において教育の中核を担う小学校・中学校・高等学校に在職する教員の教育力の向上と、専門学校等の職業人養成機関の教員の養成と資質向上を目指して、専門的職業を担うための学識及び能力を培うことを目的としている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 学校法人国際学園 及び本学の沿革

年	出来事
昭和 60(1985)年 12月	学校法人 国際学園を設立
昭和 61(1986)年 4月	ピーターパン幼稚園を開園(静岡県三島市)
昭和 62(1987)年 4月	横浜国際福祉専門学校を開校(横浜市)
平成 11(1999)年 4月	星槎国際高等学校(広域通信制)を開校(北海道芦別市)
平成 16(2004)年 4月	星槎大学共生科学部共生科学科(通信制課程)を開学(北海道芦別市) 初代学長に山口薫就任 附属研究センターを開設
平成 17(2005)年 4月	星槎中学校を開校(横浜市)
平成 18(2006)年 4月	共生科学部共生科学科において中学校教諭一種免許状「社会」・高等学校教諭一種免許状「公民」課程認定 星槎高等学校を開校(横浜市)
平成 19(2007)年 4月	共生科学部共生科学科において特別支援学校教諭一種免許状(知的障害・肢体不自由・病弱)課程認定
平成 21(2009)年 4月	二代学長に佐藤方哉就任 共生科学部共生科学科において幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状課程認定 共生科学部共生科学科に社会福祉士国家試験受験資格課程を開設 共生学部共生科学科に3専攻設置(共生科学専攻・初等教育専攻・福祉専攻)
平成 22(2010)年 4月	附属国際交流センターを開設
平成 22(2010)年 9月	三代学長に古藤泰弘就任
平成 23(2011)年 4月	湘南大磯キャンパスを開設(大磯町) 附属発達支援臨床センターを開設
平成 24(2012)年 4月	稲取研修センターを開設 星槎名古屋中学校を開校(名古屋市)
平成 25(2013)年 4月	箱根仙石原キャンパスを開設し大学本部を移転(箱根町仙石原) 星槎大学大学院教育学研究科教育学専攻修士課程を開設 同課程において小学校教諭専修免許状課程認定 共生科学部共生科学科にスポーツ身体専攻を開設 共生科学部共生科学科において中学校教諭一種免許状「保健体育」、高等学校教諭一種免許状「保健体育」課程認定 附属エクステンションセンターを開設
平成 26(2014)年 4月	四代学長に井上一就任 附属教職総合支援センターを開設 星槎もみじ中学校を開校(札幌市) 日本教育大学院大学を学校法人国際学園に設置者を変更
平成 28(2016)年 4月	星槎大学大学院教育学研究科教育学専攻の入学定員を50名に変更(収容定員100名)
平成 29(2017)年 3月	日本教育大学院大学閉学
平成 29(2017)年 4月	星槎大学大学院教育学研究科を湘南大磯キャンパス(大磯町)から横浜キャンパス(日本大通り)へ移転 星槎大学大学院教育実践研究科教育実践専攻専門職学位課程を開設(定員15名) 同課程において以下の教職課程を認定 小学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「技術」「家庭」「英語」 高等学校教諭専修免許状「国語」「地理歴史」「公民」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「情報」「商業」「福祉」「英語」
平成 31(2019)年 4月	五代学長に山脇直司就任 附属総合キャリア支援センターを開設 教育学研究科に特別支援学校教諭専修免許状(知的障害者)課程認定 教育実践研究科において高等学校教諭専修免許状「家庭」課程認定
令和 2(2020)年 4月	教育学研究科後期博士課程を開設(定員5名) 共生科学部共生科学科にグローバルコミュニケーション専攻を開設 共生科学部共生科学科において中学校教諭一種免許状「英語」、高等学校教諭一種免許

星槎大学

年	出来事
	状「英語」課程認定
令和3(2021)年4月	学校法人国際学園から、「ピーターパン幼稚園」「青葉台幼稚園」を学校法人星槎こども園 KIDS planet へ移管
令和3(2021)年3月	星槎大学大学院教育実践研究科(専門職学位課程) 専門職大学院認証評価受審(基準可)
令和4(2022)年4月	学校法人国際学園から「星槎名古屋中学校」「星槎中学校」「星槎高等学校」を学校法人星槎へ移管、星槎大学・星槎国際高等学校、星槎もみじ中学校からなる法人となる
令和5(2023)年4月	六代学長に西村哲雄就任

2. 本学の現況

(1) 大学名・設置形態

星槎大学・私立

(2) キャンパスの所在地

- ・箱根キャンパス 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 817-255
- ・横浜キャンパス 神奈川県横浜市中区日本大通り 11
- ・芦別キャンパス 北海道芦別市緑泉町 5-14
- ・稲取研修センター 静岡県賀茂郡東伊豆町稲取字向山 3292-2

(3) 学部学科構成

- ・共生科学部共生科学科(通信教育課程)(共生科学専攻、初等教育専攻、福祉専攻、スポーツ身体表現専攻、グローバルコミュニケーション専攻)
- ・教育学研究科教育学専攻博士後期課程(通信教育課程)
- ・教育学研究科教育学専攻修士課程(通信教育課程)
- ・教育実践研究科教育実践専攻専門職学位課程(通学課程)

(4) 学生数・教員数・職員数(令和6(2024)年5月1日現在)

(学生数 正科生)

共生科学部	共生科学科	共生科学専攻	1541名
		初等教育専攻	750名
		福祉専攻	183名
		スポーツ身体表現専攻	771名
		グローバルコミュニケーション専攻	413名
教育学研究科教育学専攻		修士課程	79名
		博士後期課程	13名
教育実践研究科教育実践専攻		専門職学位課程	41名

※特別科目等履修生とは「星槎大学学則」第58条に基づいて修学している者をいう。

※科目等履修生とは「星槎大学学則」第59条に基づいて修学している者をいう。

※特修生とは、「星槎大学学則」第61条に基づき、就学している者をいう。

(学生数 科目等履修生・研究生)

共生科学部	共生科学科	特別科目等履修生	50名
		科目等履修生	994名
		特修生	3名

星槎大学

教育学研究科教育学専攻 修士課程	特別科目等履修生	1名
	科目等履修生	4名
	研究生	0名
教育学研究科教育学専攻 博士後期課程	特別科目等履修生	0名
	科目等履修生	0名
	研究生	3名
教育実践研究科教育実践専攻 専門職学位課程	特別科目等履修生	1名
	科目等履修生	3名
	研究生	0名

※科目等履修生・特別科目等履修生とは、「星槎大学大学院学則」第42条、「星槎大学専門職大学院学則」第45条に基づいて修学している者をいう。

(教員数)

	職位				合計	兼任 教員数
	教授	准教授	講師	助教		
共生科学部共生科学科	37	9	5	2	53	188
教育学研究科教育学専攻 修士課程	8	3	1	0	12	2
教育学研究科教育学専攻 博士後期課程	6	2	0	0	8	0
教育実践研究科教育実践専攻 専門職学位課程	9	0	1	0	10	4
総数	59	14	6	2	81	194

*複数課程にまたがる者がいるため、総数は各課程の合計数とは一致しない。

(職員数)

正職員		非常勤職員		合計	
男	女	男	女	男	女
17	26	2	7	19	33

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、建学の精神として「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」を掲げている。さらにその背景となる部分についても具体的に、大学ホームページにて公開をしている（資料 1-1-1）。本学はこの建学の精神に基づき、教育理念及び学部の目的を「星槎大学学則」第 1 条（本学の教育理念と目的）に、研究科の目的を「星槎大学大学院学則」第 1 条（目的）及び専門職大学院学則第 2 条（研究科の目的）に、それぞれ以下の通り明確に定めている（資料 1-1-2, 3, 4）。

建学の精神	社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。
教育理念 （教育の基本理念）	本学の教育理念は、建学の精神に基づいて、人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献することを目的とし、「共生」という理念で結ばれる、教育、福祉、環境、国際関係及びそれらを横断する広い知力の育成、共生する心の耕作及び様々な問題を前向きに解決しようとする課題探求能力の育成を行うことである。（星槎大学学則第 1 条）
学部の目的	本学共生科学部は、前項の教育理念のもと、「共生」に関する学際及び複数の専門分野を横断する学芸を教授研究し、共生科学の専門的な知識を授け、21 世紀に輝いて生き、社会に貢献できる人材の育成を図るとともに、研究成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを目的とする。（星槎大学学則第 1 条 2）
教育学研究科 （修士課程）の目的	星槎大学大学院（以下「本大学院」という。）は、建学の精神に則り、教育の高度な学術研究及び教育の課題解決に資する実践研究を通じて、教育の各分野・領域にかかわり次世代に繋げうる専門的知識・技能を培い、その卓越した能力を発揮することにより、教育における課題解決と新しい教育環境の創出をもって共生社会の進展に貢献できる人材を養成していくことを目的とする。（星槎大学大学院学則第 1 条）
教育学研究科 （博士後期課程）の目的	本大学院の博士後期課程は、本大学院の目的に則り、教育を通じて共生社会を実現するべく、新たに発生する高度な広範な教育課題の解決のために実践に根ざした研究を自律的に遂行できる教育実践者や、次代の教育実践者を大学等の教育機関で養成する教育者・研究者の育成を目的とする。（星槎大学大学院学則第 1 条 2）
教育実践研究科 （専門職学位課程）の目的	星槎大学大学院教育実践研究科（専門職学位課程）は、建学の精神に則り、学校を中心とした学習社会において教育の中核を担う小学校・中学校・高等学校に在職している教員の教育力の向上と、専門学校等の職業人養成機関の

	教員の養成と資質向上を目指して、専門的職業を担うための深遠な学識 及び卓越した能力を培うことを目的にする。(星槎大学専門職大学院学則第2条)
--	--

共生科学部共生科学科のもとに置く専攻に関しては、学則第1条(本学の教育理念と目的)でそれぞれ以下に示す使命を定めている。

共生科学専攻	共生科学専攻は、本学の教育理念に基づいて共生科学部の掲げる目的を達成するため、主として共生科学の教育と研究を通じて行うものとする。(星槎大学学則第1条3)
初等教育専攻	初等教育専攻は、本学の教育理念に基づいて共生科学部の掲げる目的を達成するため、初等教育教員養成を目的とし、本領域における教育と研究を行うものとする。(同条4)
福祉専攻	福祉専攻は、本学の教育理念に基づいて共生科学部の掲げる目的を達成するため、主として社会福祉士養成領域における教育と研究を通じて行うものとする。(同条5)
スポーツ身体表現専攻	スポーツ身体表現専攻は、本学の教育理念に基づいて共生科学部の掲げる目的を達成するため、主としてスポーツを中心とした身体表現における教育と研究を通じて行うものとする。(同条6)
グローバルコミュニケーション専攻	グローバルコミュニケーション専攻は、本学の教育理念に基づいて共生科学部の掲げる目的を達成するため、「地球規模で考え、地域で行動する」人材の養成を目的とし、本領域における教育と研究を行うものとする。(同条7)

【エビデンス集(資料編)】 【資料1-1-1】～【資料1-1-4】

1-1-② 簡潔な文章化

上記のような本学の使命・目的は、それぞれ学則に定められるとともに、建学の精神・教育理念を中心とした内容は全学生が利用する学生ハンドブックの冒頭に明記されるほか、本学ホームページ等で簡潔に示されている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は母体となる星槎グループ全体として個々のニーズにあった教育を行い、常に社会に必要なことは何かを追求してきた。このような側面は、建学の精神の「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き」という側面に反映されている。

本学が目指す共生社会の実現については、建学の理念の背景となる開学時の「建学の精神」全文で「私どもは、国際学園の共生という教育理念を大学レベルにまで引き上げ、人と人、そして人と自然が共生する社会の創造に貢献することを強く願う」と記されている。こうした共生社会の実現の理念は学部、大学院各研究科を通底したものであり、学部においては、共生社会の実現に資する人材を幅広く養成する観点から共生科学科のもとに、共生科学専攻を中心とした5つの専攻を置いている。大学院においては、共生社会の教育に資する人材の養成の点から2研究科を置いている。

また、本学は、個々のニーズにあった教育を目指す観点から、「誰でも、いつでも、どこでも学べる」大学を掲げており通信教育課程の強みを生かし、個々人にあった学修形態を選択できることが特色である。こうした特色は、学生ハンドブックや本学ホームページ等で明示している(資料1-1-5, 6, 7)。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 1-1-5】～【資料 1-1-7】

1-1-④ 変化への対応

大学の使命・目的及び教育目的の設定については、創設時の建学の精神、教育理念を継承するとともに、大学に対する社会からの要請や期待を踏まえ、時代の変化に応じた検証と見直しを行っている。

運営体制の面では、平成 27(2015)年の学校教育法の改正を受けて、学長のリーダーシップを適切に発揮する体制の整備を行い、令和 2(2020)年から全専任教員が参加する全学協議会を設置、理事会及び大学運営会議での審議事項等を説明するとともに学長の方針を伝えている。さらに、令和 4(2022)年の大学設置基準改正を受けて、必要な教員が学部等の教育課程において責任を担うという観点から、基幹教員制度を導入した。

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

大学の使命や目的については、設置する学校法人、その母体となる星槎グループの理念をもとにした建学の精神を策定し、それを踏まえた教育理念や学部・各研究科の教育の目的を定めてきた。これらについて、本学の個性・特色を十分に生かしつつ、社会の変化からの要請にも応え続けていく必要がある。その観点から、近年、カリキュラム改訂と三つのポリシーの再検討を行ってきた。

今後も、大学の使命・目的をより一層、内外に周知・浸透させるべく、引き続き大学運営会議や自己点検評価委員会で検討を行い、さらなる改善・向上に取り組んでいく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

本学の使命・目的及び教育目的は、大学設置の際に創設者を中心として構想され、理事会、評議員会において審議されたものである。開学の準備としてすべての教職員に対してこれら事項が説明され、支持されたことにより開設に至った。その後、大学院設置時に文言の整理などを行い、研修を含め、日常的にあらゆる機会を通じて役員や教職員に対しての理解を促してきた。

毎年 4 月全学協議会では、全教職員に対して学長より、経営方針と本学の使命を説明している。その中で、本学の建学の精神、教育理念、教育の目的を広く周知し、理解を促している（資料 1-2-1）。また、本学の教育は非常勤講師にも支えられているため、年に 1

回、非常勤講師会議を開催し、本学の使命・目的、教育目標を周知徹底させている（資料 1-2-2）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 1-2-1】～【資料 1-2-2】

1-2-② 学内外への周知

本学の建学の精神、教育理念、教育の目的は、大学ホームページへの掲載のほか、各キャンパス校舎入り口に掲示、学内の学生・教職員が利用する学生ハンドブック等にも掲載し、周知を図っている（資料 1-2-3, 4, 5, 6）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 1-2-3】～【資料 1-2-5】

1-2-③ 中長期的な計画への反映

建学の精神や使命・目的に照らした中長期的な計画を「大学運営会議」の審議を経て、学長を中心に策定し、これらの中長期計画のもと、教職課程の設置、研究科の設置を行ってきた（資料 1-2-6）。令和 3(2021)年度の中長期計画の策定や、三つのポリシーの改訂に当たっては、学校教育法施行規則改正を踏まえ、学長の指示のもと、経営改革中長期計画プロジェクトが中心となり、令和 3(2021)年度より検討を重ねた。その上で、令和 4(2022)年 1 月に学長が運営会議に諮った後、教授会で意見を聞き、決定したものである。

今改訂では、「学生に丁寧な大学」というヴィジョンと社会的な必要性に基づき、法令遵守をする中で、最大の教育効果と経済的安定性を両立させるという方向性をすべての教職員で共有した。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 1-2-6】

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学は、建学の精神や教育理念、学部・各研究科の目的に即して、三つのポリシーを定めている。三つのポリシーについては、このような大学の使命・目的に沿いつつ、社会の変化へ対応するため、中長期計画をもとに見直し改善を図ってきた。教育課程の編成においては、社会の変化に即したカリキュラム改善・改革を定期的に行い、直近の 7 年間では、平成 30(2018)年にもカリキュラム改訂を行っている。

ディプロマ・ポリシーについては、教育目的を達成するため、学生が卒業時（大学院研究科は修了時）に身に付けている能力等を学位授与方針として明確に定めている。カリキュラム・ポリシーは、教育目的を達成するための教育課程編成・実施の方針であり、どのような授業科目がどのディプロマ・ポリシーに対応するかも含めて教育課程を編成している。アドミッション・ポリシーは、学部段階では、「誰でも、いつでも、どこでも学べる」社会を目指すという教育理念に基づき、この教育理念に共感し、強い意欲をもって学び、かつ、その学びを社会における実践に繋げていく志をもつ学生であるかを主な入学基準として定めている。大学院段階においては、このような本学（各研究科）の教育理念に

共感し、それぞれの研究科が目指す人材像、教育目的に沿った人材像に合わせたアドミッション・ポリシーを制定している。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

本学は、その使命・目的に基づいて、教育・研究体制を整備してきている。学部は共生の理念の実現のため、共生科学科の1学部1学科のみであり、その下に下位区分として教育目的をより明確にするために、「共生科学専攻」「初等教育専攻」「福祉専攻」「スポーツ身体表現専攻」及び「グローバルコミュニケーション専攻」の5つの「専攻」を設置している。

大学院研究科は、広く教育に関わる人材を受け入れる2研究科3課程体制である。通信教育課程の教育学研究科は、学部共生科学部を基礎とし、修士課程及び博士後期課程の2専攻の構成である。また、教育実践研究科は通学課程であり、教育実践に関する研究を重視した専門職学位課程である。

こうした学際的教育研究要素に加えて、本学では専門的研究も重要であると考え、専攻や各科目区分において専任教員を配置し教育内容の向上を図っている。

また、本学の使命・目的を達成するために、「企画室」「IR室」「社会貢献室」「教育研究推進・連携室」といった管理運営ならびに教育研究・社会貢献に係る組織を置いている。このうち、企画室は、「戦略的な大学運営に係る重要事項に関して、統括的な観点から企画し、総合調整及び推進を図る」部門（星槎大学企画室規程第2条）、IR室は「必要な学内外の情報を収集及び分析し、得られた知見をもって大学経営、教学改善に資すること」が目的の部門（星槎大学IR室規程第3条）であり、大学運営をより効果的にするための組織である。社会貢献室は、社会貢献を担う部門として、「附属エクステンションセンター」「附属国際交流センター」「附属国際問題研究所」を統轄している。社会貢献室では、エクステンションセンターが共生の理念を生かした公開講座、シンポジウム等を実施している。

一方、「教育研究推進・連携室」は教育研究の骨格となる部門であり、「附属研究センター」「附属教職総合支援センター」「図書館情報センター」「総合学修・就職支援センター」等を統轄している。各センターは、それぞれの使命・役割・目的に応じて、「現場に根差した教育・研究、理論と実践の往還による教育・研究の実施と成果の蓄積」を行っている。特に、共生の理念により附属研究センターが中心となり、共同研究の実施、大学紀要（『共生科学研究』）、附属研究センター研究集録の発刊などを行っている。また、附属教職総合支援センターでは教職課程でのガイダンス等を実施、総合学修・就職支援センターでは幅広い学生支援を担当している。

これら教育研究組織の構成とその活動は、本学の使命・目的及び教育目的の達成に大きく貢献しており、使命・目的及び教育目的との整合性は図られている。本学における教育研究組織の構成は、資料1-2-7の通りである。

【エビデンス集（資料編）】 【資料1-2-7】

(3) 1-2の改善・向上方策（将来計画）

建学の精神、教育理念、大学及び各課程の目的を適切に教学組織や方針等に反映し、有効に機能していると判断しているが、大学をめぐる状況は刻々と変化しており、これは通信制大学においても同様である。したがって、時代の変化を踏まえ、通信制大学らしい教育が実現できるよう、今後も、大学運営会議等で十分な議論を重ね、教授会からも十分な意見聴取に努めていく。さらに、学長のリーダーシップの下、各種委員会等の審議を通じ、教職員がそれぞれの役割を担いつつ、協力してこれに当たっていく。

〔基準1の自己評価〕

使命・目的及び教育目的の設定については、本学は、星槎グループの大学として、使命・目的を明確かつ簡潔に文章で示し、その使命達成のために、①本学が設置する学部・大学院研究科毎に人材の養成に関する目的②その他の教育研究上の目的一を、大学学則及び大学院学則に明確かつ簡潔に定めている。また、教育研究活動は教育基本法や学校教育法をはじめとした関係法令等を遵守している。

三つのポリシーについては、建学の精神、大学の使命・目的、学部・学科等の教育目的を反映している。これらは、大学ホームページで公開し、『大学案内』等により、学内外に広く周知している。

社会情勢への対応については、直近では複数年をかけて三つのポリシーとカリキュラムの改訂を行い、社会の変化に応じて対応している。

必要な教員が学部等の教育課程において責任を担うに当たり、基幹教員制度も導入し、中長期計画に基づいて実施している。

大学の運営方針の理解と支持については、年度初めの全学の会議において学長より年度ごとの方針と本学の使命の説明を行うほか、それらの理解のための研修も行っている。

教育研究組織の構成との整合性については、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性は図られている。

以上のことから、本学は「基準1」を満たしていると評価できる。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

<共生科学部>

本学部は、教育の基本理念のもと、「共生」に関する学際及び複数の専門分野を横断する学芸を教授研究し、共生科学の専門的な知識を授け、21世紀に輝いて生き、社会に貢献できる人材の育成を図るとともに、研究成果を広く社会に提供し、社会の発展に寄与することを目的としている。教育目的や建学の精神、令和6(2024)年度から適用しているディプロマ・ポリシー等に基づき、入学者受け入れの方針を学部及び研究科ごとに、アドミッション・ポリシーとして後述のように定め、「大学ホームページ」及び「学生募集要項」、「学生ハンドブック」等で周知している（資料 2-1-1, 2, 3）。入学希望者及びその保護者を対象とした私立大学通信教育協会主催の合同説明会や個別相談会においても入学者受け入れの方針について説明を行っている。

また、通信制課程のみを設置する大学として、学ぶ機会をすべての人に対し平等に開くとともに、「共生科学」を学問分野とした教育研究活動を行っている。「学びたい」と感じたときがその者にとっての学びの適齢期であり、その「学び方」も多様であるとの考えから、社会人も含めたあらゆる者に、学びを提供している。このような考え方にに基づき、大学の教育理念に共感し、強い意欲をもって学び、かつその学びを社会における実践につなげていく志をもつ者を広く受け入れる。

(共生科学部 アドミッション・ポリシー *ホームページより転載)

星槎大学は、通信制課程のみを設置する大学として、学ぶ機会をすべての人に対し平等に拓くと共に、「共生科学」を学問分野とした教育研究活動を行っています。

「学びたい」と感じたときがその人にとっての学びの適齢期であり、その「学び方」も多様であるとの考え方から、社会人も含めたあらゆる方にとっての学びやすさを提供しています。星槎大学では、このような考え方にに基づき、大学の教育理念に共感し、強い意欲をもって学び、かつその学びを社会における実践に繋げていく志をもつ人を広く受け入れます。

<大学院>

大学院では、教育学研究科修士課程、博士課程、教育実践研究科専門職大学院が個々で独立した教育理念・目的を持つ。そのため、それぞれの目的に沿ってアドミッション・ポリシーを定めている。

具体的に教育学研究科修士課程では、教育の高度な学術研究を通じて、教育の各分野・領域に内在する次世代につなぐ教育の専門的知識・技能を培い、その能力を、発揮することにより、共生社会の進展に貢献できる人材を養成していくことを目的とする。そのため、この目的に沿い、教育を広義に捉え、多様な社会人入学者を受け入れるためのアドミッション・ポリシーとなっている。一方、教育学研究科博士後期課程では、研究の側面から「実践と理論を往還しつつ研究を遂行する意欲を有する」ことを中心に、理論と実践の往還を追究できる者を重視したアドミッション・ポリシーとなっている。教育実践研究科でも同様に、教育を広くとらえており、専門学校等を含む多様な学校教員、教育実践に関わる職業人を受け入れるためのアドミッション・ポリシーとなっている。

これらのアドミッション・ポリシーは、教育課程の改訂に合わせた見直しを行っており、令和 6(2024)年度からの全学を挙げた新カリキュラムの実施に伴って、開設間もない博士後期課程を除いて見直しを行った。アドミッション・ポリシーはホームページ、学生募集要項、大学院学生ハンドブック等に掲載し、周知を図っている(資料 2-1-4, 5, 6, 7, 8, 9, 10)。

(教育学研究科修士課程 アドミッション・ポリシー *ホームページより転載)

教育学研究科では、①自らの実践を発展させていくことを目指す現職教員、②教育に係る諸課題を解決しようとする専門職及びそれを協働的・探究的に解決しようとする意欲のある方、③国内外での様々な活動を通じて共生社会の実現に貢献したい方、教育に関して高度に研究する意欲と基礎的能力がある方の入学を期待します。

本研究科では、学生が学修かつ研究した成果をベースに自らの実践を省察しながらその資質能力の質的向上を図りつつ、学校現場や地域において教育環境の創造を推進できる人材の育成、及び、実践に基づく高度な研究を展開できる研究者の養成を目指します。

(教育学研究科 博士後期課程 アドミッション・ポリシー *ホームページより転載)

博士後期課程では、教育を通じて共生社会を実現するべく、新たに発生する高度な教育課題を解決するために実践に根ざした研究を自律的に遂行できる教育実践者や、次代の教育実践者を大学等で養成するような教育者・研究者の育成を目的とします。その際、対象となる人材には、初中等教育の学校教員、教育養成課程を中心とした高等教育の教員、看護医療人材養成を担う教員・教育担当者などを広く教育に関わる者が含まれますが、いずれにしても、理論のみの研究を行う者ではなく、実務・実践にも携われるような者の養成を目指しています。そこで、次のような意欲と能力を持った学生を広く受け入れます。

- 1.自身の現場における教育での課題解決に向けて、実践と理論を往還しつつ研究を遂行する意欲を有する者
- 2.具体的事象に関して抽象的・普遍的な視点も交えて考察する素養、ならびに、実践に根ざした理論を構築するための理論的思考力を有する者
- 3.自身の現場に関して、学問としての教育学以外での、必要な専門知識・経験を持つ者
- 4.研究により生まれた知見を教育の現場での実践的な問題解決に活用し、現場の改善へとつなぐ役割を積極的に担い、研究成果の情報発信をしていく意欲を持つ者

(教育実践研究科 専門職学位課程 アドミッション・ポリシー *ホームページより転載)

本研究科で養成する人材は、学校教員、専門学校等の職業人材養成機関の教員等である。これらの人材のうち、教育の諸課題を適確に理解して対応し、また、学習者の特性を理解したうえで指導できるようになることを目指す方の入学を期待します。そのために、次に掲げる能力、目的意識、意欲等を備えた学生を求めます。

- 1.継続的な学修を行い、教育に関連する専門職として職務を遂行するための心身の自己管理能力を有する者であること
 - 2.修了後に、教育の専門職者として活動するために求められる知識や技能等を修得することに対する明確な目的意識を有している者であること
 - 3.教育に関わり生涯にわたり自己研鑽を積む意欲を持つ者であること
- また、入学者選抜においては、以下のような評価方法を用います。

- 1.選考は、事前提出の小論文による出願書類に係る書面審査、論述審査、面接審査により行う。
- 2.審査においては、上記の3つの能力、目的意識、意欲を測るために設けられた評価規準により総合的に判断する。

【エビデンス集 (資料編)】 【資料 2-1-1】 ~ 【資料 2-1-10】

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

<共生科学部>

学部では、4月生、10月生とも、WEB出願及び郵送による出願を受ける。出願に当たっては、学部教務委員会のアドミッション・オフィサーが入学願書等による入学資格の確認を行うとともに、アドミッション・ポリシーに基づいて「星槎大学入学者選考規程」により「志望理由書」等の書類選考を行っている。入学に関しては、教授会の意見を聴取し学長が許可する(資料 2-1-11, 12, 13)。

アドミッション・ポリシーに沿った入学者受け入れでは、共生社会を形成する通信制大学として、学修意欲のある多様な学生に門戸を開くことを常に意識している。その観点から、支援が必要な学生の積極的な受け入れや、新型コロナウイルス感染拡大により、他大学で孤立感を深め学修が続けられない学生などの受け入れも進めてきている。また、自分のペースで学修を進めたい18歳年齢層の学生の受け入れを積極的に支援していく体制も整えている。具体的には、令和3(2021)年度から附属総合キャリア支援センター(現、附属総合学修・就職支援センター)において、教育相談や教育支援を行っている。

編入生の入学審査において、編入資格の要件を精査し、適切な学年への編入学を認めている。また、養成人材像や入学希望者のニーズに応じて「専攻」という5つの下位区分を設けていることから、出願者から提出された志望理由書を重視し、審査する際、適切な専攻であるか等の確認をしている。このように、入学者をはじめ、編入生や教員免許・資格取得希望者に対し、個々の入学希望者の学修ニーズに応じた専攻で学修が進められるよう、適正な手続きを踏まえて受け入れを行っている。

<大学院>

両研究科の各課程ともアドミッション・ポリシーに基づき、広報募集活動を展開している。夏・冬には、フェスタとして研究交流を中心としたオープンキャンパスを開催し、併せて大学院セミナー等の公開の行事の中で大学院説明会を開催している。資料請求者等に対して受験前に原則、「個別相談」を実施している。「個別相談」では、特に修士課程・専門職学位課程段階で、必要に応じて両研究科のアドミッション・ポリシー及び研究科の理念を説明し、適切な進学先の選択ができるよう配慮している。「個別相談」には事務局職員と教員の両者が関わっている。博士後期課程においては、アドミッション・ポリシー、研究科の理念のほか、教員の専門性も踏まえた面談となるようにしており、入学後のミスマッチがないよう配慮している。

入学試験では、課程ごとに入試委員会を組織し、試験では全専任教員が担当している（資料 2-1-14）。書面審査においては、アドミッション・ポリシーに則り、入学資格の確認を行っている。また、修士課程・専門職学位課程では事前小論文を課し、論文作成能力を確認している。面接審査では、各研究科のアドミッション・ポリシーを踏まえ、修士課程では、研究や共生科学に対する態度、2年間に於いて修士論文の作成が可能かを審査し、専門職学位課程では、理論と実践の両面を意識した学び・研究を行う資質があるかを審査している。両課程とも、書面審査、小論文審査、面接審査では、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づく採点基準により評価し、評価結果を臨時教授会にて審議し、可否の審議結果を学長に報告して最終決定している（資料 2-1-15, 16）。

博士後期課程では、書面審査においては、アドミッション・ポリシーに則り、入学資格の確認を行い、筆記審査では、専門科目の小論文と語学を課している。専門科目では専門性と論述能力を、語学では入学後に必要な語学運用能力を確認している。受験生は、実践を行い、それを研究する社会人であるため、書面の1つに最大6枚での研究計画書を課し、面接審査においては、研究計画での課題意識や実行性、研究遂行能力を十分に確認している。博士後期課程においても、書面審査、筆記審査、面接審査では、それぞれのアドミッション・ポリシーに基づく採点基準により評価し、評価結果を臨時教授会にて審議し、可否の審議結果を学長に報告して最終決定している（資料 2-1-17）。

なお、星槎大学大学院入学資格審査規程には個別の入学資格審査を定めており、修士課程・専門職学位課程では、個別の入学資格審査を行っている。個別の入学資格審査に関しては、入試委員会の意見を参考に研究科長が書面審査を行い、出願許可の判断を行っている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 2-1-11】～【資料 2-1-17】

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

<共生科学部>

本学部の入学定員・編入学定員、収容定員充足率は、エビデンス集（データ編）「【共通基礎】認証評価共通基礎データ」に示す通りである。

現在の入学定員・編入学定員及び収容定員は、本学部の教育研究環境の規模、教育課程の構成に応じたものとなっている。本学は、通信制大学であり、編入学者も多いこと、自

分のペースで最短修業年限に捉われずに学ぶ者も多いこと、4月以外にも入学者がいることが特徴である。このような、生涯学習、社会人の学びの特徴を踏まえつつ、収容定員を意識した学生の受け入れを行っている。

<大学院>

教育学研究科修士課程については、それぞれのコースにおいて、一定数の入学生を得ることができている。直近2年間の入学者数は、入学定員50名に対して、令和4(2022)年度入学者が30名、令和5(2023)年度入学者が29名であった。入学生はやや減少傾向にある。一方、2年以上在籍している学生が一定数いるため、収容定員に対しては82%程度となっている。

教育実践研究科専門学位課程については、コース制ではなく全体で定員管理をしている。直近2年間の入学者数は、定員15名に対して、令和4(2022)年度入学者が23名、令和5(2023)年度入学者が16名であった。本研究科は2年間で修了できるものが大半であり、教員数も必要最低数より余裕をもって配置をしてはいるが、過剰な入学者超過にならないよう入学試験における選抜上の配慮も行っている。

教育学研究科博士後期課程は令和2(2020)年に開学し、令和5(2023)年3月に初めての修了生を輩出した。直近3年間の入学者数は、令和3(2021)年は1名、令和4(2022)年は6名、令和5(2023)年は2名となっている。博士後期課程は通信制で学位取得を目指すため、厳しい選抜を課しており、入学者は定員に比べて少なめである。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

学部及び大学院では、教育課程・授業内容を共生社会に必要とされるものとするために不断の見直しを行っている。この教育課程の見直しに合わせ、アドミッション・ポリシーも定期的に確認し、必要な改善を行っている。

また、様々な事情を抱えながらも学び続けたいとの意思がある幅広い年齢層の学修ニーズに対応している。これらを踏まえ、今後も「大学ホームページ」等において、入学者受け入れの方針を周知徹底し、入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持を図っていく。さらに、共生社会を形成する通信制大学として、学修意欲のある多様な学生に門戸を開くことを常に意識しており、コロナ禍を経て、増えている若年層学生への支援体制も整えるよう努力している。

今後は、これまで以上にこうした取り組みをさらに推進し、星槎グループ内高等学校などからシームレスに大学進学をして学びを続けられるような仕組みを検討していく。中高事業部と連携した形で附属総合学修・就職支援センターの機能を向上させ、多様な学生の受け入れを積極的に行っていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

<共生科学部>

学部では、全教職員が協働し、全学を挙げて組織的に学生の学修支援に当たっている。学修の具体的な支援について、非常勤講師等を含む全教職員に周知するため「教員ハンドブック」を配布している。また、毎年3月に非常勤講師会議を開催し、基幹教員も含めた全教員で学修支援等の意見交換を行い改善に努めている。(資料 2-2-1, 2)

基幹教員で構成しているマンツーマン指導員は、セキュリティをかけたポータルサイト上で学生の学修状況を把握しつつ、SNS では学生と教職員、学生同士の交流を促進する体制を整えている。また、マンツーマン指導員は、オフィスアワーを含め、学生からの質問や相談に対して、Google クラブルームやメール、Zoom といった WEB 会議システムなどを活用しながら、きめ細かな学修支援を行っている(資料 2-2-3)。事務手続き等の質問は、ポータルサイトやメールから職員が対応する体制を整え、教職員が連携しながら学生の情報を共有している。

授業は、印刷教材等による授業、面接授業、メディアを利用して行う授業のいずれか、又はこれらの併用により行っている。科目における学修支援として、授業の到達目標及びテーマ、授業計画、スクーリングでの学修内容、評価の基準・方法等を、シラバスや学修指導書に示している(資料 2-2-4, 5)。特に、通信制課程である本学部では自学自習が学びの中心となるため、シラバス以外に学修指導書を作成し、自学自習の進め方を詳細に示している。また、Google クラブルームにおいて各科目に関連する最新情報やスクーリング資料を記載するとともに、ここでも学生の質問に科目担当教員が回答できる機会を設けている。

スクーリングは、平日に働く社会人や他の教育機関で学修している学生が受講しやすいよう、主に週末や長期休暇時に開講している(資料 2-2-6)。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響により対面によるスクーリングが難しかったことから、WEB 会議システムを有効に活用してスクーリング(本学では「Web ライブスクーリング」と称している)を自宅から受講できるようにした。新型コロナウイルスが感染法上 5 類に移行した令和 5(2023)年度からも、Web ライブスクーリングを積極的に開講するとともに、必要に応じて Web ライブスクーリングと会場スクーリングとを同時に行う「ハイフレックススクーリング」を開講している。これらの開講方式は、遠隔地在住や心身の状態を踏まえて会場に来るのが困難な学生への対応、学生の移動時間など時間的コストや交通費、宿泊費等の経済的コストの軽減等につながるだけでなく、会場において直接担当教員と接することによって学びを深めたいという学生のニーズにも応えている。また、実技を伴う科目では、定員を設けた会場スクーリングで学修をすることにより、実技の性格を損なうことなく教育の質を担保している。

<大学院>

Zoom を教員個人が利用できるようになり、Zoom を積極的に活用した学修支援が可能となった。従来のメールを主とした学修支援に比べ、画面を通じて顔を見ながら指導できるようになり、よりスムーズな研究指導を実施している。また、各科目においては、Google

クラスルームを開設しており、資料の共有、質問への回答など、教育学研究科のような通信制、教育実践研究科のようなオンライン中心の通学制でも安心して学べる支援を行っている。併せて、各課程では、入学時のガイダンスにおいて重視される研究・学修上で取り組む課題に対する指導を行っている（資料2-2-7）。これには履修に関する指導や研究倫理に関する指導がある。また、各課程とも、教員と職員が連携して支援に当たり、Google クラスルームや PC 操作面の困難を抱えた学生には職員がサポートしている。通学制の教育実践研究科では各教員がオフィスアワーの時間を設け、オンラインも含めて相談できる体制を取っている（資料2-2-8）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料2-2-1】～【資料2-2-8】

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

<共生科学部>

a. ティーチング・アシスタント（TA）等の活用

Web ライブスクーリングやハイフレックススクーリングにおいて、①複数の教員が担当している②受講生が多い③グループワークが多い④WEB 会議システムの操作に不安のある教員がいる等の現状がある。必要に応じて教育的配慮のもとにティーチング・アシスタント（以下、TA とする）が教育補助業務（演習、実習、調査等の授業の補助、教員の指示に基づいた学修上の指導、ブレイクアウト・セッションといった Zoom の操作など）を行っている。また、本学部生には社会人が多いことから、TA として教育の補助業務に携わらせることによって学部教育の充実を図っている（資料2-2-9）。

b. オフィスアワーの実施

通信制課程である本学部は、ポータルサイトや Google クラスルーム、メールによる学生からの問い合わせをいつでも受け付けている。中でも、決められた曜日や時間帯で基幹教員と学生がコミュニケーションをとることができるオフィスアワーを設けている（資料2-2-10）。

この機会に、マンツーマン指導員は WEB 会議システムを活用して履修計画やレポートの書き方の指導等、科目担当基幹教員は授業に関する学生からの質問に対して解説等の学修支援を行っている。

c. 特別な配慮を必要とする学生への対応

本学は、教育の基本理念を踏まえた特別支援教育に関する科目やその研究者も多く、特別支援教育を学ぶ学生も多い。また、視覚障害や聴覚障害、発達障害のある学生及び医学的な病名はついていないが特別な配慮を必要とする学生も一定数在籍している。さらに、毎日通学できないなどのメンタル面での配慮を要する不登校経験者等も入学している。

上記の理由により、学業を継続していく上で様々な困難を抱える一定数の学生に対して、履修登録などの事務手続きや学修支援を附属総合学修・就職支援センターに「学修支援室」を設置し、対象となる学生に対して組織的に支援を行っている（資料2-2-11）。ここでは、従来使用していた「学生支援ハンドブック」を、障害者差別解消法の趣旨に沿った「星槎

大学における障害を理由とする差別の解消に関する基本方針」及び「星槎大学における障害を理由とする差別の解消に関する基本方針に関する留意事項」に則り、令和 4（2022）年度に「学生支援のためのスクリーニングサポートブック（教職員用）」として再編した。また、全教職員に冊子を配布し、合理的配慮に関する理解啓発を促進するとともに基幹教員を中心に合理的配慮に関する研修会を定期的に行っている（資料 2-2-12, 13, 14）。

特別な支援を必要とする学生に対しては、入学時等に提出された合理的配慮申請書をもとに、学生支援特別委員会で支援する内容を検討している。これを踏まえ、附属総合学修・就職支援センター、教務委員会、教職総合支援センター等が緊密に連絡を取り合い、全教職員がポータルサイト上で共有するとともに、必要に応じて個別の支援を実施している。これらの情報は、全学生に対して入学時に説明するとともに大学のホームページ上でも常時案内をしている（資料 2-2-15, 16, 17, 18）。

本学部における合理的配慮は、主に次のようなことが該当する。

視覚障がいのある学生にはスクリーニングで使用する資料等をあらかじめテキストファイルで送る、聴覚障がいのある学生には音声文字変換ソフトといった ICT (Information and Communication Technology) を活用する。緊張感や不安感が強い学生には Web ライブスクリーニングにおいて一定時間学生の画面をオフにすることが可能など配慮をしている。口頭によるコミュニケーションの困難さを抱える学生にはチャットで文章による回答を行うなどコミュニケーション方法に対して配慮を行っている。

教育実習や社会福祉士受験資格取得を目指す「相談援助実習」においても、コミュニケーションや対人関係が苦手な学生もいることから、事前に実習先とも連携を行いながら個別の配慮をしている。

上述した学生らへの心理面のサポートとして、専門的知識のある教員によるカウンセリングなどの相談体制を充実させている。

d. 中途退学、休学への対応

学部では、やむを得ない理由から中途退学や休学を希望する学生に対して、学則に則った対応を行っている。ただし、所定の手続きを踏む前に、マンツーマン指導員が退学・休学届の確認をし、必要に応じて学生のフォローアップを行っている。

<大学院>

大学院では、学生の大半が社会人であることに鑑み、TA や RA (Research Assistant) の活用は行っていない。TA に代わる方法として、学修支援体制を整えるために事務部門との連携を密にし、学修支援環境の充実を図っている。また、修了生である客員研究員との共同研究を進めているケースや、客員研究員を交えたゼミ活動を行っている場合もある。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 2-2-9】～【資料 2-2-18】

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

学修支援は、附属総合学修・就職支援センターを主とし、学生支援課と連携しながら全学的な取り組みを行っている。さらに、マンツーマン指導の充実を図ることにより学生の

孤立感をなくし、学生が多様で複線的できめ細かな支援が受けられるように配慮している。

今後は、学修支援に係る具体的な情報を全教職員で共有して各科目の授業改善を図るとともに、特別な支援を必要とする学生のニーズに合わせたより丁寧な指導ができる環境づくりを整備していく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

本学は、星槎の掲げる理念や大学の教育目的に共感し入学した学生の学びを大学全体で支えて当初の目的を達成できるように、その核となるセンターとして令和元(2019)年度に「星槎大学附属総合キャリア支援センター(Seisa Accessibility and Career Support Center 略称：SACS センター)」を創設した。令和4年(2022)年度から、学修支援に特化した「学修支援室」とキャリア形成の支援を中心とした「就職支援室」を統合した「附属総合学修・就職支援センター」に再構築した(資料 2-3-1, 2, 3)。

<共生科学部>

a インターンシップを含めたキャリア教育のための支援体制

学部では、これまでキャリア教育として、「キャリアデザイン入門」、「キャリアデザイン基礎」、「インターンシップ」等の科目を開講している。また、カリキュラムマップ(資料 2-3-4)を作成し、学生のキャリアデザインを踏まえたキャリア教育としての学びを深める方向性を示している。その際、マンツーマン指導員がキャリア形成を踏まえた履修相談にのる体制を整えている。

b 就職・進学に対する相談・助言体制

学部では、これまで生涯学習や資格・免許取得希望の学生が中心であったことから、特に教員免許取得に関するガイダンスや教員採用試験対策を行ってきた。しかし、近年学士を取得して就職を希望する学生が徐々に増えてきたことから、就職支援室に就職支援コンサルタントを置き、令和4(2022)年度から「就職支援ガイダンス」を開催している(資料 2-3-5)。

学部からの進学先の一つとして、星槎大学大学院教育学研究科及び教育実践研究科の案内を行っている。令和4(2022)年度には本学部生向けの大学院進学ガイダンスを実施するとともに、卒業論文スクーリングにおいて、大学院の案内も行っている。また、ポータルサイトにオープンキャンパスやフェスタ(サマー、ウインター)、各種セミナーといった大学院の案内を適宜掲載している(資料 2-3-6)。

学部生の就職や進学に関する相談は、マンツーマン指導員や学生ポータルサイトの質問フォーム等からいつでも対応できる体制を整えている。

<大学院>

附属総合学修・就職支援センターでは、大学院生の相談にも対応している。相談は少ないが、大学院専任教員で精神看護学を専門とする教員を配置することで、学生に寄り添うことができる相談体制の整備に着手したところである。併せて、大学院では、指導教員単位で、転職希望（特に高等教育機関への転職希望）の学生などに対して、個別の助言を行っているケースがある。

また、修了後の大学院生のために、引き続き必要な知識や研究能力を培うための機会として、客員研究員制度を設けている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 2-3-1】～【資料 2-3-6】

(3) 2-3の改善・向上方策（将来計画）

星槎大学でのキャリア支援は、単なる就職のサポートに留まらず、大学入学時から、キャリアデザインやキャリアプランを踏まえたキャリア教育や支援をしている。今後、これまで以上に18歳年齢層の学生が入学することを想定し、令和4(2022)年度から本格的に始めた就職支援ガイダンスをより強化するとともに、引き続き、附属総合学修・就職支援センターを中心に、就職状況を把握し、キャリア支援のフィードバックを行う。また、進学においては、本学部で学んでいる正科生や科目等履修生にも大学院の案内を積極的に行い、学士取得から就職の道のみだけでなく、大学院での研鑽を踏まえたキャリア形成としての道筋を構築していく。

本学部では学士や教員免許、資格取得といった目標を達成する手助けをするだけにとどまらず、その後の長期的なキャリアプランを目的とした支援を関連科目と連動させながら進めていく。

大学院では、学生の大半は社会人学生である。高等教育教員やそれを目指す者には、在学中、修了後に転職をするケースも見られる。現在、教員個人の支援が中心になっているが、今後、大学院事務部を中心に実態の把握や、支援方策の検討を行っていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4の自己判定

「基準項目2-4を満たしている。」

(2) 2-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

<共生科学部>

a. 学生の課外活動などへの支援

学部では、社会人が多いことから、これまで課外活動を積極的に行ってこなかった。しかし、ここ数年、18歳年齢層の入学者が増え、運動部を中心としたクラブ活動が盛んになりつつある。そこで、令和6(2024)年度から課外活動団体としていくつかの正規クラブ及びサークルを指定し、規定に基づいて場所の提供等でその活動を支援している（資料2-4-1）。

b. 学生の健康相談等による支援

学生が在学中に心身の健康などの悩みについて安心して相談できるように、本学では附属総合学修・就職支援センターに相談窓口を設置し、ホームページにおいて電子メールや電話での連絡先を公開しているほか、「学生ハンドブック」等において相談窓口の周知を図っている。(資料 2-4-2, 3)。

相談内容は、守秘義務により厳重に取り扱われ、本人の承諾なしに外部へ開示・提供されることがなく、学生が相談しやすい窓口体制が整っている。相談窓口では、学内の担当相談員がヒアリングを行うほか、公認心理師及び学校心理士資格を有するカウンセラーのカウンセリングを受ける体制を整えている。令和 5(2023)年度は、相談窓口に 1,249 件の相談があり、それぞれの相談にきめ細かく対応している(資料 2-4-4)。

本学部では、箱根キャンパスに保健室を設置している。実技科目の会場スクリーニングがある日は、救急処置の講習を受けた教職員が常駐し、近隣の病院で受診できる体制を整えている。また、必要に応じて保健師資格のある本学基幹教員の助言を受けることができるようにしている。

c. 奨学金など経済的な支援

経済的な支援は、従来から行っている学生支援機構の貸与奨学金による支援、政策的に始まった高等教育の修学支援新制度による支援がある。学生支援機構の貸与奨学金については令和 3(2021)年度 8 名、令和 4(2022)年度 10 名、令和 5(2023)年度 10 名の学生が利用している。一方、高等教育の修学支援新制度については令和 4(2022)年度は給付 11 名、授業料免除 11 名であり、令和 5(2023)年度は給付 16 名、授業料免除 13 名が対象となっている。

なお、過去に本学独自の新型コロナウイルス感染拡大における修学支援として授業料免除を行うなどの支援に取り組んできた。併せて、コロナ禍においては、ほとんどの授業を Web ライブスクリーニングに切り替えたことにより、パソコンやモバイルルーターの貸出業務も行い、経済的に厳しい学生であっても安定して学修が続けられる方策を積極的に行ってきた(資料 2-4-5, 6)。

<大学院>

a. 学生の健康相談等による支援

大学院生も、学部生と同様に附属総合学修・就職支援センターの相談窓口を利用できるほか、心身面では、アドバイザー教員や指導教員、事務局職員が学生相談も兼ねて対応している。また、通学制の教育実践研究科には、学校心理士の資格を有する教員も配置し、学習面・生活面で専門的な相談にも対応できる支援体制を整えている。

b. 奨学金など経済的な支援

大学院では学生支援機構奨学金受給者はいないが、社会人を対象にすることから、教育学研究科修士課程、教育実践研究科専門職学位課程とも教育訓練給付金の対象校となっている。そのため、教育学研究科(一般教育訓練指定)では例年 8 名程度、教育実践研究科(専門実践訓練指定)では例年 20 名程度が給付金を受給している(資料 2-4-7)。併せて、

成績優秀者で職場の推薦がある者に対しては、入学金の全額免除、一部免除の制度を設けており、毎年、数名が免除対象となっている（資料 2-4-8）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 2-4-1】～【資料 2-4-8】

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

学生生活の安定のための支援については、学生に対する経済的支援と、精神的支援の両方が含まれる。これまでの新型コロナウイルス感染拡大での就学支援の取り組みなどを受け、今後も経済的な就学支援を学生支援課の業務として行う。また、通信制課程の特徴を生かした ICT を活用したきめ細かな支援も進めていく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

<共生科学部>

学部においては、スクーリング会場である、横浜事務局と箱根キャンパス、地方のサテライトセンター（星槎国際高校の学習センター）が該当し、そこでの教室が学修環境となっており、適切に整備と運営・管理がなされている。その後、WEB 会議システムの発展により自宅受講が可能になり、学生の利便性を向上させることができた。そのことにより、令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症拡大の対策における対応に関しても、学生の学びを止めることなく、さらなるオンライン受講を進めることができた。また、その際に、学生の自宅の環境整備支援も行い、パソコンやモバイルルーターの貸出業務なども行った（資料 2-5-1）。

現在は、Web ライブスクーリングを主体としながら、ハイフレックススクーリングや会場スクーリングも併せて開講している。特に、箱根キャンパスでは、実技施設の状況を踏まえ、定員を設けるなど、グラウンドや体育館、格技場を適切かつ有効に活用している。

<大学院>

横浜キャンパスは、みなとみらい線日本大通り駅直通であり、エレベーターも完備している。小規模ゼミが可能な教員研究室をはじめ、中規模教室、演習室、図書室、学生ラウンジ、大学院事務室を完備している。中規模教室は、通学制の教育実践研究科の 1 学年が密にならず入れる規模である。さらに、学生ラウンジも、学生同士の集いや、小規模ゼミが開催できる机を備えている。キャンパス内は段差をなくす等の配慮もなされている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 2-5-1】

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

＜全学共通＞

a. 図書館情報センター

教育環境設備の重要な施設である図書館については、大学設置基準及び大学院設置基準に基づき学生の学修及び教員の教育研究に必要な、図書、学術雑誌、視聴覚資料等を系統的・継続的に整えている。

図書及び和雑誌を中心とした学術雑誌については開架方式で配架され、学生・教職員が自由に閲覧できるようになっている。特に横浜キャンパスの図書館は、教育学を中心に図書をそろえており、各課程の基礎となる教科書等を取り揃えている。

なお、令和 2(2020)年度の大学院教育学研究科博士後期課程の開設に伴い、学術雑誌、特に洋雑誌については電子ジャーナルに切り替えを図っており、学生は遠隔地からでもこれらの電子ジャーナルにアクセスが可能となっている。

図書館資料の検索については、図書館情報センター内外からインターネットを介して図書検索システムにより検索ができる。本学は全国に学生が在籍するため、遠隔地の学生からの貸出希望があった場合には、宅配便等を使って貸出（有料）を行っている。

図書館利用実績については、令和 5(2023)年度の場合、横浜キャンパス 8 件（教職員及び通学生を含む）、箱根キャンパス図書館 0 件に過ぎない。その代わりに、本学の図書館利用案内に加えて、遠隔地の学生の図書・学術雑誌等の利用の利便性の向上を図るべく、国立国会図書館サーチ、カーリル、CiNii Research、Google Scholar といった図書・論文等の検索に関する基本的なツールの利用方法を紹介している。また、文献検索、レポートの書き方に関する内容等、アカデミック・スキルの育成に資する動画教材等を図書館ホームページに掲載している。これらの情報を学部生には、「卒業論文」や「共生研究」などの授業において、大学院教育学研究科及び大学院教育実践研究科学生については入学時のガイダンスや各科目の授業時において紹介している。各地の公立図書館等やインターネット上の情報資源の活用を促すとともに、アカデミック・スキルの育成を含めて、学生に対する学修サポートを実施している。（資料 2-5-2）

なお、大学院のある横浜キャンパスについては、星槎大学図書館情報センターとともに、学生ラウンジが「ラーニング・コモンズ」のスペースを有し、情報通信環境を整え、自習やグループワークの設備機能を備えている。

機関リポジトリについては、JAIRO Cloud（共用リポジトリサービス）に設置し、本学の研究紀要等を掲載し、公開している。（資料 2-5-3）

令和 3(2021)年度に神奈川県図書館協会に加盟し、「共通閲覧証」の利用により、神奈川県図書館協会に加盟している大学・短期大学図書館は、この制度に参加している図書館を利用することも可能となった。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 2-5-2】～【資料 2-5-3】

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

<共生科学部>

学部では、新型コロナウイルス感染拡大を機に、実技を伴うスクーリング以外は自学自習から受講する Web ライブスクーリングが中心となっている。実技科目のスクーリングを中心に開講している箱根キャンパスでは、宿泊施設も含め障害者を対象としたスロープやトイレ、浴室がバリアフリーとなっている。

施設の維持管理については、総務部を主管部署として、各法令に規定された点検・検査を行っている。防災対策については、「星槎大学危機管理マニュアル」に則り、年 1 回教職員を対象とした避難訓練を実施している（資料 2-5-4, 5）。

<大学院>

横浜キャンパスは公的施設（横浜情報文化センター）の一部を賃貸し、校舎として使用しているため、エレベーターの利用やユニバーサルトイレなどバリアフリーに関する環境も一定レベル整っている。日本大通り駅より直結しており、車椅子で登校することが可能になっている。また、キャンパス内も段差がないなど、バリアフリー環境が整っている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 2-5-4】～【資料 2-5-5】

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

<共生科学部>

学部では、科目の特性に応じてスクーリングの開催数を決めている。ちなみに、令和 5(2023)年度スクーリング 1 回あたりの受講者数は、全体で平均 25.75 人(標準偏差 28.65、最大値 167 人、最小値 0 人)であり、内訳として、「Web ライブスクーリング」は平均 25.75 人(標準偏差 28.65、最大値 167 人、最小値 0 人)、「対面スクーリング」は平均 6.65 人(標準偏差 7.20、最大値 48 人、最小値 0 人)「オンデマンドスクーリング」は平均 33.67 人(標準偏差 35.28、最大値 167 人、最小値 0 人)で実施しており、ほぼ教育的効果を配慮した人数になっている。

開講科目は、約 300 科目にわたり、学生が興味関心のある科目を選択できるようになっている（資料 2-5-6）。受講者の多い科目については、Web ライブスクーリングの開催回数を増やすこと、必要によって 1 回の受講者数に制限をかけることによって、1 回のスクーリングでの受講生数が過多にならないような配慮をしている。また、実技を伴う会場スクーリングでは、科目の特性や会場の施設の規模に応じて定員を設け、授業の質の担保のみならず、安全管理にも配慮している。

<大学院>

教育学研究科修士課程の令和 5(2023)年度の受講者は 1 科目あたり平均 4 名である（必修科目を除く）。必修科目は学年全体のため人数が多いが、専任教員が全員で指導している。（資料 2-5-7）。

教育学研究科博士後期課程は、各科目とも少人数指導を行っている。これにより、博士後期課程段階で必要かつ丁寧な指導を行えている。

教育実践研究科専門職学位課程は、社会人を意識した時間割であり、金・土・日・月の

午前・午後に授業を開催している。学生の学びやすさを踏まえて 4 学期制である。人数については、Zoom の運用を踏まえ、1 科目の上限を 23 名としている。併せて、議論を行うなどの授業の特性から、原則 3 名以上での開講としている。ただし、資格取得科目など、科目特性も開講、閉講の際に考慮している。(資料 2-5-8)。

【エビデンス集 (資料編)】 【資料 2-5-6】 ~ 【資料 2-5-8】

(3) 2-5 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も、各校舎ともに教育環境を適切に維持・管理していくとともに、授業の充実のため、教育内容に見合った適切かつ適正な受講者数を決定し、教室の割当てを行い、受講者数が教室定員を超えないように配慮していく。授業形態は、Web ライブスクーリングのほか、会場スクーリングを併用したハイフレックススクーリングの開講も拡大し、教室ごとの受講者数を調整し、進めていく。

設備関係では、教員の教育研究支援を図るため、使用する端末機器備品について随時刷新し、適切な整備、運営・管理を行う。また、端末機器を活用した授業の質の向上を図るため、使用する Zoom 画面共有機能、ブレイクアウト・セッションの操作などの Zoom 操作の習熟度を高めていく。

大学院においては、適切な人数で授業やスクーリングを実施できており、今後も継続していく。さらに、通信制課程が中心であることから、図書館情報センターと連携し、インターネットを介した学修に関するガイダンス機能の充実をより強化することにより、今後も継続して学生へのサービスの充実を図っていく。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

<共生科学部>

共生科学部では平成 26(2014)年度より全科目について継続的に授業改善アンケートを行っている。最近の授業改善アンケートの集計は、令和 4(2022)年 11 月 1 日より令和 5(2023)年 6 月 30 日までの期間のものである。この実施周期は、多くの授業担当者が年度を跨いで同じ授業を担当する機会が多いことを念頭に、集計結果の返却時期を翌年度のシラバス作成依頼送付に合わせるために令和 4(2022)年度後半より導入された。集計結果は、令和 5(2023)年 12 月中に翌年度の当該授業のシラバス作成依頼と合わせて授業担当者へ送付した (資料 2-6-1)。

授業改善アンケート全体の集計結果は令和5(2023)年度第2回全学FD研修の中で全教職員にフィードバックされた(資料2-6-2)。このフィードバックでは、学生の意見や要望に基づく授業改善の具体的な取り組みが議論され、分析結果が学修支援体制の改善に活用された。定量分析の結果、学修経験の主要構成要素として「教育効果と学習者の成長」、「学習者の自律的学修」、「教員による学修関与」、「学修資源の整備」の4因子が特定された。特に「教員による学修関与」が「教育効果と学習者の成長」を支える重要な要素であり、「学修資源の整備」が「学習者の自律的学修」を促進する役割を果たすことが確認された。この分析に基づき、学修資源の改善や教員の関与方法の見直しが進められ、教育プログラムの質的向上に寄与している。

<大学院>

教育学研究科修士課程では、授業アンケートを全ての授業について実施している。本研究科の学生は、修士論文を作成する上で、授業科目を選択しているが、「科目の学修は、自分の研究を進める上で役に立ちましたか」という問いに対して、十分役立ったが69.9%役立ったが22.1%であり、大多数の学生が授業科目に肯定的な回答を行っていた。また、本研究科は、通信制課程であるため、レポートの添削指導が学修において重要になるが、「レポートの添削内容は今後の学修に役立つものでしたか」という問いに対して、そうだったが68.2%、どちらかといえばそうだったが18.8%と概ね肯定的な回答が得られた(資料2-6-3)。

カリキュラム改訂の検討においては、修了生からも学修についてヒアリングを実施した。その結果、学生ポータルサイトの見直し、スクーリング方法等、いくつかの提案があり、これら新カリキュラムでは改良した内容にするべく準備をしている。

教育学研究科博士後期課程では、個人が特定される可能性も高いため、アンケートという形ではなく、教職員が学生の声を受けて、教務やFDにおいて改善を図る形を取っている。

教育実践研究科専門職学位課程でも、授業アンケートを実施し、年度末アンケートも実施している。授業アンケートでは、授業における目標が明確であったかや達成されたか、学修量、シラバス・テキストや資料・授業の進め方の評価、科目の評価などを聞いている。結果は全体のまとめのほか、各教員にもフィードバックされる。

学修支援の観点では、目標が明確な学生は目標達成度合いが高いことから、授業の履修者の初回前の目標が明確かを踏まえて、翌年度の履修後の初回の授業に活かすことが可能となっている。また、シラバス・テキストや資料・授業の進め方の点では、2020年度のカリキュラム改訂前にシラバスの満足度が高いとは言えなかったことから、シラバスの充実を図り、特に専任教員が個別で担当することの多い基幹科目・専門科目においてはシラバスの評価が高くなった。分析結果においては基盤科目と、非常勤講師の担当の多い関連科目で評価が高くない面もあったことから、改善を図っているところである。テキスト・資料、授業の進め方も専任教員が担当する基盤科目・基幹科目・専門科目では満足とする声が多くなっている。これらは教育実践研究科内で行ってきたFDや共同研究での授業アンケート分析が生きた結果となっている(資料2-6-4)。

年度末アンケートでは、必修科目の研究を進めるに当たり「教員が十分相談に乗ってく

れたか」や、「年度初めにどのような説明があるとよりよいか」などを聞いている。「教員が相談に乗ってくれるか」は学年によるが少なくとも90%以上は満足している結果となっている。また、「年度初めにどのような説明があるとよりよいか」をもとに、翌年からのガイダンスの改善につなげている（資料2-6-5）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料2-6-1】～【資料2-6-5】

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

<共生科学部>

a. 心身に関する健康相談

本学部生の学生生活に関する相談や意見・要望は、入学志願書に記載する内容をもとに把握している。また、特別な配慮が必要な学生に対して、合理的配慮申請書を申請してもらい、スクーリング等の学修における相談に対応している。さらに、令和元(2019)年度に発足した附属総合キャリア支援センター（現在の附属総合学修・就職支援センター）の相談業務の中で、相談のあった学生の健康状態をより具体的に把握できるようになった（資料2-6-6）。月に1回開催される同センター運営委員会において学生の心身の健康状況の把握や対応方針等について協議を深め、対応の難しいケースについてはケース会議を適宜開催して対応方法の検討を行った。また、守秘義務に留意しつつ記録フォーマットを整備して相談内容の共有化を図り、スクーリング等において関係者間の連携強化に努めた。

b. 経済的支援

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大により、本学部でも支援が必要な学生が少なからず生じていたことから、緊急対策としてコロナ禍対応総合修学支援相談窓口を設置した。これにより、従来からある学費の分納・延納等の学費納入に関する支援策をより柔軟に運用するとともに、これらに上乗せする形でコロナ禍対応の学費減免制度を暫定的に立ち上げ、申請書を提出した対象学生に対して学費を減免する経済支援を行った。また、国のコロナ禍対応の学生支援緊急給付金事業や日本学生支援機構のコロナ禍対応の給付型奨学金事業についても、支援が必要な学生に速やかに漏れなく支援が届くように積極的に対応した。

<大学院>

学生の健康相談に関しては、大学院は人数が限定され、個別性も高いことから、意見要望の把握・分析という形はとっていない。ただし、各課程で学生情報の共有などを通じて、学生の置かれた状況の理解や把握に努めている。

経済的支援については、毎年、教育訓練給付金の受給者が、修士課程の20%程度、専門職学位課程の半数以上を占めることから、データからそのニーズが高いことが予想される。実際、教育実践研究科専門職学位課程で令和5(2023)年度に修了生アンケートを実施した中で、入学のきっかけとして「教育訓練給付金」の影響を挙げた者が9.1%（5名）おり、経済的支援の重要性を物語るものとなっている（資料2-6-7）。

このほか、学費についての分納制度も設けており、一定数が利用することから、経済的支援の意味を成していると考えられる。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 2-6-6】 ～ 【資料 2-6-7】

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

＜共生科学部＞

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大中でも授業を中断させることのないように、通信制大学の強みを生かして授業継続に取り組んだ。特に、スクーリングでは、コロナ禍前から、WEB 会議システムを用いた Web ライブスクーリングによって自宅受講が可能な科目を増やしていたが、コロナ禍により、全面的に Web ライブスクーリングを実施した。実施に当たり、学部生に対してパソコン、タブレットといったデバイスやインターネット接続環境を把握する必要があるとあり、実態調査を行った。その結果、自宅受講の環境が整っている学部生が大多数であったが、少数の学生はインターネット環境やデバイスの不備、不慣れ、子供の世話や親の介護等の家庭事情から静かな環境で受講できないなど、種々の事情からオンライン授業を受講できる環境にないことが判明した。

そこで、本学部ではノート型パソコンやモバイル Wi-Fi ルーターを貸し出すなど、情報機器操作の支援を実施した。その後、緊急事態宣言が解除され、近くにサテライトがある場合はその施設を借用する等、家庭の事情に合わせた支援を行った（資料 2-6-8）。

一方、卒業時における学生の意見については、学部 FD 委員会の中に設けたワーキンググループで検討を重ね、令和 3(2021)年 3 月卒業生を対象にアンケートを実施した（資料 2-6-9, 10）。この結果を受け、学修環境を踏まえた授業改善に向けた研修会や学生ポータルサイトや Google クラブルームの活用、Zoom 操作等の説明会を定期的開催している。

＜大学院＞

通信制である教育学研究科の両課程は、新型コロナウイルス感染症対策において、通信制大学院の特色も生かし、自宅からのスクーリング受講を行っており、大きな影響はなかった。今後、修士課程では、集合型スクーリングも検討しつつ、通信制の特徴を活かした運営を続けている。

教育実践研究科は、通信制で培ったノウハウを生かし、従前よりハイブリッドで授業を運営していた。コロナ禍では完全オンラインに切り替えた時期もあったが、現在は再び、ハイブリッドで実施をしている。ただし、コロナ禍を経て、キャンパスにて対面で受ける学生は減る傾向にある。学生のオンラインで学びたいニーズを生かした双方向性の高い授業を継続するとともに、通学制の特色を踏まえ、通いたいときには通える体制も維持している。

なお、学修環境は、必修科目で研究を進めるプロジェクト研究Ⅰ・Ⅱについて年度末アンケートで、教員の指導、学生間の交流、指導の在り方（頻度、時間、集団と個別の割合）などを調査している（資料 2-6-11）。この結果を踏まえ、教務委員会が中心になり、翌年度以降のプロジェクト研究の改善に活かしている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 2-6-8】 ～ 【資料 2-6-11】

(3) 2-6 の改善・向上方策（将来計画）

新型コロナウイルス感染拡大を機会に、学部では学修環境を改めて構築し直した。今後は、学修支援や学生生活における学生の意見を集約し、より一層支援体制を強化していく。具体的には、ポータルサイトの使い方を分かりやすくすることや、通信制課程であっても学生イベント等のキャンパスライフの充実を図っていく。そのためには、主に支援が必要な学生を対象にしている附属総合学修・就職支援センターだけでなく、学修支援課を中心に全教職員が協力する体制を強化していく。常に学生からの要望を受け付ける体制を維持しつつ、研修会等による全学的な取り組みを継続していく。

大学院は従来からのオンライン授業のノウハウを生かしてコロナ禍を乗り切ることができた。今後は、コロナ禍を経たうえでの、キャンパスの活用についてよりよい学修環境の整備について大学院事務部を中心に進めていく。

健康相談の面では、附属総合学修・就職支援センターを中心にしつつも、各教員が連携して支援に当たる。経済的支援については、学生支援機構の奨学金、高等教育の修学支援新制度、学内独自の支援、大学院における教育訓練給付金などの情報がしっかり伝わるように取り組む。

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れについては、建学の精神並びに教育理念・目的を踏まえ、学部、大学院ともにアドミッション・ポリシーを策定し、アドミッション・ポリシーに沿って入学者の選抜を公正な方法により体制を整え、実施している。

入学定員充足率については、通信制大学の特徴でもある編入学生の多さ、最短修業年限に捉われずに学ぶ者も多いことを踏まえつつ、適切な学生受け入れ数を維持している。

学修支援については、通信制大学の特徴を活かし、コロナ禍前より、学生の自宅から学修が可能であり、そのための Web ライブスクーリングに関する環境整備の支援も行ってきた。障害等の特別なニーズのある学生に対する支援においても、附属総合学修・就職支援センターを設置し、通信制だからできる合理的配慮を行っている。キャリア支援も、附属総合学修・就職支援センターが対応を行っており、個々のニーズに応じる対応を総合的にを行っている。学生サービスや学修環境の整備、学生の意見・要望に関しても、全国に在籍する学生が自宅から学修支援が受けられるようにオンライン化を進めており、個々のニーズに応じたサービスを行っている。

今後も、通信制教育の特徴を活かし、また、さらなる ICT の発展を最大限活用し、障害の有無に関わらず個別のニーズに応じた学修支援体制を強化していく。

以上のことから、本学は「基準 2」を満たしていると評価できる。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

<共生科学部>

本学の教育目的に応じた学位授与に関する方針をディプロマ・ポリシーとして後述のように定め、「大学ホームページ」で公開しているだけでなく、「学生ハンドブック」「教員ハンドブック」等に記載している（資料 3-1-1, 2, 3）。さらに、シラバスでは、その科目がディプロマ・ポリシーにどのように対応しているのかを明記している（資料 3-1-4）。

（共生科学部 ディプロマ・ポリシー *ホームページより転載）

星槎大学は、「人を認める、人を排除しない、仲間を作る」という三つの約束のもと、「人と人、そして人と自然とが共生する社会の創造に貢献する」を教育理念としています。共生科学部は、この三つの約束、教育理念に基づき、「21 世紀を創造する広く深い知の涵養」「共生する心の耕作」「課題探究能力の育成」「インクルージョン教育に基づいた社会実践を担い、社会変革を目指す人材の養成」を教育目的とし、以下の「星槎共生スピリット」を身に付けたものに学位を授与します。

DP1. 多様な人々や生命に対して、他者を認め、他者を排除せず、仲間を作るという星槎の 3 つの約束の精神に則って、共生社会の創造に貢献する姿勢を身につけることができる（貢献力）

DP2. 共生社会創造のために、教育、福祉、環境、国際関係、スポーツ身体表現、等の専門的知見を得ることができる（専門知）

DP3. 自分の専門以外の領域からも得られた知見を統合することができる（統合知）

DP4. 個人や社会にとって必要な課題の解決のため、自律的な課題探究能力を身につけ実践することができる（実践力）

DP5. 共生社会創造の目的のために、様々な分野について絶えず学び続ける態度を持つことができる（継続力）

<大学院>

教育学研究科修士課程においては、開学当初から多くのコースが設置されたことを受け、それらのコースをより統合的な理念に基づいて大学院教育を行うため、令和 2(2020)年度より現状の大学院教育を見直すとともに将来構想について見直してきた。その将来構想に

基づいて、ディプロマ・ポリシーを見直し、機関決定を行った。そのディプロマ・ポリシーは後述の通りである。

教育学研究博士後期課程は、令和 2(2020)年度に、教育に関する実践と理論を往還して自律的に研究を遂行できる実践家を育てるために開設され、その理念に沿ったディプロマ・ポリシーを開設から一貫して維持している。

教育実践研究科専門職学位課程では、平成 29(2017)年の開設以降、教育目的に沿って開設時のディプロマ・ポリシーを維持してきた。その後、専門職学位課程としての認証評価や、2 回の修了生アンケートの状況も踏まえ、教育課程の見直しを行った。そして、令和 6(2024)年度からの新しい教育課程の開始に合わせて、ディプロマ・ポリシーを改訂した。

それぞれのディプロマ・ポリシーは、大学院ホームページへの掲載、年度初めに配布する「大学院学生ハンドブック」に掲載している（資料 3-1-5, 6, 7, 8）。なお、年度初めのオリエンテーションや、教育学研究科では修士論文・博士論文提出に関するオリエンテーション時に説明をしている。また、入学希望者の個別面談においても、アドミッション・ポリシーだけではなく、三つのポリシー全体を説明するように心がけている。

(教育学研究科修士課程 ディプロマ・ポリシー *ホームページより転載)

養成すべき人材像に照らし、以下の①から③をすべて満たす事を本研究科のディプロマ・ポリシーとし論文審査、口述試験にて確認します。

① 知識及び課題探究力、問題解決力

教育に関する修士課程レベルの理論的、実践的、方法論的知識、及び課題を探究する力、ならびに問題解決ができる力を身につけている。

② 研究遂行能力

教育に関わる研究課題について独自性のある研究計画を立案し、研究倫理を遵守しつつ研究を遂行し、その成果を修士論文にまとめ発信する力を備えている。

③ 共生社会への貢献力

自身が行う教育活動を基軸として広く共生社会の創出に貢献する力を備えている。

(教育学研究科博士後期課程 ディプロマ・ポリシー *ホームページより転載)

共生の理念のもと、実践の深い問題意識に裏打ちされた高い専門性を持ち自律的に研究を遂行できる教育・研究の実践者を養成する目的から、博士論文、それに付随する単位修得、学会活動や論文発表等の業績によって、以下の要件をすべて満たす者に対して、博士(教育)の学位を授与します。

- 1.自身の専門分野の知識を活かしつつ、教育に関する実践と理論を往還して自律的に研究を遂行する能力を持つこと。
- 2.教育の現場における課題を本質的問いとして示し、実践から応用可能な理論を導く能力を持つこと。
- 3.自身の専門分野の教育について、個人から社会システムまでを含むような包括的な視点で俯瞰できる能力を持つこと。
- 4.実践を基にした研究から生まれた知見を生かし、教育の現場での実践的な問題解決を行うとともに、現場の改善へとつなぐ役割を積極的に担い、研究成果の情報発信をしてい

く能力を持つこと。

(教育実践研究科専門職学位課程 ディプロマ・ポリシー *ホームページより転載)

以下の要件を満たす者に対して「教育修士(専門職)」の学位を授与します。

- (A) 教育に関して深い専門的学識と社会人として優れた見識を備えるとともに、倫理規範をわきまえ、教育課題の解決に立ち向かう意欲と行動力があること
- (B) 教育に関して高度な専門性を身に付け、不断に教育理論の構築と探求を行って、優れた実践力・指導力を教育指導の現場で発揮できる能力を備えていること
- (C) 教育の専門職者として、職場での良好な対人関係や地域社会との協調関係が構築できる資質能力を有すること
- (D) 教育に関して高度な専門性を身につけ、多様な教育現場にその理論を還元することができること

【エビデンス集(資料編)】 【資料 3-1-1】～【資料 3-1-8】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

<共生科学部>

学則において、ディプロマ・ポリシーをもとにした授業方法に応じた単位、単位認定及び卒業・修了認定、年間履修登録単位上限 48 単位を明確にするとともにこれらの基準を明確にし、厳正に適用している(資料 3-1-9)。これらのことは「学生ハンドブック」で周知している(資料 3-1-10)。各科目の授業計画、評価方法、評価基準については「シラバス」で示し、周知している(資料 3-1-11)。

<大学院>

教育学研究科修士課程においては、令和 2(2020)年の秋にディプロマ・ポリシーを改訂したことに伴い、そのディプロマ・ポリシーに相応するように、令和 3(2021)年度、令和 4(2022)年度にかけてカリキュラムを検討し、令和 6(2024)年度から実施している。

修士論文の審査においては、審査委員が主査の統括のもとに行い、各審査委員が、個別に行う査読と最終試験とにより、評価している。修士論文の最終試験は、口述試験により行っている。評価項目は以下の通りである。1. 研究倫理上、問題がないこと、2. 論文の構成が適切であること、3. 引用が正確に記述されていること、4. 表現が適切であること(差別的表現等がないこと)、5. 論文にオリジナリティがあること、6. ディプロマ・ポリシーの要件を満たしていること、7. 口述試験において審査委員の質問に対して適切に答えられていることである。(資料 3-1-12)

教育学研究科博士後期課程においては、特に必修科目である博士研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲにおいて厳格な単位認定基準がある。これらの科目のうち、博士研究指導Ⅰ・Ⅱでは審査の観点定められ、その観点について条件を満たしたものが合格となる。そして、この科目は進級に関する要件ともなっている。博士研究指導Ⅲは博士論文審査にもかかわる科目となっている。令和 6(2024)年度からのカリキュラム改訂後は、単位取得退学の道を開いた

め、博士研究指導Ⅲは、博士研究指導Ⅰ・Ⅱと同様に審査の観点が厳格に定められているが、本審査が不合格であっても博士研究指導Ⅲが合格になれば、単位取得退学が認められるようにした（資料 3-1-13）。これらの科目では教員 4 名からなる合否判定委員会の審議により単位が認定される。博士後期課程の修了は単位取得の上での博士論文審査の予備審査・本審査合格が要件となる。博士論文審査では、外部の審査委員も含めた 5 名体制の審査により、25 項目からなる博士論文審査の観点を用いて、本学のディプロマ・ポリシーに沿った博士論文となっているかを審査し、その結果を踏まえた教授会において修了判定を行っている（資料 3-1-14）。

教育実践研究科専門職学位課程においては、単位認定基準を各科目のシラバスに明記している。各科目はディプロマ・ポリシーに沿って制定されたカリキュラム・ポリシーに基づいて構成されており、授業方法も専門職学位課程として双方向のやり取りなどを重視している。単位認定基準も、専門職学位課程の理念に沿った教育方法に沿って、科目ごとの特性を踏まえて制定されているほか、授業参加やその中のレポート、試験の評価に偏ることがないように、研究科内で単位認定基準を一定の範囲内に統一している。本研究科では進級の関門科目は存在しないが、必修のプロジェクト研究Ⅰ・Ⅱは順番に取ることであり、学修の順序性を維持している。この 2 科目は授業科目ではあるが、年度ごとに総括の課題の提出があり、特に 2 年次の課題研究は修士論文に近い形の論文の提出を課しており、2 名の教員より合否が判定される。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 3-1-9】～【資料 3-1-14】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

<共生科学部>

a. 単位認定基準

授業科目の評価方法は、科目修得試験、レポート評価、スクーリング出席・参加状況等の多面的な基準を設定し、総合的に評価している。いずれの評価方法、評価規準及び評価の割合は、授業の形態や目的など各々の科目の特性を考慮し、各科目担当教員が適切に判断して成績を付与している。

成績評価は、科目修得試験及びレポート等を総合して評価し、満点を 100 点として、90 点以上を S、80 点以上を A、70 点以上を B、60 点以上を C として合格、60 点未満は D として不合格としている（資料 3-1-15）。なお、本学部では、年度内であれば何度でも、科目修得試験を受けたり、レポートを再提出できる。また、特別な支援を必要とする学生に対しては、学修環境への配慮をするものの評価をダブルスタンダードにはせず、時間をかけて丁寧に指導し、レポートを何度も再提出させ、到達した学修成果の基準で評価している。

複数教員が担当する科目は、事前に主担当教員である責任者がレポート課題や評価基準等を決め、各教員から提出された成績をもとに成績評価の公正性を担保している。

令和 6(2024)年度より実施のカリキュラム改訂を機に、本学部において GPA を本格的に導入した（資料 3-1-16）。本学部における GPA は、全科目に対しての評価を得点化し、平均得点の低い学生に対してマンツーマン指導員が連絡し、学修支援や履修相談の機会としている。

b. 他大学等における履修単位及び入学前の既修得単位の認定

他大学ならびに他教育機関で修得した単位、及び入学前に他の大学院・大学・短大で修得した単位は、学則に定めるとおり、教育上有益と認められた場合、一定の条件を満たしたと判断されるケースに限って認めている。学部では 60 単位まで卒業要件単位として認めている。大学以外の教育施設等における学修については学則に示しており、合計 60 単位を超えない範囲で認められる（資料 3-1-17）。

c. 編入学及び転学

編入学又は転学を志願する者があるときは、書類選考により学長の許可を得て相当年次に入学することができる。転入学又は転学できる者の条件は、学則に示されている（資料 3-1-18）。

d. 卒業認定基準

卒業認定は、学則に定める卒業要件に基づき、学部教授会で意見を聞き、学長が認定して学位を授与する。本学部ではこれらの手続きに先立って、教授会前に共生科学発展科目（「卒業論文」・「共生研究」）の報告会を行うとともに、卒業希望学生の単位修得状況を卒業認定基準に照らし、学部基幹教員が卒業要件の確認をしている（資料 3-1-19）。

このように、本学部における単位認定基準や卒業認定基準等は、適正に運用されている。

<大学院>

a. 単位認定基準

大学院では、成績評価は、授業又はスクーリング、レポート課題等の日頃の学修成果と科目修得試験を総合して評価し、満点を 100 点として、80 点以上を A、70 点以上を B、60 点以上を C として合格、60 点未満は D として不合格としている。なお、教育学研究科修士課程では、レポートや試験で合格しなかった者は、年度内であれば何度でも再試験を受けることができる。博士後期課程においても原則同じ運用体制を取っている。

教育実践研究科専門職学位課程は通学制のため、一定回数のお出席（同時双方向でのオンラインでの出席を含む）を必要条件としつつ、日頃の学修成果と、科目修得試験を総合して単位認定を行っている。単位認定におけるそれぞれの要素の割合は、科目ごとの特性により定められている。

b. 修了認定基準とその厳格な運用

教育学研究科修士課程、博士後期課程では、前項で示したそれぞれの課程での審査の観点に基づく論文審査を行っており、審査体制も明確に定められている。修士課程では、3 名体制で行う修士論文審査の結果を踏まえ、取得単位状況も考慮し、教授会において修了判定を行っている。博士後期課程では、5 名体制で行った博士論文審査の結果案を踏まえ、教授会での投票により厳格に博士論文の可否を判定している。博士論文本審査に合格となった者に対して教授会で修了判定を行っている（資料 3-1-20）。

教育実践研究科専門職学位課程では、学位論文の代わりに主に「プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ」、「教育実践演習」を通じた教育実践研究の成果を「課題研究」（論文）としてまとめ

る形を取っている。「プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ」、「教育実践演習」を必修とし、「課題研究」(論文)の審査を2名で行うことで質の担保を図っている。これらの科目の合格者に対して、取得単位数を踏まえて教授会において修了判定を行っている(資料3-1-21)。

【エビデンス集(資料編)】 【資料3-1-15】～【資料3-1-21】

(3) 3-1の改善・向上方策(将来計画)

学部においては、本学の教育目的と令和6(2024)年度に改訂したディプロマ・ポリシーとの整合性について検討を進め、常に改善・向上に努める。特別な支援を必要とする学生に対する成績評価や通信制課程としてのGPAの活用方法、到達度を統一的な基準で公正な形で行うことは、非常勤・特任教員も含めた全教員が、絶えず事例に基づいて議論を積み重ねてこそできることであり、今後もFD研修等で可能な限り公平性を担保するための努力を重ねていく。

大学院においても、各研究科・課程の目的とディプロマ・ポリシーとの整合性について、定期的に検討を重ね、教育課程の改訂などに併せて必要に応じた修正を行う。大学院では、単位認定基準に基づいた認定を行う。学位論文審査がある修士課程、博士後期課程では、それぞれの基準に応じた学位論文審査を、明確に定められた体制、手順で行うことを続けていく。これらを踏まえて、各課程の修了認定基準に沿って、各教授会の場で修了認定を行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2の自己判定

「基準項目3-2を満たしている。」

(2) 3-2の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

<共生科学部>

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに沿って定められている。本学部においては、令和4(2022)年度にディプロマ・ポリシーの改訂を行い、令和6(2024)年度より、新しいカリキュラム・ポリシーを運用している(資料3-2-1, 2, 3)。具体的には以下の通りである。

1. 教育課程編成の方針及び教育内容

星槎大学では、その理念及びディプロマ・ポリシーに基づいて、通信制課程ならではの多様な学生に応じて、学位授与の方針に掲げる人材を養成するために、以下の方針で教育

課程を編成している。

- A) 共生科学基盤科目群(必修科目、選択必修科目)を人と人、人と自然、国と国の三つの領域に関わるコアカリキュラムと位置付け、4年次編入の学生でも、星槎共生スピリットを学べるようにします。
- B) 教養科目群を置き、学士課程を構成する科目を配置するとともに実践的に共生に関して学べるようにします。
- C) 専門科目群として、専攻専門科目群(共生科学専攻科目群、初等教育専攻科目群、福祉専攻科目群、スポーツ身体表現専攻科目群、グローバルコミュニケーション専攻科目群)を置くとともに、専攻を越えて横断的に学べるようにします。なお、共生科学専攻専門科目群は、教育、特別支援教育、環境、国際関係に区分して科目を配置します。
- D) 学修の集大成として、共生科学発展科目群を置きます。
- E) 資格関連科目群については、教職課程や資格等に必要な科目を置きます。

2. 教育方法

通信制課程である本学は、シラバスや学修指導書を参考に以下のような学びによる教育方法を採用している。

- (1)印刷教材等による授業では、テキストを中心とした自学自習の成果物に対して添削を受ける学修を行っている。
- (2)スクーリングによる授業では、講義・演習科目としてレポート作成による自学自習に加えて、メディアを使ったスクーリング(オンデマンドやWebライブ)を開催している。また、実技科目では会場での対面スクーリングを行っている。これらのスクーリングでは、同時双方向、双方向の質疑を含めた学びを重視している。
- (3)全科目において自学自習を行い、その添削を受けることで、科目修得試験の学びにつながる。また、クラスルームによる教員・学生間、学生同士による学び合い(質疑応答や情報共有等)や最新の情報提供による学修支援を行っている。学修成果の評価について、成績の基準や評価方法は各科目のシラバスあるいは学修指導書に示している。また、GPA制度を活用し、成果を可視化している。各科目はシラバスあるいは学修指導書に記載された基準に基づき、レポートやスクーリング、科目修得試験における達成度をもとに評価する。卒業論文・共生研究論文は、主査・副査又は指導教員による可否の評価を行っている。

<大学院>

カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに沿って定められている。教育学研究科修士課程においては、令和4(2022)年度のディプロマ・ポリシーの改訂を踏まえ、2年をかけてカリキュラム・ポリシーの改訂を行ってきており、令和6(2024)年度より新しいカリキュラム・ポリシーを運用した。

教育学研究科博士後期課程においては、令和2(2020)年度に制定され、完成年度令和5(2023)年度に向けて、学生の専門性の発達、利便性の向上のためにカリキュラム選択の幅を増やし、それに伴ったカリキュラム・ポリシーの微修正を行っている。

教育実践研究科専門職学位課程においては、前述の通り、専門職学位課程としての認証

評価や、2 回の修了生アンケートの状況も踏まえ、教育課程の見直しを行っており、これに伴ってディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの検討を行い、令和 6(2024)年度より新しいカリキュラム・ポリシーを運用した。新しいカリキュラムに際しては、科目のディプロマ・ポリシーとの関連性を見直すために、カリキュラムマップの作成も行った。

いずれの課程においても、カリキュラム・ポリシーはホームページ、大学院学生ハンドブック等に掲載し周知している。また、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーが一貫した内容であるように確認をしている。(資料 3-2-4, 5, 6, 7)

【エビデンス集 (資料編)】 【資料 3-2-1】～【資料 3-2-7】

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

<共生科学部>

星槎大学は、「人を認める、人を排除しない、仲間を作る」という「3つの約束」のもと、「人と人、そして人と自然とが共生する社会の創造に貢献する」とを教育理念に基づき、「21 世紀を創造する広く深い知の涵養」「共生する心の耕作」「課題探究能力の育成」「インクルージョン教育に基づいた社会実践を担い、社会変革を目指す人材の養成」を教育目的とし、ディプロマ・ポリシーを身に付けた者に学位を授与することになっている。これに対して、本学部のカリキュラム・ポリシーは、すべての学生が必ず修める科目として、人と人、人と自然、国と国の 3 領域に関わる「星槎学」「共生科学総論」の 2 科目を置き、4 年次編入の学生でもこれらの科目を修得することとしている。

初学者向けに、星槎グループの成り立ちから星槎大学が開学したきっかけを知る「星槎学」、学部全体を俯瞰する必修科目の「共生科学総論」を受講した上で、「レポートゼミ (基本)」、「共生科学教育論」、「キャリアデザイン基礎」などのコアカリキュラムとなる選択必修科目、さらには、それぞれの専門科目の学修を進め、最終学年に「卒業論文」又は「共生研究」を履修し、学修の成果を論文としてまとめることにしている (資料 3-2-8)。

<大学院>

大学院においては、3-2-①で示したように、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに沿って定められている。修士課程では、①知識及び課題探究力、問題解決力②研究遂行能力③共生社会への貢献力を養うことができるように、授業科目を基幹科目、専門科目、関連科目、研究指導科目に区分し、体系的な学修研究ができるようにしている (資料 3-2-9)。

博士後期課程においては、ディプロマ・ポリシーに掲げる要件を達成するために、課題意識からの研究ができるよう、研究指導科目群をその中核に据えており、研究指導科目群を必修としている。専門科目群においては、ディプロマ・ポリシーに掲げた 4 つの方針に沿って、研究者としての基盤を固めるための必修科目をおいている。また、実践の深化の観点、俯瞰的視野の涵養の観点から選択必修科目を設置している。そして、自身の依拠するフィールドに関わる研究能力を強化する基盤科目群を設置している (資料 3-2-9)。

教育実践研究科専門職学位課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために①教育に関する深い専門的学識と社会人として優れた見識を備えるとともに、倫理規

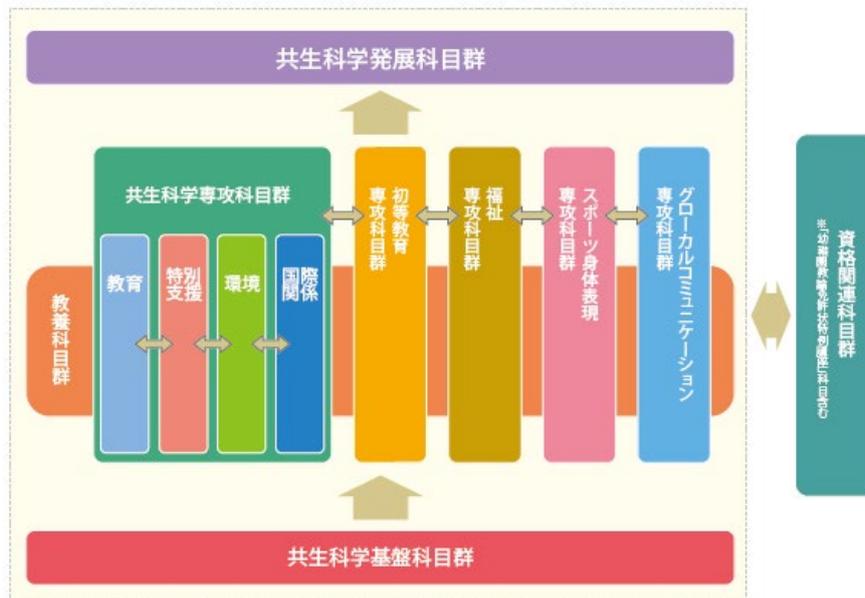
範をわきまえ、教育課題の解決に立ち向かう意欲と行動力②教育に関する深い専門的学識を身に付け、不断に教育理論の構築と探求を行って、優れた実践力・指導力を教育指導の現場で発揮できる能力③教育に関して高度な専門性を身につけ、職場での良好な対人関係や地域社会との協調関係が構築できる資質能力④教育に関して高度な専門性を身につけ、多様な教育現場にその理論を還元することができる能力の4つの資質能力を涵養する教育課程を編成している（資料 3-2-9）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 3-2-8】～【資料 3-2-9】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
 <共生科学部>

本学部は、1 学科のもとに 5 つの専攻を置いているが、カリキュラム・ポリシーに応じた科目を体系的に開講し、それぞれの専攻の特徴を活かしながら、科目群を構成している。

複数の専門分野を横断する共生科学の修得のために、共生科学基盤科目群を土台に配置し、体系的に専攻科目群を配置するとともに、専攻を横断した形で教養科目群を置くことで実践的に共生に関して学べるようにしている。さらに、学修の集大成として位置付けられる共生科学発展科目群へとつなげている。



カリキュラム構造図（共生科学部）

<大学院>

修士課程では、カリキュラム・ポリシーに基づき、①知識及び課題探究力、問題解決力、②研究遂行能力、③共生社会への貢献力を養うことができるように、基幹科目を必修科目とし、共生教育研究と研究方法論を置いている。専門科目では、各校種の教諭専修免許状を取得できるように、各分野の専門科目を配置している。関連科目においては、各専門を

超え、自由に学習できる、研究指導科目に区分し、体系的な学修研究ができる教育学特別研究において、学修の集大成として、修士論文を作成する、研究指導Ⅰ、研究指導Ⅱを必修科目として設置している（資料 3-2-10）。

博士後期課程においては、研究指導科目群（博士研究指導Ⅰ、博士研究指導Ⅱ、博士研究指導Ⅲ）をその中核に据えており、必修としている。専門科目群においては、各学生が共通して身につける能力に関わる必修科目（教育実践講究）、ならびに、各自の領域に合わせて学ぶ特別講究（選択必修）を設置しており、「実践と理論の往還」を具体的な内容から学び、研究の素養を身につけることを目指すための科目を設置している。また、基盤科目群は、教育学研究の意義を再確認し、研究能力を高めるために研究手法とその背景思想を学ぶ科目群である（資料 3-2-10）。

教育実践研究科専門職学位課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために①教育に関する深い専門的学識と社会人として優れた見識を備えるとともに、倫理規範をわきまえ、教育課題の解決に立ち向かう意欲と行動力、②教育に関する深い専門的学識を身に付け、不断に教育理論の構築と探求を行って、優れた実践力・指導力を教育指導の現場で発揮できる能力、③教育に関して高度な専門性を身に付け、職場での良好な対人関係や地域社会との協調関係が構築できる資質能力、④教育に関して高度な専門性を身に付け、多様な教育現場にその理論を還元することができる能力の4つの資質能力を涵養する教育課程を編成しており、必修科目である基盤科目と、選択必修科目である基幹科目を設置している。その他、より専門性を学修する専門科目、全体に関連する関連科目がある。そして、学びの集大成として、必修科目である教育実践演習、プロジェクト研究Ⅰ、Ⅱで構成される教育実践研究科目で構成されている（資料 3-2-10）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 3-2-10】

3-2-④ 教養教育の実施

＜共生科学部＞

通信制課程である本学部は、世代、性別、職業、人種、国境、障害の有無も超え、誰でも自由に学ぶことができるのが特徴であり、10代から90代までの幅広い年齢層の学生が在籍し、その約78%が社会人である（資料 3-2-11）。こうしたことから、本学部にとっての教養の涵養は、生涯の課題としてどのライフステージやライフスタイルでも求められるものであり、「学びたいと感じたときがその人にとっての学びの適齢期」である。

他方、ここ数年、18歳年齢層の入学者が増えていることから、学位取得までの早い段階で幅広い教養を身に付けるようにし、各専攻専門分野及び横断的な学びに繋げている。このように、本学部では学生のニーズに合わせた学びにおいて、より教養を深めることが可能となるよう、様々な特徴のある科目を選択できるようにしている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 3-2-11】

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

＜共生科学部＞

本学部は、通信制大学であることから、印刷教材等による授業、面接授業、メディアを利用して行う授業のいずれか、又はこれらの併用により授業を実施している。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止による影響により、対面でのスクーリングが実施できなかった。しかし、WEB 会議システムである Zoom のブレイクアウト・セッションを活用したアクティブラーニングを実践することによって、国内地方在住者のみならず海外在住の学生が自宅からスクーリングを積極的に受講することができた。この方式は、通信制大学の特徴を生かし、学生の移動時間など時間的コスト、交通費、宿泊費等の経済的コストの軽減等、利便性の向上につながり、学生のニーズに応えている。

<全学共通>

全学 FD 委員会が中心となって本学教職員合同の FD・SD 研修会を開催し、授業方法の工夫や開発に努めている。研修会では、授業力の向上、多様な学び方、合理的配慮のあり方、WEB 会議システムを含めた ICT を積極的に利用した授業方法の改善などがテーマとなっている。また、学部 FD 委員会では、学生による授業アンケートを行い、学生たちの評価が短時間で教員に伝わるように工夫している。さらに、それらと並行して教務委員会を中心に、シラバスの形式・内容また学習指導書の内容等についての検討が行われ、学生が効率よく学修できるようにしている（資料 3-2-12）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 3-2-12】

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

学部では、社会の状況を踏まえ、コアカリキュラムの科目の有機的関連性の強化や専攻間での専門科目の相互乗り入れ、各専攻の独自性や多様性も踏まえた上で、「共生」を軸にした 1 学部 1 学科の分野横断的な統合性を可能にするため、令和 6(2024)年度に本学部のポリシーやカリキュラムを改訂した。今後は、これらを踏まえて研修会等を活用して引き続き教授法の改善を組織的に行っていく。

教育学研究科では、博士後期課程も修士課程ももともと通信制課程であるため、ICT をより有効活用して、自宅において論文指導やゼミ指導が受けられるように FD 活動を積極的に行っていく。またポストコロナ禍において集合型研修も開催していく。

教育実践研究科では、学生のニーズを踏まえて、教務委員会や FD 委員会を中心に、令和 6(2024)年度より実施するカリキュラムの検証を進めるとともに、授業実施においても WEB 会議システムを取り入れた授業と対面授業とを組み合わせ合わせたハイフレックス型の授業スタイルの効果的な運用方法について検証を進める。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

<共生科学部>

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法としては、シラバス及び学修指導書における記載事項を教職員において相互チェックを行っている。卒業論文又は共生研究論文の審査は、全基幹教員で行っている。また、学部教授会の中での情報共有及び年度ごとの授業改善アンケートを通して学修成果の達成に関する履修者の認識及び課題の把握を行っている。

<大学院>

教育学研究科修士課程では、三つのポリシーを踏まえた最終的な学修成果に対する評価は、学位論文の提出と論文審査を通じてなされる。また、修了学生に対して、科目履修及び研究指導に関するアンケート調査を行っており、修士論文完成に至るプロセスについて評価を行っている。令和 4(2022)年度開講科目の授業評価は、受講学生の成績が確定した後にアンケートを配布し、シラバス、学習指導書、スクーリングを含め、講義について全体的な評価を行っている。そのほか、研究科教授会の中で特段の教育上の課題などを毎回共有し、必要に応じて対応を検討している。

教育学研究科博士後期課程では、三つのポリシーを踏まえた最終的な学修成果に対する評価は、学位論文の提出と論文審査を通じてなされる。論文審査は、予備審査、本審査の二段階で行われる。審査委員は学内教員の他、当該論文のテーマに精通し、かつ論文提出者と利害関係がないことが確認された外部の審査委員によって、厳正に行われる。このプロセスに加え、毎年度のさまざまな機会を生かした、以下のような点検・評価を行っている。

- (1) 各スクーリングの学修成果に関する評価
- (2) 年 2 回の研究発表会の成果に関する評価
- (3) 各院生の個別指導を通じての点検・評価（主・副研究指導教員同士の意見交換などから、教授会で院生情報として取り上げられるケースもある）

教育実践研究科専門職学位課程では、平成 29(2017)年度より研究科独自の自己点検・評価委員会を組織し、月 1 回会議を開催して研究科の自己点検評価を計画的に実施している。その結果は必要に応じて教授会へのフィードバックを実施している。また、各学期末の教授会終了後、学生情報共有のための会議（以下、「共有会議」）を実施、学生の進路希望状況、経済状況、単位取得状況、プロジェクト研究の進捗状況について、各授業、個別の学生ごとに状況の確認、情報の共有を行っている。

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

<共生科学部>

共生科学部では、通信制課程の大学としての特色をより一層明確にし、本学の授業改善に繋げるべく、令和元(2019)年度の学部 FD 委員会に作業部会を設け、アンケートの

設問項目及びアンケートの実施方法等を全面的に見直すこととし、アンケート表のタイトルも「授業評価」から「授業改善」に変更した。

令和 5(2023)年度については、令和 4(2022)年 10 月 1 日～令和 5(2023)年 7 月 31 日の期間にて共生科学部授業を対象とする授業改善アンケートを実施し、得られた回答は統計分析にかけられ、全学を対象とする第 2 回目の教育技術や学習環境整備に関する研修において教職員にフィードバックされた(資料 3-3-1)。

<大学院>

教育学研究科修士課程では、科目の改善を目的として授業評価アンケートを実施し、シラバス、学習指導書、スクーリングを含めて講義が学生の学修に適切であったかの評価を行っている。アンケート結果は集計終了後に担当教員にフィードバックし、以後の開講に向け、必要な改善点の発見とその修正につなげている。また、修士論文を完成させるまでのプロセスに関する評価では、研究のテーマ設定、研究発表等、論文執筆のそれぞれのプロセスに対する指導について、令和 3(2021)年度修了者からの評価では、いずれのプロセスについてもほぼ「適切だった」との評価を得た。

教育学研究科博士後期課程では、学修成果の点検・評価については、既述の通り(1)各スクーリングの学修成果、(2)年 2 回の研究発表会の成果、(3)各院生の個別指導を通じての点検・評価を経て、最終的には学位論文の提出と論文審査によって行われている。教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けてのフィードバックの方法としては、毎年度末に「学生満足度調査」を実施している。調査項目としては、カリキュラム全体、研究指導、運営、施設設備に関する満足度及び本研究科を人に勧めたいかを尋ねた上で、具体的な理由と改善案の自由記述を求めている。これらの結果は博士課程の全教員にフィードバックされ、次年度以降の教育に反映されている。

教育実践研究科専門職学位課程では、平成 30(2018)年 4 月より、本研究科の専門領域に沿った教育課程連携協議会を設置している。教育課程連携協議会では、教育の質の向上のため、教育委員会関係者や専門学校関係者などの関連する学外者からの意見聴取を行い、教育課程の編成や研究科の円滑かつ効果的な運営の参考としている。教育課程連携協議会には、各回とも自己点検・評価委員長が参画するとともに、他の委員会構成員が参画することもある。これらの情報収集は教育活動に活かされるほか、自己点検・評価へも適宜情報提供されている。また FD 研修の成果は教育課程(特に必修科目のプロジェクト研究)の改善に活かされている(資料 3-3-2, 3)。

【エビデンス集(資料編)】 【資料 3-3-1】～【資料 3-3-3】

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

共生科学部は、令和 4(2022)年度より 2 年間にわたり、新たなディプロマ・ポリシーにひもづけられたカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程の再編を行っている。このカリキュラムは令和 6(2024)年度より施行している。その再編においては、カリキュラム・ポリシーの達成に対する教育課程科目群の役割の明確化を目指す。また、GPA 制度を令和

6(2024)年度から本格的に導入する。このことにより、カリキュラム・ポリシー実現状況達成把握の客観化と明確化を目指す。

大学院では、各課程でカリキュラム改革が進行している。修士課程では、大学院教育のあり方、研究指導のあり方について、積極的に方針を提示することなどの改善を進めている。博士後期課程では、これまでの指導及び調査の中で、研究方法論の指導及び院生同士の情報共有や学び合いに対するニーズが浮かび上がっており、1年次の必修科目を全ての教員のオムニバス形式として、研究の基本的な技術について網羅的に扱うことと、研究発表会参加の後に交流の時間を設けることを実施し始めている。今後は、各教員が担当する選択科目の内容や進め方についても検討していく。専門職学位課程においては、修了生アンケートにより抽出した課題を踏まえた改善を継続的に実施していく。

また、令和6(2024)年度からのカリキュラム改訂にあわせて、アセスメント・ポリシーを学部と大学院全体で策定を行った。今後は、この有効活用について検討していく。

〔基準3の自己評価〕

本学では、大学の使命・目的に基づいた、三つのポリシーを定め、ホームページにおいて学内外に公表しているとともに、学部・大学院においても、学生ハンドブックにおいても明記している。その上で、ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定、卒業修了認定を行っている。各科目の授業計画、評価方法、評価基準は、「シラバス」にも明記され、また、通信制大学の特徴でもある「学修指導書」では、学修の仕方だけではなく、評価基準も記されており、その基準に基づいて厳正に単位認定等を行っている。

教育課程については、ディプロマ・ポリシーと一貫性のあるカリキュラム・ポリシーを周知しており、通信制大学の特徴でもある社会人学生のニーズに応じた教養教育や専門科目を設置している。また、学際的である共生科学に基づき専門間の横断的な学びを可能にしている。教授方法においては、テキスト学修では、レポート作成・添削指導において教員と学生との対話を促せるように、LMSを活用している。また、スクーリングにおいては、Zoomのブレイクアウト・セッションを活用したアクティブラーニングを実践しており、より対話的な講義を行っている。

学修成果の点検・評価については、教職員において、シラバスや学修指導書のチェックを行っている。また、学部における卒業論文、ならびに共生研究論文、大学院における、修士論文、博士論文の審査は、それぞれ所属する教員全員で行っている。そして、授業改善アンケート等を行い、その結果について、全教員を対象とした研修会を行い、全学FD活動を行っている。

以上のことから、本学は「基準3」を満たしていると評価できる。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学では、基本組織規程第 4 条において「学長は、学校教育法第 92 条第 3 項に規定する校務をつかさどり、本学を代表して、所属教職員を統督する」と規定し、学長の職務を明確化している。また、全学的な意思決定と教学マネジメントにおける学長のリーダーシップが適切に発揮できるように、同規程第 5 条において副学長を配置し、同規程第 6 条において学長補佐を配置できることを定めている。加えて、同規程第 8 条に「学長が円滑な大学運営を遂行できるように補佐することを目的」として企画室を、同規程第 9 条に「本学の効率的・効果的な計画立案、戦略策定、評価及び意思決定を支援することを目的」として IR 室を置くことを規定している（資料 4-1-1）。

このほか、学長は、本学の重要な事項を審議する機関としての大学運営会議を主宰し、管理運営面に関する事項の意見を聴取したうえで決裁しているほか、毎月第 4 週に開催する全学協議会においても議長を務め、大学の方針を全教職員に直接伝えている（資料 4-1-2, 3）。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学校教育法第 93 条を踏まえ、学部及び大学院研究科の教授会及び各委員会の役割を、大学学則及び大学院学則で明確に定め、学長のリーダーシップを確立するとともに、学長と各会議体の意思疎通が円滑に図られた大学運営を行っている（資料 4-1-4, 5, 6, 7）。大学での最終意思決定機関としては大学運営会議を設置し、本学の運営全般に関する重要な事項について審議、決定している。大学運営会議の代表である学長は、学校法人の理事を兼務し、学校法人全体の方針を伝え、経営及び教学の両面から、意見交換と意思疎通を図る体制を整えている。また、大学運営会議には、専任教員以外の学長補佐も参画し、会議の透明性の確保にも努めている。

教授会では、学校教育法第 93 条に沿い、学生の入学・卒業及び課程の修了、学位の授与のほか、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なもの」については、意見を聴取している。この「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なもの」については、星槎大学学部教授会規程第 3 条に定めている。

大学院においては星槎大学大学院教育学研究科教授会規程第 3 条、星槎大学専門職大学院教育実践研究科教授会規程第 7 条で、学部教授会規程を準用することを定めている（資

料 4-1-8, 9, 10)。

さらに、学部及び大学院研究科に関する横断的な意思決定を行うために、学長の諮問機関として各種委員会を設置している(資料 4-1-11)。これら委員会は、それぞれの委員会規程に則り選任された教職員により構成され、教育・研究等における課題への対応を含めて、審議・運営を行っている。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

大学の使命・目的を達成するため、「星槎大学事務組織規程」及び「星槎大学事務分掌規程」に基づき事務体制を構築している(資料 4-1-12, 13)。箱根キャンパス、横浜キャンパス、及び事務組織を置く横浜事務局には、合計 43 名の専任職員、9 名の非常勤職員(令和 6(2024)年 5 月 1 日現在)を配置し、それぞれの役割を明確化した上で業務を遂行している。

職員による教学マネジメントを効果的に行うため、大学の意思決定機関である運営会議、及び学部、研究科それぞれの教授会には、事務局長、各部門の部課長が参画するとともに、毎月実施される全学協議会にも、全職員が参加できる体制を整えている。また、各委員会においても、関係する職員が複数名参加し、教学全体での情報共有を図っている(資料 4-1-14)。

【エビデンス集(資料編)】 【資料 4-1-1】～【資料 4-1-14】

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

学長が大学の意思決定と教学マネジメントで適切なリーダーシップを発揮できる体制を構築し、教授会での意見聴取も踏まえつつ、重要な事項を審議する機関である大学運営会議での審議を経た上で、学長が意思決定を実行している。学長は法人の理事も兼務し、経営と教学の意思疎通を図る仕組みを備えている。

本学においては、学長の諮問機関として各種専門委員会を設置し、教職協働で教学を支えている。学長のリーダーシップの下、これらの委員会等を含めた体制がより機能するよう、委員会等の目的、目標をより明確にしていく。その進捗状況を速やかに把握できるよう、学長が定期的に委員長からの報告を受けるとともに、意見交換ができる場を設けるなど意思疎通に努めていく。これにより、学長のリーダーシップのもとで全教職員参加型の大学運営を強化していく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

本学は、教員選考規程に基づき、「本学の建学の精神及び教育理念に共鳴し、豊かな人格識見が有り、本学の教育目標を達成するために必要な教育実績・研究業績・実務経験を有する者」を採用することを基本方針としている（資料4-2-1）。教員は上記の基本方針のもと、学部・各研究科の教育目的や教育課程における必要性に合わせて採用されており、適切な科目を担当し、学生支援や大学運営にも積極的に関わっている。教員の昇任についても、教員選考規程において「資格基準」として明確に定められている。

大学院に関しては、共生科学部を基礎とした教育学研究科、独立の専門職大学院である教育実践研究科が置かれており、博士後期課程に所属する一部の専任教員を除き、共生科学部の基幹教員を兼ねている。博士後期課程の教員のうち、基幹教員を兼ねない者についても、教育学研究科修士課程、教育実践研究科専門職学位課程の専任教員を兼ねており、複数の教育課程にまたがることで、各教員の強みを生かし、また、各教員間の連携を意識した教員配置となっている。

さらに、教育実践研究科においては、専門職学位課程として理論と実務を往還する専門的な研究に対する指導ができるよう十分な数の実務家教員を配置している。また教員養成学部はないものの、教職課程等においても十分な実務家教員を配置している。本学の教員数は以下の通りである。

基幹教員・専任教員数（令和6(2024)年5月1日現在）

	基幹教員数 (院は専任教員数)	設置上の必要人数
共生科学部	53名	21名
教育学研究科修士課程	12名	11名
教育学研究科博士課程	8名	6名
	専任教員数 (うち実務家教員数)	設置上の必要人数 (うち実務家教員数)
教育実践研究科 専門職学位課程	10名 (7名)	7名 (3名)

【エビデンス集（資料編）】 【資料4-2-1】

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学においては、大学全体での教員の資質向上と組織的な教育の能力向上のため、全学FD委員会を定例の専門委員会とし、各年度共通の取り組みと、年度ごとのテーマに沿った取り組みを行っている。

定期的な取り組みには、教育改善のために年に3か月に1度程度実施するFD研修があり、特に教育に特化したものについては、コロナ禍後の令和3(2021)年度は「Zoomを使った授業運営」、令和4(2022)年度は「オンライン環境を活用した学習者中心の授業実践」、令和5(2023)年度は「教育におけるChatGPTの活用」をテーマに教育内容・方法の改善に

資する研修を行った。このほか、相互に教育研究内容を理解し、他者の実践に学ぶための活動としてFD ランチョンを毎月実施し、教員が輪番で発表している。

年度ごとのテーマに沿った全学 FD 研修については、これまで「就職支援体制の構築へ向けて」「合理的配慮」「今後を見据えたDX（デジタルトランスフォーメーション）」「研究倫理」「科研費申請」「ハラスメント防止」等を実施している。また、学部や研究科でも、それぞれの課題に応じたFD研修を実施している。

本学においては、教育改善は、教育を支える事務職員も含めて教職協働で担う観点から、FD研修には事務職員も参画している（資料4-2-2, 3, 4）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料4-2-2】～【資料4-2-4】

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

今後も、教育の質の担保を行える教員組織となるよう教員の確保と配置に努めていく。学部教員においては基幹教員の制度を導入しており、その制度理念に沿って、厳格かつ柔軟な運用を図っていく。本学においては、社会人学生の指導、教職などの専門的職業のための教育も含む側面から、十分な経験を持つ教員が求められるが、併せて年齢構成のバランスを考慮しながら補充を行っていく。

教育の内容・方法の改善に際しては、今後も教職協働でのFD活動を行い、教育の質向上を図っていく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学では、法人主催の職員研修、大学としての職員研修、私立大学通信教育協会など関連する専門団体の研修を通じて、職員の資質向上を図っているが、法人が主催する研修には、「新任者研修」「中堅者研修」「管理職研修」があり、職員の職能段階別に応じて、職員を派遣している。さらに、会計担当の職員においては、法人本部の会計担当と合同で、経理処理に係る業務事項などの勉強会を定期的実施し、会計知識の向上を図っている（資料4-3-1）。

大学独自の研修には、教職員がいずれも参画し、大学運営への理解を深めるものと、専ら職員が参画するものがある。前者には年度の早い時期に行われる星槎大学の歴史を学び、共生について考える研修と、年度の後半に行われるIR資料などを基にした「大学情報を知り大学の未来を考える」研修がある（資料4-3-2, 3）。後者の職員のための研修としては大学運営に係る研修、教職課程や各種資格に係る研修のほか、本学の学生の特性やニ

ーズを把握する手がかりとなる発達障害に関する研修がある（資料 4-3-4）。

このように、本学では職員を中心に、多様な機会を用いて SD 活動を行っている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 4-3-1】～【資料 4-3-4】

(3) 4-3 の改善・向上方策（将来計画）

本学では、FD 同様、SD 活動でも一部、教職協働を取り入れている。ただし、現状では必ずしも FD 研修、SD 研修の切り分けがない部分もある。今後、大学運営をさらに効率的に行える職員の育成に努め、教職協働での資質向上、教員・職員それぞれの強みを伸ばすための資質向上方策を検討していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

個人研究費は共生科学部基幹教員ならびに大学院教育学研究科、教育実践研究科の教授・准教授・専任講師・助教を対象として年額 20 万円を限度として研究に用いることができる。使途の範囲は消耗品、図書、印刷、郵便、学会費、研究出張費等教育・研究に関わるものが対象である。

競争的資金の獲得については科学研究費の説明会を実施し、希望者については教務課と附属研究センター委員が研究計画書についてアドバイスを行っている。科学研究費補助金の申請者数は令和 5(2023)年度は 7 件、採択件数は 1 件である。その他の公募情報については、横浜事務局、大学院事務局及び教務課より教職員宛のメーリングリスト・Google クラブルームにおいて双方向でコミュニケーションができるように随時情報提供している。

学内独自の研究助成金については、「『共生科学』共同研究助成研究プロジェクト」があり、附属研究センター及び事務局長による学内審査で採択を決定している。令和 5(2023)年度は 2 件採択されている。

研究の物理的環境については、学部基幹教員は箱根キャンパスに、大学院専任教員は横浜キャンパスに研究室を所有している。大学院では、通学課程の教育実践研究科、通信教育課程のなかの教育学研究科博士後期課程教員は学生指導の観点から 1 名 1 室、他の教員は 2 名で 1 室、研究室を使用している。さらに、学生も研究活動ができるよう、横浜キャンパスではラーニング・コモンズの機能を有するラウンジスペースがあり、個別に仕切られた学修机 32 席と個人で使用できる PC を配置するとともに、複数で利用できるテーブル・椅子も配置している。併せて、無線 LAN が使用可能となっている。

図書館機能については、箱根キャンパスと横浜キャンパスの図書館がある（面積合計

232 m²、蔵書 26,165 冊)。横浜キャンパスでは教育学を中心とした和雑誌を 50 種類、配架している (資料 4-4-1)。また、本学では遠隔地の学生も図書利用が可能となるよう、令和 3(2021)年から郵送貸し出しも開始した。

研究成果の発表の場としては、個人研究費に関しては年度末の報告が、『『共生科学』共同研究助成研究プロジェクトの研究成果は、『星槎大学附属研究センター集録』への報告書掲載が義務付けられている。また『星槎大学紀要「共生科学研究」』(年 1 回)及び『星槎大学大学院研究紀要』(季刊)の 2 つの学内研究紀要があり、査読制度により研究成果の質の担保を図っている (資料 4-4-2, 3)。

【エビデンス集 (資料編)】 【資料 4-4-1】 ~ 【資料 4-4-3】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関しては、全教員に対して、毎年度当初の個人研究費配分のための「学術研究費実行予算書」の提出の際に、「研究倫理研修」を日本学術振興会による「グリーンブック」あるいは「研究倫理 e ラーニング」のいずれかによって行ったことを確認するように求め、「実施していない」場合は、研究費の予算執行を行わない厳格な研究倫理担保システムを確立している (資料 4-4-4)。さらに年 1 回研究倫理に関する全学研修を行っている。

また、研究倫理の遵守のために「星槎大学研究倫理規範」「星槎大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程」、研究費の適正使用に関しては「公的研究費の適正管理に関する規程」、「公的研究費の不正使用への対応に関する規程」を制定し、全教員がアクセスできる大学のウェブサイトの「教職員連絡ルーム」のページに掲示している (資料 4-4-5, 6, 7, 8)。

さらに、研究倫理上の問題が発生した際には組織的な対応ができるように「星槎大学研究倫理委員会」を設置して、研究倫理上の問題対応体制が整備されている (資料 4-4-9)。

加えて、教員・研究員及び学生が「人を対象とする研究」を実施する際には、研究倫理審査を受けることを義務付けており、そのために「星槎大学研究倫理審査委員会」を設置し、研究倫理審査を行っている。大学のウェブサイトでは、研究倫理審査申請について説明がされており、関係書式がダウンロードできるようになっている。令和 5(2023)年度の研究倫理審査は延べ 68 件の申請があり、29 件が承認された。(資料 4-4-10, 11)

大学院については、全学生と教員が出席する入学時のオリエンテーションでは、研究倫理・研究倫理審査申請に関する研修は必修事項になっている (資料 4-4-12, 13, 14)。

【エビデンス集 (資料編)】 【資料 4-4-4】 ~ 【資料 4-4-14】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

個人研究費は共生科学部基幹教員ならびに大学院教育学研究科、教育実践研究科の教授・准教授・専任講師・助教を対象として年額 20 万円を限度として研究に用いることができる。使途の範囲は消耗品、図書、印刷、郵便、学会費、研究出張費等、教育・研究に関わるものが対象である (資料 4-4-15)。学内独自の研究助成金である『『共生科学』共同

研究助成研究プロジェクト」の年間予算は総額約 300 万円であり、1 件ごとに 40 万円を上限とする研究支援が行われている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 4-4-15】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

科学研究費については、希望者については教務課と附属研究センター委員が研究計画書についてアドバイスを行うなどの工夫を図っているほか、研究費についてのメーリングリスト・Google クラウドによる情報提供も行っている。さらに、事務局と附属研究センターによる相談会や説明会の開催など、採択率向上のための一層の充実方策を検討している。

研究成果の星槎大学リポジトリによる公開は『星槎大学紀要「共生科学研究」』、『星槎大学大学院紀要』、博士号取得者の博士論文であり、今後は教員の研究成果のリポジトリへの掲載をより進めていく。

研究倫理審査申請に関する理解を深めるために、現行の対面方式と ZOOM 方式の併用で行っている研修に加え、大学院生と学部学生を対象者とし「音声つき倫理審査申請研修スライド」を作成し、通信教育を行う大学の特性を活かした「オンデマンド方式」の映像研修を可能にしていく。また、教育現場を対象にした研究の遂行においては、特に研究倫理の遵守が伝わりにくい現状がある。人を対象とする医学系研究に関する倫理指針を参考に、教育学など他分野においても、研究倫理に対する共通認識を図れるように、継続的な全学 FD 研修の実施の検討などを行っていく。

[基準 4 の自己評価]

教学マネジメントの機能性については、学長がリーダーシップを発揮できるよう、副学長を配置し、また学長補佐を必要に応じて配置できるようになっている。併せて、学長が主宰となり、重要な事項を審議する機関としての大学運営会議、学長の諮問機関として各種委員会を設けている。大学運営会議の内容は、全学協議会において全教職員に周知されている。

教員の配置・職能開発等については、教員の採用・承認に際して教員選考規程に定められた基準に基づいて行われている。職能開発において全学 FD 研修を定期的で開催し、教職員が共に参加している。

職員の研修については、大学運営に係る研修、教職課程や各種資格に係る研修のほか、本学の学生の特性やニーズを把握する手がかりとなる発達障害に関する研修など、本学の業務に係る研修を適宜、実施している。

研究支援については、教員に対する資源配分と物理的環境を保障し、さらに大学院生が利用する横浜キャンパスにおいては、大学院生が利用できる研究環境も整えている。研究倫理の遵守の点では、必要な規程を整備し、研究倫理教育を実施している。教員が実施する研究のほか、制度上、学位論文が不可欠な修士課程・博士課程では「人を対象とする研究」を行う際には、研究倫理審査受審を必須とし、質保証を図っている。

以上のことから、本学は「基準 4」を満たしていると評価できる。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人国際学園（以下、「法人」という。）の経営は、「学校法人国際学園寄附行為（以下、「寄附行為」という。）」（資料 5-1-1）に基づき、教育基本法、学校教育法及び私立学校法などの関連法令を遵守し、学校法人及び大学としての公共性の高い使命と公的・社会的な役割及び、教育の質の向上及び運営の透明性の確保を図ることを認識し、経営の規律と誠実性の維持を図り、適正に運営されている。また、法人が定める「学校法人国際学園就業規則」（資料 5-1-2）に則り、教職員の服務規律を定め、法人のコンプライアンスを維持するために「学校法人国際学園コンプライアンス行動規範」（資料 5-1-3）を提示し法人運営を行っている。また、寄附行為を含め、法人として必要な情報はホームページを通じて公開をしている（資料 5-1-4）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 5-1-1】 ～ 【資料 5-1-4】

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人は、「寄附行為」第 3 条に記載しているように、「教育基本法、学校教育法に従い、学校教育を行うことを目的とする」ことを掲げ、「建学の精神」の具現化のため、法人に、最高意思決定機関として「理事会」及びその諮問機関として「評議員会」を設置し、理事会の意思決定のサポート及び、管理運営に必要な組織として「総務部」「人事部」「財務経理部」「経営企画部」を置いている（資料 5-1-5）。また、使命・目的の実現に向けて円滑な業務執行と、業務執行状況を検証し、理事会における審議機能等の充実を図るための継続的な努力として、毎月開催する「経営会議」（資料 5-1-6）で、経営部門と各教育機関の連携・連絡、重要方針の確認を行っている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 5-1-5】 ～ 【資料 5-1-6】

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

a. 環境への配慮

各学校や法人施設では、日常の中で使用しない教室・会議室の照明設備の消灯の徹底と空調運転の効率化を図り、照明の LED 化を順次進め、大学施設においては LED 照明器具への変更がほぼ完了している。また大学での文書類（会議資料等含め）はデータファイルを基本としているため、ペーパーレス化に取り組んで環境配慮に努めている。

また、大学の所在である箱根本校キャンパスでは、箱根町が定める「箱根町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」を踏まえて、資源化可能な廃棄物の回収（例えば、学生食堂で出た廃油、ペットボトルなど）に積極的に協力している。

b. 人権への配慮

法人において「国際学園ハラスメント防止規程」（資料5-1-7）を策定し、ハラスメント防止及び排除のための措置並びにハラスメント行為に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置について定められており、法人で働くすべての者に適用されている。

大学においては、勤務する教職員のほか、学生及び本学で研究等に従事する者に向けた「星槎大学ハラスメント防止に関する規程」を独自に設けるとともに、ハラスメント防止体制について周知している（資料5-1-8, 9）。ハラスメント防止の措置、問題が生じた場合に適切に対応するための措置について定めて対応している。令和5年7月には星槎大学の全学研修会として「星槎大学全学研究倫理・ハラスメント行為に関する研修会（案内）」（資料5-1-10）を教職員対象に実施した。

個人情報に関わる部分については、法人が定める「国際学園個人情報の保護に関する規程」（資料5-1-11）に基づき、適正に管理をしている。また公益通報に関する部分については、「公益通報者保護規程」（資料5-1-12）に基づき法令違反行為の早期発見と法人コンプライアンス体制の強化・改善に努めている。

c. 安全への配慮

各学校の在籍・所属している生徒・学生・教職員の安全確保と健康維持・増進を図り、快適な教育、研究活動を維持するために、「労働安全衛生法」並びに法人の定める「就業規則」等に基づき行動を心がけるように周知するとともに、地震・火災・津波等の災害を想定した防災・消防訓練の実施を（令和2(2022)年、令和3(2023)年はコロナ感染症拡大防止のため中止）行っている。他方、大学においては独自に「星槎大学危機管理規程」（資料5-1-13）及び「星槎大学危機管理ガイドライン規程」（資料5-1-14）を策定し、非常時の基本的な行動基準を示すものとして、「星槎大学危機管理マニュアル」（感染症対策、自然災害対策）（資料5-1-15）を整備して、非常時に備えている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料5-1-7】～【資料5-1-15】

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

本法人は、「教育基本法」「学校教育法」及び「私立学校法」などの関係法令を遵守し、建学の精神、設立の趣旨に則り、その使命・目的の実現に向けて努力を継続する。また、公共性の高い学校法人として社会的責務を果たすべく、教育の質の向上及び運営の透明性の確保に向け、経営の規律と誠実性の維持を図り適正に運営を目指していく。さらに、人権に対する配慮や情報公開、環境保全や安全への配慮については教職員の意識を高めるとともに、自然災害時の危機管理対策、情報通信障害に関するセキュリティ対策など、適切かつ迅速に対応していく。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

法人では「私立学校法」に基づき、「寄附行為」第 14 条第 2 項において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。」として明確に理事会を最終的な意思決定機関と位置付け、その責務を規定している。

理事の選任については、「寄附行為」第 5 条・第 6 条において、理事の人数と選任区分を定め、適切に運用している。定数は、5 人以上 9 人以下とし、そのうち第 1 号理事を 1 人以上 2 人以下、第 2 号理事を 2 人以上 4 人以下、第 3 号理事を 2 人以上 3 人以下としている。令和 6 年 5 月現在の現員は、第 1 号理事 2 人、第 2 号理事 3 人、第 3 号理事 3 人の計 8 人である。

理事会の運営については、「寄附行為」第 14 条及び「理事会規程」に則り、適切に行っている。理事会は、経営の基本方針や将来計画、予算や事業計画、決算・事業の実績、規則の制定・改廃をはじめとする法人の重要事項について審議・決定している（資料 5-2-1, 2）。通常、理事会の開催は年 5 回～6 回の開催ではあるが、新型コロナウイルス感染症による多くの制限に伴い、意思決定の迅速性が求められることから、令和 3 年、令和 4 年、令和 5 年は原則毎月理事会を開催し、各学校の運営・経営状況の把握と、経営的安定に向けた予算執行状況の把握・指導及び、財務基盤の安定・強化に向けた指導・助言を行ってきた（資料 5-2-3）。

また、理事会へ提出する議題等については、「経営会議」において事前に検証し、理事会における意思決定が迅速でより的確に行えるように進めている。「経営会議」は、理事長、副理事長、法人本部事務局長、理事長が指名した事務局職員（現行では、法人事務部門の「総務部長」「人事部長」「財務経理部長」「経営企画部長」各学校部門の「学長・校長」「事務長」など）をもって組織している（資料 5-2-4）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 5-2-1】～【資料 5-2-4】

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

法人では、学校を取り巻く環境の変化（社会・経済情勢）に対応するために、法人と各学校が密接に連携して将来を見据えた的確な判断と決定ができる運営体制を整備する。また、各学校の生徒・学生数の定員充足はもとより、安定した学校運営を行っていくことで学校法人としての意思決定がより機能性をもって行えるよう強固な経営基盤を構築していく。なお、令和 7 年の私立学校法改正に向けて、現在私立学校の管理運営制度の見直しに対応した寄附行為をはじめとする学園内の規則を整備し適切に対応していく。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

法人では、意思決定機関として「寄附行為」第 14 条の定めに基づき「理事会」を置き、理事会は法人の業務の決定と理事の職務の執行を監督する役割を担っている。理事会での審議が円滑かつ的確に行えるよう、事前に法人事務部門と各学校部門とで毎月実施開催する「経営会議」において、理事会へ提出する議題の検討や、法人の経営方針の共有、運営に関する重要事項や諸課題等の協議を行い、各学校の運営・活動状況の報告や規則の改正、その他学校における課題の共有や協議などを行い、法人と大学を含めた各学校とのコミュニケーションが図られ、かつ意思決定の円滑化を図っている。

また、理事会メンバーの第 1 号理事の 2 人のうち 1 人は大学部門の最高管理責任者の学長であるため、学長が大学の教学面についての重要事項の説明並びに報告を行い、大学と理事会が意思疎通を図ったうえで審議・決定している。オブザーバーとして各学校の事務長・事務局長も理事会・評議員会に参加し適宜教学面の重要事項についての説明・報告の機会をもらっている。なお、大学では、学長の意思決定を円滑に行うための「大学運営会議」（資料 5-3-1）を毎月実施開催し、学長、副学長、研究科長、学部長、学長が指名した専任教員、事務局長、学長が指名した事務局職員が構成員となり、理事会の方針や大学運営に関わる重要な事項の協議や課題の確認を行い、大学運営についての方針・対応策を審議している。

大学教員については目標管理制度（MBO）を導入し、各教員が所定のシートに記入した内容に基づき、年 3 回、学長、学部長、研究科長による面談を実施するとともに、各種委員会の委員長との面談も含めて実施することにより、教育研究等に関するさまざまな提言や要望を汲み上げている。職員についても定期的に事務局長による面談を実施し、職員の意見を大学運営に反映させている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 5-3-1】

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックについては、法人においては、評議員会及び監事の監査によりその機能性を保っている。「寄附行為」7 条に基づき、「この法人の理事、職員（学長（校長）、教員、その他の職員を含む。）、評議員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任」した監事 2 人が、理事会に出席しており、理事会の運営に対して適宜指導助言をおこなっている。また、監事の職務を「監事監査規程」（資料 5-3-2）にて監事の監督に関する基本的な事項を定めて適切に運用している。一方、評議員会は、理事会の意思決定に対するチェックを行う役割とともに諮問機関としての役割を担

っている。

大学においては、学長の意思決定を円滑に行うための「大学運営会議」は、理事長、理事、法人事務局職員が必要に応じて出席し、大学運営や、教育・研究活動に関する重要事項についての報告、連絡、審議について意見を受ける機会を設けている。また、大学業務や教育活動等の円滑・推進の観点から大学教員と大学事務職員は協働して各種委員会に所属し、委員会運営の会議の場で教学面・事務面における課題や懸案事項について審議・報告をおこない、情報共有と相互間のチェックを果たしている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 5-3-2】

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

私学を取り巻く環境の変化や厳しい経営環境の中で、学校法人としての社会的責務を果たすべく、法人と各学校機関による情報共有や協働が重要であり、前述の法人の「経営会議」での理事会への議題の検討や、法人の経営方針の共有、運営に関する重要事項や諸課題等の協議を行い、各学校の運営・活動状況の報告や規則の改正、その他学校における課題の共有や協議などを行い、法人と大学を含めた各学校機関とのコミュニケーションが図られ、かつ意思決定の円滑化が図れるよう運営していく。

また、監事の理事に対する牽制機能の強化や業務執行状況の監査など監事の職務や責任も広がる中、令和6年4月より、法人に監事機能の強化のため「内部検証室」を設けた。監事の業務を補佐し、法人の適正な運営を促すため、管理運営体制のチェック機能を強化していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

法人では、中長期的な計画として、「学校法人国際学園 中期経営計画」（資料 5-4-1）を策定し、計画的な経営指針と経営基本目標に基づき財政運営を行っている。これらの中期的計画については、計画項目ごとに進捗状況を踏まえた修正・変更を毎年点検し、その進捗状況にあわせて計画修正を行い、綿密な計画のもと改善に取り組んでいる。中期的経営計画に基づいた単年度の予算編成は、学校部門単位別に「事業計画」と「予算計画書」のもとに、法人の「予算委員会」「経営会議」で、事前に検討がなされ、最終的な決定は「寄附行為」に基づき「評議員会」の承認を経て「理事会」で決定されており、「寄附行為」に基づく適切な財務運営がなされている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 5-4-1】

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

令和 3(2021)年度に 2 つの幼稚園部門、令和 4(2022)年度に 2 つの中学校と 1 つの高等学校が法人から分離した。新設法人による運営に伴って令和 3(2021)年に園地・園舎等の自己所有・保有分を国際学園から現物寄付を含め約 23 億円を寄付し、同様に、令和 4 年には自己保有分（前受金含め）を国際学園から現物寄付含めて約 15 億円の寄付をしている。

令和 5(2023)年度末資産総額は、法人分離前の令和 2 年度末の約 100 億円から 41 億円に減少し、約 59 億円となった。そのため、財務比率は、安定した財務基盤が確保しているとは言いがたい。しかしながら、直近 3 カ年の収支（粗利）は安定し、第 6 期中期経営計画でもその傾向は続くものと分析でき、第 6 期の最終年度末には財務基盤も安定することが見込まれる（資料 5-4-2）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 5-4-2】

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き収支のバランスを図りつつ、各学校の学生生徒等の確保、積極的な補助金の獲得、専門性を活かした事業収入(大学の場合、「免許法認定通信教育」や「日本語教師養成講座」など)の取り組み強化による事業活動収入の増加及び、経費削減等の支出抑制を中期目標として掲げる等の財務運営を目指し、安定した財務基盤の構築を目指していく。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

学校法人会計基準に準拠した「経理規程」及び「固定資産管理規程」「物品管理規程」等、規程に基づき、会計処理は適切に行われている（資料 5-5-1, 2, 3）。

会計処理においては、法人と契約している独立監査人及び月次決算監査を担当している税理士法人の公認会計士や税理士等に適宜相談し、コンプライアンスに基づく適切な会計処理を行っている。また、クラウド化を実現しており、業務の効率化と標準化を行っている。

予算については、各事業部門の執行状況を毎月チェックし、適正な管理に努め、一方で当初の予算編成に加え、適宜補正予算を編成し、決算との乖離がないように努めている。以上のことから、本法人において会計処理は適切に実施されていると判断できる。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 5-5-1】～【資料 5-5-3】

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、独立監査人の公認会計士事務所と監査契約を締結し、期中・期末の財務書類に対する根拠資料との整合性の確認や各会計処理のプロセスについて実務担当者に対し妥当性の検証を実施している。

また、監事監査は、法人に2人の監事を置き、寄附行為7条及び「監事監査規程」に基づき、法人の業務若しくは財産の状況及び理事の業務執行の状況を対象として監査を行っている。公正不偏な立場で適切に監査を実施し、法人内に設けている内部監査チーム（令和6(2024)年4月より「内部検証室」を設置）による各学校の業務監査報告も踏まえ、決算における監事監査報告書を作成し、理事会及び評議員会において監査結果を報告している（資料5-5-4, 5, 6）。さらに、監事は毎回「理事会」及び「評議員会」に出席し、その場で監事の視点からの意見を述べているとともに、理事長以下役員等との活発な意見交換を行っている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料5-5-4】～【資料5-5-6】

(3) 5-5の改善・向上方策（将来計画）

平成27(2015)年度の学校法人会計基準の改正に基づき、消費税法などの諸法令の改正動向に留意し、関連する法人内の規程の見直しと改訂を行い、適切な会計処理を行っていく。併せて独立監査人と法人の監事との連携を密にすることによって監査体制を強化し、今後も適正な会計処理が行われるよう努めていく。また、経理担当職員の会計処理に関する勉強会等を実施し、会計知識の向上を図っていく。

[基準5の自己評価]

経営の規律と誠実性については、私立学校法をはじめとする各種法令を遵守するとともに、寄附行為をはじめとする諸規程に基づき、適切な法人運営を行っている。また「中期経営計画」及び「単年度事業計画」を定め、私学としての社会的使命と「建学の精神」の具現化と目的の実現に向けた継続的な努力を続けている。環境や人権に配慮するとともに、各学校の安全確保と健康維持・増進を図るための必要な対策も講じている。

理事会の機能については、理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関とし、理事会の意思決定のサポート及び、管理運営に必要な組織（総務部、人事部、財務経理部、経営企画部）を置き、理事会における審議機能等の充実を図るための継続的な努力として、「経営会議」において経営部門と各教育機関の連携・連絡、重要方針の確認を毎月、定期的に行っている。

管理運営の円滑化と相互チェックについては、「理事会」「経営会議」「各学校で定例で実施する運営に関わる会議」において、規定しているメンバーの他に、「法人理事」や「学長・校長」、「事務局長・事務長」などが積極的に参加し、法人及び各学校の管理運営機関との意思疎通と連携を行うと同時に相互にチェックを行っている。

財務基盤と収支については、安定した近年の収支状況から第6期の最終年度末には財務基盤が安定することが見込まれる。

会計については、学校法人会計基準に基づき、「経理規程」をはじめとする諸規則に則り、適正な会計処理を実施している。独立監査法人、監事、内部監査による三様監査体制

星槎大学

を整備し、三者の連携・情報共有を図りながら厳正な監査を行っている。

以上のことから、本学は「基準5」を満たしていると評価できる。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学は「星槎の 3 つの約束」「建学の精神」及び「教育理念」「教育目的」の実現に向けた教育研究活動、管理運営活動を行うため内部質保証の整備に努めている。内部質保証における PDCA サイクルにおいて、計画(Plan)については、学校法人国際学園星槎大学として、建学の精神や使命・目的に照らした中長期的な計画を定め、この計画に基づいて教育研究活動を実施(Do)している。教育研究活動の点検(Check)は、学校教育法第 109 条第 1 項及び学校教育法施行規則第 166 条の規定を踏まえ、学則第 3 条に「本学は大学の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究水準の向上を図り、大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」に則り、自己点検評価を実施し、改善(Action)を図ることとしている。

自己点検評価は、平成 22(2010)年に自己点検・評価に関する規程を制定し、学則に明記した自己点検・評価活動を行うための全学自己点検・評価委員会を中心に組織を整備して来た(資料 6-1-1)。委員の構成は、全学自己点検・評価委員会規程第 3 条に基づき、学長が指名することとしており、学長が委員長となり、副学長、学部長、研究科長、企画室長、IR 室長、主要な委員会の委員長、事務局長ほか、大学の主要な役職者、委員長等が参画し、点検評価の結果を大学運営に直結できる仕組みになっている。

令和 3 年度まで、自己点検評価は学長室が担ってきたが、令和 3(2021)年度に学内の責任体制を見直し、実施内容を明確化するため、学長室を IR 室、企画室に分割し、令和 4(2022)年度より活動を開始した。このうち、自己点検評価を支える部門は IR 室であり、内部質保証に関わる基礎的な情報収集活動を行うことにした。IR 室は、IR 室規程第 2 条に「IR とは、Institutional Research をいい、教育、研究、財務等に関する大学の活動についてのデータを収集及び分析し、星槎大学の意思決定を支援するための調査研究を行う」と定められている(資料 6-1-2)。この規程に基づき、IR 室は、自己点検評価を支え、学内情報のデータ収集、分析を行っている。

また、自己点検・評価に関する規程第 9 条に、「学長及び本学の全教職員は学校法人国際学園の法人本部と連携し、自己点検・評価活動の成果を活用して教育研究活動の向上に努めなければならない」と規定し、教学に関する事項のみならず、学長を中心とした教職員全体での教育研究活動の評価・改善に活用するほか、法人本部とも連携し、評価結果を本学運営の改善に役立てている。

特に、教学面の課題に関しては、全学自己評価委員会、学部自己点検評価委員会、研究科各課程の自己点検評価委員会が中心になり改善策を検討している。教務的な課題については教務委員会が、授業改善に当たっては FD 委員会なども関わり、改善に努めている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 6-1-1】～【資料 6-1-2】

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

全学自己点検評価委員会、IR室が中心となり、計画に基づいた教育研究活動の見直しを定期的かつ経年的に行う現在の活動を継続していく。その中で、大学をめぐる動向や社会的要請の変化を見据え、本学の組織体制を拡充し、適切な内部質保証の在り方を恒常的に実施していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、前述の学則第 3 条に基づき、常設の全学自己点検評価委員会を設置している。全学自己点検評価委員会は、日本高等教育評価機構の基準に基づき定期的な自己点検・評価活動を 3 年サイクルで実施し、自己点検評価書を作成している。実施を 3 年サイクルとすることにより、その間の 3 年間で改善に当たっている。

全学自己点検評価委員会は、自己点検評価書にまとめた後、改善方策の検討を行っている。これらの自己点検評価書の内容、必要な改善内容は、学内に対しては全学協議会で説明、周知し、必要な改善内容についても共有している。また、学外に対しては情報公開として、ホームページで公開している。

自己点検評価結果に基づいた改善については、全学自己点検評価委員会の構成員である各専門委員会の委員長を通じて共有され、改善策の詳細の検討に生かされている。各委員会は、年度当初に「委員会運営計画」を策定した上で、各委員会の取り組み課題に沿って活動し、年度末には成果と課題について「委員会実績報告」として取りまとめ、学長に提出することになっている。学長は各委員会の PDCA サイクルの評価結果を点検し、運営会議で大学全体の方向性を検討し、各委員会等に適切な指示を出すこととしている。

6-2-②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

IR の活用については、学長室規定、平成 29(2017)年に記されている「戦略的な大学運営のためのインスティテューショナル・リサーチ (IR) に関する企画・立案及び統括」に関する項目を追加し、教学関係及び経営関係の内部質保証の両面から、学長のリーダーシップが発揮できるよう組織体制の整備を行った。また、令和 3(2021)年度には IR 機能の整備のための組織体制の見直しを行い、令和 4(2022)年度からは IR 機能を独立させた IR 室を設置し、高等教育政策について情報収集、大学の諸データの収集・分析・取りまとめとしてファクトブックを作成している。(資料 6-2-1)。

ファクトブックは、大学の教育研究、学生の状況、学生支援、研究活動、社会貢献活動

についてデータとその分析結果を含んでいる。ファクトブックは年 1 回刊行しており、本学の教育研究の状況を経年的に追う役割を担っている。自己点検評価と併せて合わせて、大学全体の教育研究改善、事務局での教務、入試広報の改善に活用されている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 6-2-1】

(3) 6-2 の改善・向上方策（将来計画）

IR の重要性を鑑み、令和 4(2022)年度より IR 室を設立し、活動を行っている。今後もこの活動を継続しつつ、そこから得られた本学の強み、改善点を学内で共有し、自己点検評価の結果とともに、よりよい大学運営のための材料として活用していく。特に、2024 年度の新カリキュラムに併せて策定したアセスメント・ポリシーにも留意しながら、情報収集・データ分析を行い、学修成果の評価をし、教務、FD 等の専門委員会とも情報を共有していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学の内部質保証のための大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能は、前述の基準 6-1、6-2 にも示した通りである。

三つのポリシーを起点とする内部質保証に関しては、中長期計画ならびに全学自己点検評価の結果も踏まえ、三つのポリシーの制定と、中長期的なスパンでの見直しを行っている。直近では令和 6(2024)年度の全学的なカリキュラム改訂に合わせ、学部、研究科ごとに 2 年～3 年の検討期間をかけ、三つのポリシーの見直しを行ってきた。さらに、全学自己点検評価委員会として学部と大学院のアセスメント・ポリシーの検討、制定を行い、令和 6(2024)年度よりその方針に基づいた PDCA サイクルを実施している（資料 6-3-1, 2）。

内部質保証に向けた FD 活動、SD 活動については、年間計画に基づき実施している。教育改善に関する FD 活動は全学 FD 委員会が主体となり教職員全体に対して実施、大学運営に資する SD 活動については企画室が主体となり同じく教職員全体に対して実施している。企画室長は副学長が兼務し、本学の大学運営の方針に生かされる体制となっている。

また、本学では全学自己点検・評価委員会のもと、学部、研究科ごとの自己点検評価委員会があり、それぞれ学部、研究科ごとの必要性に沿った活動を実施している。特に、専門職学位課程である教育実践研究科においては、各年度の自己点検評価を独自に実施し、教育改善に生かす活動を行っており、この結果をもとに、令和 3(2021)年度に専門職高等教育質保証機構にて認証評価を受審し、適合の判定を受けている。

なお、学部は規模と複数専攻を持つ観点から、PDCA サイクルを有効に回すためには、複数の専門委員会の連携がより重要であり、この観点で学部教育会連絡議という委員長間の連絡会議を設け、連携を図った教育研究活動に努めている（資料 6-3-3, 4, 5）。

このように、内部質保証のために、大学全体、学部・研究科ごとに体制を作り、PDCA サイクルの確立を図っている。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 6-3-1】～【資料 6-3-5】

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

変化の激しい社会の中で、学長のリーダーシップの下、教育の質保証に関する諸課題に対して、建学の精神や教育理念に沿って、一層、データに基づいた活動を進められるよう、引き続き自己点検評価や関連する IR 活動、FD・SD 活動を行っていく。その際、全学の各専門委員会が協力していく。

大学における自己点検評価活動は、学修者の視点、教育課程の視点、大学という機関全体の 3 視点から行うものであり、三つのポリシーの点検評価を行う PDCA サイクルの一部でもあるので、引き続き取り組んでいく。また、令和 6(2024)年度より制定しているアセスメント・ポリシーを十分に運用できるよう、さらに体制を整えていく。

[基準 6 の自己評価]

本学は、「星槎の 3 つの約束」「建学の精神」及び「教育理念」「教育目的」の実現に向けた教育研究活動、管理運営活動を行うため、内部質保証の整備に努めている。

組織の整備、責任体制の確立については、全学組織、教育研究組織ごとの責任者や組織、教育プログラムごとの実施責任者など、質保証・向上の責任体制を明確化している。

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有については、中長期計画ならびに全学自己点検評価の結果を踏まえ、三つのポリシーを軸として、見直し、改善に向けた活動を行い、結果は、大学ホームページ等を通じて学内外に公表している。

IR などを活用した十分な調査・データの収集と分析については、ファクトブックを年 1 回刊行し、教育研究の状況を経年的に追う役割を担っている。自己点検評価と併せて、大学全体の教育研究改善、事務局での教務、入試広報の改善に活用している。

内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性については、学長のリーダーシップの下、各種専門委員会及び担当部署を中心に、PDCA サイクルによる教育改善が図られておりその機能性を有している。

内部質保証の実質化に向けて、令和 4(2022)年度より IR 機能を独立させ、データ収集・分析を行い、エビデンスベースに基づいた教育改善のための活動を始めた。令和 6(2024)年度の新カリキュラムに併せて、アセスメント・ポリシーを制定した。今後は、IR 活動において、アセスメント・ポリシーに沿った情報収集等が必要になる。

以上のように、PDCA サイクルは回っており、さらにエビデンスベースに基づく教育改善と改革を図っていることから、本学は「基準 6」を満たしていると評価できる。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域社会との連携及び地域社会への貢献

A-1. 地域との連携・協力に関する方針と方策

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び貢献の継続性

A-1-② 「共生社会」構築への参加・支援

A-1-③ 大学が持っている人的資源の地域社会への提供

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 地域との連携・地域への貢献の意義及び貢献の継続性

本学では、地域との連携及び地域への貢献を行うため、「学則」第 3 条に基づく附属機関として社会貢献室を設置している。地域との連携・社会への貢献等は、社会貢献室の附属エクステンションセンターとして常設し（資料 A-1-1）、地域の特性や要望を加味した双方向的な公開講座の開設、本学の教育研究に関連する分野における地域の官民との積極的な交流及び情報提供、共同研究を行うなどがある。大学と地域等がそれぞれの持ち味を生かして、地域へ積極的に貢献するものであり、これらの地域社会への専門的支援を継続することにより、信頼関係を結んでいる。（資料 A-1-2）。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 A-1-1】～【資料 A-1-2】

A-1-② 「共生社会」構築への参加・支援

a. 地方自治体との包括連携

本学では、相互の資源を活用した連携を目的に、①地域活性化に関すること②地域支援に関すること③地域人材の育成に関すること等について連携するものとし、神奈川県大磯町、神奈川県箱根町とそれぞれ包括連携協定を締結している。2 町とは様々な連携事業が展開されており、附属エクステンションセンターが管轄している。

b. 地域貢献

地域社会との連携では、箱根町と平成 29(2017)年、人材の育成や「学術研究の向上並びに活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展」を目的として「箱根町と星槎大学との連携・協力に関する基本協定書」を締結している（資料 A-1-3）。箱根町とは庁内各課の相談支援体制づくりや地域連携による箱根フェスティバル・大学公開講座等を開催している。

令和 3(2022)年には、大磯町と地域社会の発展、「学術文化研究の振興及び人材育成に寄与すること」を目的として「大磯町と星槎大学との『地域つながり事業』の連携に関する協定書」を締結している（資料 A-1-4）。これら「地域共生社会」を目指す支援事業では、地域団体等の依頼によるセミナー講師、専門委員として教員を継続的に派遣するなど、地域福祉等に貢献している。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 A-1-3】～【資料 A-1-4】

A-1-③ 大学が持っている人的資源の地域社会への提供

附属エクステンションセンターでは、共生に関する社会貢献活動の充実及び平和創造に向けた共生社会づくりへの貢献を目的に、学生・市民を対象に公開講座を行っている。公開講座では設置学部の特長や教員の研究成果を生かし、地域に根ざす大学としての役割を果たすべく人的資源・知的財産を提供して来た。エクステンションセンター公開オンライン講座の開催は次の通りである（資料 A-1-5）。

エクステンションセンター公開オンライン講座(2022年度-2023年度)

日時	参加人数	満足度	講座タイトル
2022/3/6	64人	98%	東日本大震災における防災教育・学校再開・被災者支援の継承と今後の備え
2022/6/17	64人	98%	人類本来の環境とライフスタイルを探る(1)-心地よい熱帯林とそこに住む原住民から見る人類本来の環境とライフスタイルを探る
2022/7/9	63人	100%	人類本来の環境とライフスタイルを探る(2)-脳と心を癒やす音環境
2022/9/10	19人	71%	空の向こうに広がる世界-星のいかで旅する宇宙
2023/3/5	28人	86%	①東日本大震災から12年-2011年その時、どう動き、2023年、今、考えること ②津波被災地釜石が今なお問いかけること-釜石の奇跡と悲劇-
2023/6/24	56人	78%	生き物の利用と生き物との共生社会
2023/7/22	16人	100%	長寿と健康-健やかに過ごしながらかい老いるとはどういうことか？
2023/12/16	78人	97%	障がいてなんだろう
2024/3/17	53人	97%	再考 福祉避難所 -東日本・熊本・能登半島地震から考える-

このほか、共生社会のための地域コミュニティ構築への参加・支援として地元青葉6大学連携事業に参加、その他の地域連携として、利尻町（利尻島）連携（地域連携・サテライトカレッジ）、沖永良部島連携（地域連携・サテライトカレッジ）、丹波コミュニティカレッジ、小田原市・箱根町との連携・協力（地域連携：小田原住民学会・箱根住民学会、南砺星槎塾）等がある。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 A-1-5】

(3) A-1 の改善・向上方策（将来計画）

「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる」という建学の精神に基づき、地域社会で求められている連携や貢献を共創するため、本学独自の新たな事業を展開していくとともに、現在実施している事業を検証・改善し、地域の更なる発展に寄与していく。

[基準 A の自己評価]

地域社会連携及び地域社会貢献として、社会貢献室、エクステンションセンターを中心に地域社会の諸活動への専門的な支援や地域課題に関する調査研究及びその連絡・調整、受け入れを積極的に実施している。「学則」に基づく本学の教育特性や知的財産を活かし

星槎大学

た地域貢献となるオンライン公開講座等を適宜開設し、大学が持つ人的資源を教育研究活動の支障のない範囲で地域社会へ提供しており、地域社会との連携や貢献が図られている。

以上のことから、本学は「基準 A」を満たしていると評価できる。

基準 B. 国際協力・国際交流

B-1. 国際交流

B-1-① 海外からの学生の受け入れ

B-2. 国際協力・国際交流成果の社会への還元・発信

B-2-① SEISA・ASIA・AFRICA・BRIDGE (SAAB) 知繋プロジェクト

B-2-② 附属国際問題研究所・星槎ジャーナルによる社会への還元 発信

B-1. 国際交流

(1) B-1 の自己判定

「基準項目 B-1 を満たしている。」

(2) B-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

B-1-① 海外からの学生の受け入れ

本学附属国際交流センターは、世界子ども財団・星槎グループとの有機的連携による国際協力・国際交流を推進している。平成 22(2010)年 4 月、附属国際交流センターを設置し(資料 B-1-1、2)、その運営を行ってきた。これまで姉妹校であるブータン、ロイヤル・ティンパー・カレッジ (以下 RTC) 短期研修プログラム (以下 STAR プログラム) の実施やブータン・ミャンマー・エリトリアからの外国人留学生の受け入れなどを行ってきた。RTC 短期研修プログラムは、令和 2 年(2020)年まで、両国の教育・文化交流の発展に寄与し、本学の国際協力・国際交流の礎となる外交事業になった。令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度はコロナ禍により渡航を行わなかったものの、ブータン研究を通じて両国の現状を把握し合い、ブータン交流協会等と特別セミナーを企画するなど、研究を通してブータンとの交流を継続した (資料 B-1-3)。

【エビデンス集 (資料編)】 【資料 B-1-1】 ～ 【資料 B-1-3】

(3) B-1 の改善・向上方策 (将来計画)

今後は、ブータンとの交流の他、国際交流を継続してきたバングラデシュ共和国、コートジボアール共和国、コンゴ共和国との国際交流の成果と課題を評価し、附属国際交流センターとして新たな研究・教育活動交流、学生交流の可能性を見出し、今後活かしていく。

B-2 国際協力・国際交流の成果の社会への還元・発信

(1) B-2 の自己判定

「基準項目 B-2 を満たしている。」

(2) B-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

B-2-① SEISA・ASIA・AFRICA・BRIDGE (SAAB) 知繋プロジェクト

本事業は、平成 27(2015)年度より開始し 9 年目を迎える。SAAB は、「共生社会の実現」を目標に、星槎中・高等学校、星槎大学・世界子ども財団等が一体となり、50 年先の未

来を考える「史上最大の学びの祭典」をテーマとする国際交流フェスティバルである。2021年度～2023年度は、COVID-19の影響によりオンライン開催となった（資料 B-2-1, 2）。令和 5(2023)年は、本フェスティバルで「国際平和と共生—紛争絶えない世界」の基調提案を行い（資料 B-2-3）、バングラデシュ人民共和国の貧困問題、コートジボアール共和国、コンゴ共和国の環境問題への取り組みについて国内外に発信し、国際交流を拡大した。

【エビデンス集（資料編）】 【資料 B-2-1】～【資料 B-2-3】

B-2-② 附属国際問題研究所、星槎ジャーナルから社会への還元・発信

a. 附属国際問題研究所による社会への還元

本学における附属国際問題研究所は、国際問題に関する知識や情報を提供するとともに問題を提出し、国際世論の形成に貢献し、世界平和と共生に寄与することを目的に創設した（資料 B-2-4）。国際に関わる研究者及びジャーナリストとの対話、交流、シンポジウムなどを手がけ、紛争に対する人道支援の在り方を提案している。（資料 B-2-5, 6）

b. 星槎ジャーナル

星槎ジャーナルは令和 2(2020)年に、ネット時代の社会・国際情勢における諸問題を本学の「共生」の視点からとらえ、それらの「表層深層」を内外に発信する WEB 情報誌として創設した。国際問題などをテーマに、本学の理念やジャーナリズムの視点から発信し、大学院ホームページに掲載している。令和 3(2021)年～令和 5(2023)年まで、投稿数 77 本を WEB 配信するという実績をあげている。国際問題としてウクライナ戦争及びパレスチナ・イスラエル紛争を取り上げるとともに、米国、アジア、アフリカ等、世界の出来事を網羅し、市民・学生・大学教員にとって国際協力・国際交流の重要性、国際情勢の諸問題を考える場となっている。（資料 B-2-7）

【エビデンス集（資料編）】 【資料 B-2-4】～【資料 B-2-7】

(3) B-2 の改善・向上方策(将来計画)

今後も、共生社会の実現に向け、国際交流イベント「SAAB」、特別セミナー等を推進する。また、附属国際問題研究所の提案・提言を通して国際協力・国際交流についての成果や諸課題など、学内外、一般紙・学会誌・WEB 情報誌などに発表し、社会に還元していく。本学が志向する国際協力・国際交流の在り方を検討、改善を図り、さらなる社会貢献を進めていく。

[基準 B の自己評価]

本学の国際協力・国際交流は、「人を認める、人を排除しない、仲間を作る」という星槎大学ディプロマ・ポリシーを具現化し、共生社会につなげる重要な活動として位置付けている。国際交流イベント「SAAB」では、令和 3(2021)年度～令和 5(2023)年度、コートジボアール共和国、コンゴ共和国との交流を進めている。また、JICA 日系研修としてブラジルより 1 名を受け入れ、国際協力を果たした。

星槎大学

コロナ禍にあって国際協力・国際交流を緩めず取り組み、本学研究者らが国際問題研究所主催のシンポジウムや星槎ジャーナルからの発信を通して共生社会及び国際平和実現に向けて多角的な提案を続けてきた。

以上のことから、本学は「基準B」を満たしていると評価できる。

V. 特記事項

1. インクルーシブな大学教育

本学は、「誰でも、いつでも、どこでも学べる」を設置趣旨としており、従来、高等教育を受ける機会に恵まれなかった学生に対しても学びの場を提供している。例えば、地理的な環境においては、通学制大学は、都市部に集中しているのに対し、地方部や離島に在住している場合、居住地域を離れなければ大学教育を受けることができなかった。また従来の通信制大学では、実際に会場に赴き、スクーリングを受講しなければならず、交通費、宿泊費、移動時間などコストがかかったが、本学では、Zoom等Web会議システムを利用して、実習科目、実技科目以外の大多数の科目においては、自宅で受講することが可能になっている。学生の居住地域は、時差の問題はあるが、海外に居住しながら、本学の特徴である教員養成課程を受講している学生もおり、ワーキングホリデーや、日本人学校勤務、海外青年ボランティアで活動中の学生もいることも本学の特徴である。こうしたことは電子メールなどのICTの発展により、オンラインレポート提出などが可能になったことで実現した。自宅でスクーリング受講が可能になっていることは、令和2(2020)年からのCOVID-19に対する対応にも生かされた。保育所や学校、福祉施設、医療施設等に勤務している学生らは、自宅で受講をすることによって感染対策を最大限行うことができた。通学制大学においてもリモート講義は広がっていたが、本学においては、コロナ禍前より、WEB会議システムによる講義を行っていたので、混乱なく対応が可能であった。また、視覚障害や聴覚障害などの身体障害や、限局性発達症、自閉スペクトラム症等の発達障害があるとされる学生においても、通信制大学ならではの合理的配慮を行うことができるのが本学の特徴である。ICTの発展により、視覚障害がある学生には、音声読み上げソフトによって点字を用いずにテキストを読むことができたり、レポート作成が可能になっていたり、音声文字化字幕ソフトにより聴覚障害がある学生も手話通訳者だけに頼らずにスクーリングを受講できるようになっている。身体が不自由な場合も、自宅で受講できる利点は大きい。これらの支援ツールは、障害がある学生だけではなく、高齢学生においても利点は大きい。以上により、本学では障害の有無にかかわらず、年齢や性別、人種などの違いを乗り越える多様性を受け入れるインクルーシブな大学教育の提供を行っている。今後さらなるICTの発展により、より多様なニーズに応えていくことを使命としている。

2. 多様な教職課程

本学では、通信制大学として、社会人を積極的に受け入れていることも特徴であり、通信制大学、唯一の中高保健体育、特別支援学校5領域（視覚、聴覚、知的、肢体不自由、病弱）の教職課程を有している。また、全44校の通信制大学で教職課程を設置しているのは、小学校の教職課程は13校、中学校高等学校の英語の教職課程は9校、中学校社会の教職課程は8校である。教員不足が指摘されている中、本学は通信制を活かし、社会人でも教員免許を取得できる可能性を広げており、我が国の学校教育における社会的役割を果たしていると考えられる。令和4(2022)年に廃止された教員免許状更新講習制度であるが、本学では、通信制大学のノウハウを活かして、平成20(2008)年の予備講習から積極的に取り組みを行い、多い年では、年間約13,000人（延べ人数）が学んだ。このように、教員の現職教育にも力を入れることができ、特別支援教育を含め、我が国の教育に対する支援を行うことができた。

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に大学の目的を定めている。	1-1
第 85 条	○	学則第 1 条第 2 項に学部の目的を定めている。	1-2
第 87 条	○	学則第 21 条に修業年限を定めている。②は非該当。	3-1
第 88 条	○	学則第 27 条に編入学を定めている。同 58 条で在学年数等の通算について定めている。	3-1
第 89 条	－	本学では学部における早期卒業は認めていない。	3-1
第 90 条	○	学則第 23 条に入学資格等を定めている。②は非該当。	2-1
第 92 条	○	星槎大学基本組織規程第 3 条に教職員組織を定めている。同 4 条に学長、同 5 条に副学長、同 6 条に学長補佐、同 6 条の 2 に学部長について定めている。星槎大学教員選考規程第 8 条において、教授・准教授・講師・助教の資格及び職務を定めている。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	学則第 16 条、第 16 条の 2、第 17 条で教授会を定めている。	4-1
第 104 条	○	学則第 48 条で学士の学位の授与、大学院学則第 30 条で修士及び博士の学位の授与、専門職大学院学則第 34 条で専門職学位の授与を定めている。	3-1
第 105 条	○	学則第 39 条に定めている。	3-1
第 108 条	－	該当なし。	2-1
第 109 条	○	学則第 3 条に自己評価等を定めている。(あわせて、星槎大学自己点検・評価に関する規程を置いている)	6-2
第 113 条	○	学則第 3 条第 2 項に情報公表を定めている。	3-2
第 114 条	○	星槎大学基本組織規程第 12 条に事務組織について定めている。適切に配置し、学術基盤調査において報告を行っている。	4-1 4-3
第 122 条	○	学則第 27 条に編入学にこれを含めている。	2-1
第 132 条	○	学則第 27 条に編入学にこれを含めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則 21 条に修業年限、学則第 5 章 (第 33 条からだ 40 条) に教育課程、第 6 章 (第 41 条から第 45 条) に試験及び評価を定めている。 学則第 4 条に収容定員を、第 4 章 (第 22 条から第 32 条) に入学・編入学・休学・復学・退学及び除籍等を、第 7 章 (第 46 条から第 51 条) に卒業要件等を、第 8 章 (第 52 条から第 57 条) に学費等を、第 10 章 (第 63 条から第 65 条) に賞罰を定めている。	3-1 3-2
第 24 条	○	学籍データベースシステムにより管理している。	3-2
第 26 条第 5 項	○	第 4 章に退学及び除籍等を、第 10 章に賞罰を定めている。	4-1
第 28 条	○	大学事務局にて適切に管理している。	3-2
第 143 条	○	本学では代議員会は置いていない。専門委員会等については、星槎大学委員会規程を置いている。 2 は該当しない。	4-1

星槎大学

第 146 条	○	第 27 条の編入学の規程及び、第 58 条の科目等履修生に関する規程に当該内容を含んでいる。	3-1
第 147 条	-	該当なし。	3-1
第 148 条	-	該当なし。	3-1
第 149 条	-	該当なし。	3-1
第 150 条	○	学則第 23 条に入学資格等を定めている。	2-1
第 151 条	-	該当なし。	2-1
第 152 条	-	該当なし。	2-1
第 153 条	-	該当なし。	2-1
第 154 条	-	該当なし。	2-1
第 161 条	○	学則第 27 条に編入学を定めている。	2-1
第 162 条	○	学則第 27 条に外国からの転学を定めている。	2-1
第 163 条	○	学則第 22 条に学年の開始を定めている。	3-2
第 163 条の 2	-	該当なし。	3-1
第 164 条	○	学則第 39 条に定め、詳細を星槎大学特別の課程に関する規程に規定している。	3-1
第 165 条の 2	○	ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを大学（学部）、各研究科各課程毎に定めている。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	学則第 3 条に自己評価等を定め、星槎大学自己点検・評価に関する規程にその詳細を定めている。	6-2
第 172 条の 2	○	学則第 48 条で学士の学位の授与、大学院学則第 30 条で修士及び博士の学位の授与、専門職大学院学則第 34 条で専門職学位の授与を定め、適切に運用している。	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	学位授与式において卒業証書を授与している。	3-1
第 178 条	○	学則第 27 条に編入学を定めている。	2-1
第 186 条	○	学則第 27 条に編入学を定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学設置基準を最低基準と認識し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条に共生科学部の目的を定め、大学院学則第 1 条第 1 項に教育学研究科修士課程の目的を、第 2 項に同博士後期課程の目的を、専門職大学院学則第 2 条に教育実践研究科専門職学位課程の目的を定めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	三つの方針を定め、その方針に基づく採点規準、受け入れ基準、入試に関する規程、体制に基づき実施している。	2-1
第 3 条	○	学則第 1 条に学部を定め、教員配置も設置基準を満たしている。	1-2
第 4 条	○	本学は 1 学部 1 学科であり、教員配置も設置基準を満たす。	1-2
第 5 条	○	本学は学部の学科のもとに専攻を置く。専攻については学則第 1 条に定めている。	1-2

星槎大学

第 6 条	—	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	本学は学則第 6 条に教員組織を定め、事務組織規程において事務職員の組織を定めている。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	主要科目について原則基幹教員となるよう、適性に教員を配置している。	3-2 4-2
第 9 条	—	該当なし。	3-2 4-2
第 10 条 (旧第 13 条)	○	適性の教員数を配置している。	3-2 4-2
第 11 条	○	教職員のための FD 研修、SD 研修を組織的かつ計画的に実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 12 条	○	学長候補者選考規程において条件を定めている。	4-1
第 13 条	○	教員選考規程第 8 条第 1 項に定めている。	3-2 4-2
第 14 条	○	教員選考規程第 8 条第 2 項に定めている。	3-2 4-2
第 15 条	○	教員選考規程第 8 条第 3 項に定めている。	3-2 4-2
第 16 条	○	教員選考規程第 8 条第 4 項に定めている。	3-2 4-2
第 17 条	—	助手は採用していないため該当せず。	3-2 4-2
第 18 条	○	学則第 4 条に収容定員を定めている。	2-1
第 19 条	○	三つの方針において教育課程編成の方針を定め、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	本学は単位互換制度はとっていないため該当しない。	3-2
第 20 条	○	三つの方針に基づき、適切に科目区分を行っている。	3-2
第 21 条	○	学則第 37 条に定めている。	3-1
第 22 条	○	通信教育課程のため該当なし。	3-2
第 23 条	—	該当なし。	3-2
第 24 条	○	面接授業における人数の適正化を図っている。	2-5
第 25 条	○	学則第 35 条に定めている。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	学則第 44 条に成績評価を定め、各科目のシラバスに評価方法・基準を明記している。	3-1
第 26 条	—	該当なし。	3-2
第 27 条	○	学則第 42 条、及び第 43 条に定めている。	3-1
第 27 条の 2	○	学則第 36 条に定めている。第 2 項は該当しない。	3-2
第 27 条の 3	—	該当なし。	3-1
第 28 条	○	学則第 49 条に定めている。	3-1
第 29 条	○	学則第 50 条に定めている。	3-1
第 30 条	○	学則第 51 条に定めている。	3-1
第 30 条の 2	—	該当なし。	3-2

星槎大学

第 31 条	○	学則第 58 条、第 59 条にて定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	学則第 46 条に卒業要件を定めている。	3-1
第 33 条	－	該当なし。	3-1
第 34 条	○	大学設置基準、ならびに大学通信教育設置基準に基づいて適切に運用している。	2-5
第 35 条	○	大学設置基準、ならびに大学通信教育設置基準に基づいて適切に運用している。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準、ならびに大学通信教育設置基準に基づいて適切に運用している。	2-5
第 37 条	○	大学設置基準、ならびに大学通信教育設置基準に基づいて適切に運用している。	2-5
第 37 条の 2	○	大学設置基準、ならびに大学通信教育設置基準に基づいて適切に運用している。	2-5
第 38 条	○	図書資料は図書館に適正に備えている。	2-5
第 39 条	－	該当なし。	2-5
第 39 条の 2	－	該当なし。	2-5
第 40 条	○	必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	－	該当なし。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 41 条	－	該当なし。	3-2
第 42 条	－	該当なし。	1-2
第 42 条の 2	－	該当なし。	2-1
第 42 条の 3	－	該当なし。	4-2
第 42 条の 4	－	該当なし。	3-2
第 42 条の 5	－	該当なし。	4-1
第 42 条の 6	－	該当なし。	3-2
第 42 条の 7	－	該当なし。	2-5
第 42 条の 8	－	該当なし。	3-1
第 42 条の 9	－	該当なし。	3-1
第 42 条の 10	－	該当なし。	2-5
第 43 条	－	該当なし。	3-2
第 44 条	－	該当なし。	3-1
第 45 条	－	該当なし。	3-1
第 46 条	－	該当なし。	3-2 4-2
第 47 条	－	該当なし。	2-5
第 48 条	－	該当なし。	2-5
第 49 条	－	該当なし。	2-5
第 49 条の 2	－	該当なし。	3-2
第 49 条の 3	－	該当なし。	4-2
第 49 条の 4	－	該当なし。	4-2
第 59 条	－	該当なし。	1-2

星槎大学

第 61 条	—	該当なし。	2-5
第 59 条	—	該当なし。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	○	学則第 48 条、ならびに星槎大学学位規程第 2 章に定めている。	3-1
第 10 条	○	学則第 48 条、ならびに星槎大学学位規程第 2 章に定めている。	3-1
第 10 条の 2	—	該当なし。	3-1
第 13 条	○	法令ならびに星槎大学学位規程に基づき、適切に運用している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 24 条	○	学校法人国際学園寄付行為に基づき、自主的に運営基盤の強化を図るとともに教育の質向上及び運営の透明性確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	学校法人国際学園寄附行為（第 3 章 役員及び理事会、第 4 章 評議会及び評議員）により規程を定め、利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任している。	5-1
第 33 条の 2	○	紙媒体を法人とキャンパスに、必要なものは WEB 上にあわせて置いている。	5-1
第 35 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 5 条に定めている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人国際学園寄附行為第 15 条に定めている。	5-2 5-3
第 36 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 14 条に定めている。	5-2
第 37 条	○	学校法人国際学園寄附行為（第 3 章 役員及び理事会、第 4 章 評議会及び評議員）により規程を定めている。	5-2 5-3
第 38 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 6 条から第 9 条に定めている。	5-2
第 39 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 7 条に定めている。	5-2
第 40 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 11 条に定めている。	5-2
第 41 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 20 条に定めている。	5-3
第 42 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 22 条に定めている。	5-3
第 43 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 23 条に定めている。	5-3
第 44 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 24 条に定めている。	5-3
第 44 条の 2	○	学校法人国際学園寄付行為第 45 条、第 46 条に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	学校法人国際学園寄付行為第 45 条、第 46 条に定めている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	私立学校法の規定するところにより、寄付行為に基づき、役員連帯責任について遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	私立学校法の規定するところにより、役員損害賠償責任等については、令和 7 年 4 月の私学法の改正にともない、役員等の責任がより重要になることから法人では役員賠償責任保険の加入に向けた検討を進めている。	5-2 5-3
第 45 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 41 条に定めている。	5-1

星槎大学

第 45 条の 2	○	学校法人国際学園寄付行為第 32 条に定めている。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 34 条に定めている。	5-3
第 47 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 35 条に定めている。	5-1
第 48 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 13 条に定めている。	5-2 5-3
第 49 条	○	学校法人国際学園寄付行為第 37 条に定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	学校法人国際学園寄付行為第 47 条に定めている。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条、専門職大学院学則第 2 条に研究科ごとの目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条、専門職大学院学則第 3 条に研究科について定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 9 条、専門職大学院学則第 13 条に入学資格について定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	入学資格については、大学院学則第 9 条、専門職大学院学則第 13 条に定めている。	2-1
第 156 条	○	博士後期課程への入学資格は大学院学則第 9 条 2 に定めている。	2-1
第 157 条	－	該当なし。	2-1
第 158 条	－	該当なし。	2-1
第 159 条	－	該当なし。	2-1
第 160 条	－	該当なし。	2-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	大学院設置基準を最低基準と認識し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条に教育研究上の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	三つの方針を定め、その方針に基づく採点規準、受け入れ基準、入試に関する規程、体制に基づき実施している。	2-1
第 2 条	○	教育学研究科に修士課程、博士後期課程、教育実践研究科に専門職学位課程を置いている。	1-2
第 2 条の 2	－	該当なし。	1-2
第 3 条	○	大学院学則第 7 条に修士課程の修業年限を定めている。	1-2
第 4 条	○	大学院学則第 7 条の 2 に博士後期課程の修業年限を定めている。	1-2
第 5 条	○	2 研究科とも必要な教員配置、設置基準を満たす。	1-2
第 6 条	○	2 研究科とも 1 専攻のみからなり、大学院学則第 2 条、専門職大学	1-2

星槎大学

		院学則第 3 条に、研究科・専攻の構成が定められている。	
第 7 条	○	教育学研究科は共生科学部を基礎としている。	1-2
第 7 条の 2	-	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3	-	該当なし。	1-2 3-2 4-2
第 8 条	○	2 研究科とも、必要な教員数及び適切な事務職員体制を敷いている。大学院は一校地である。	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 9 条	○	「教員選考規程」に則り、定められた資格を有する教員を、必要数配置している。	3-2 4-2
第 9 条の 3	○	教職員のための FD 研修、SD 研修を組織的かつ計画的に実施している。	3-2 3-3 4-2 4-3
第 10 条	○	大学院学則第 2 条、専門職大学院学則第 3 条に収容定員を定め、適切な定員管理に努めている。	2-1
第 11 条	○	三つの方針において教育課程編成の方針を定め、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 12 条	○	授業と研究指導により教育を構成している。	2-2 3-2
第 13 条	○	大学院学則第 3 条に研究指導を行う教員について定めている。第 2 項については、大学院学則第 33 条に定めている。	2-2 3-2
第 14 条	○	教育学研究科は通信制であり、社会人学生に対して夜間、休日に授業、研究指導を行うことがある。	3-2
第 14 条の 2	○	大学院学則第 28 条に定めている。	3-1
第 15 条	○	基準となる大学設置基準に基づいて運用している。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 29 条に定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 29 条の 2 に定めている。	3-1
第 19 条	○	教育研究に必要な専用の施設を設置している。	2-5
第 20 条	○	必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	図書資料は図書館に適正に備えている。	2-5
第 22 条	-	該当なし。	2-5
第 22 条の 2	○	大学院は一校地である。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻は教育研究上の目的にふさわしい名称である。	1-1
第 23 条	-	該当なし。	1-1 1-2
第 24 条	-	該当なし。	2-5
第 25 条	○	通信教育を行う修士課程、博士後期課程を置いている。	3-2
第 26 条	○	通信教育において十分に教育効果を得らえる専攻分野と考えて、通信教育課程としている。	3-2

星槎大学

第 27 条	○	教育学研究科は通信教育課程のみであるため、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	○	大学通信教育設置基準の規定を準用し、第 7 章第 20 条から第 22 条に定めている。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	○	大学院の所属するキャンパスに、必要な施設を有している。	2-5
第 30 条	○	大学通信教育設置基準を参照にしつつ、大学院設置基準に基づいて適切に運用している。	2-2 3-2
第 30 条の 2	－	該当なし。	3-2
第 31 条	－	該当なし。	3-2
第 32 条	－	該当なし。	3-1
第 33 条	－	該当なし。	3-1
第 34 条	－	該当なし。	2-5
第 34 条の 2	－	該当なし。	3-2
第 34 条の 3	－	該当なし。	4-2
第 42 条	○	客員研究員制度を設け、引き続き、修了後の学生が学識を教授又は研究を継続していくための機会を設けている。	2-3
第 43 条	○	入学時に案内するほか、必要に応じた情報提供を Google クラウド等で実施している。	2-4
第 45 条	－	該当なし。	1-2
第 46 条	－	該当なし。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	専門職大学院設置基準を最低基準と認識し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	専門職大学院学則第 3 条に定めている。	1-2
第 3 条	○	特例は設けていないため、該当なし。	3-1
第 4 条	○	2 研究科とも、必要な教員数及び適切な事務職員体制を敷いている。	3-2 4-2
第 5 条	○	担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる専任教員を、必要数以上に設置している。	3-2 4-2
第 5 条の 2	○	教職員のための FD 研修、SD 研修を組織的かつ計画的に実施している。	3-2 3-3 4-2
第 6 条	○	三つの方針において教育課程編成の方針を定め、体系的に教育課程を編成している。	3-2
第 6 条の 2	○	大学院学則第 22 条の 2、ならびに教育課程連携協議会に関する規程に定めている。	3-2
第 6 条の 3	－	該当なし。	3-2
第 7 条	○	教育効果を鑑みて、授業を行う学生数の最低人数と最大人数を定めている。	2-5
第 8 条	○	専門職大学院設置基準の理念に沿って実施し、各科目ごとに方法をシラバスに記載している。	2-2 3-2
第 9 条	○	専門職学位課程は通学生のため、該当しない。	2-2 3-2

星槎大学

第 10 条	○	基礎となる大学院学則第 28 条、ならびに専門職大学院学則第 29 条に定めている。	3-1
第 11 条	○	専門職大学院学則第 25 条第 2 項に定めている。	3-2
第 12 条	-	該当なし。	3-1
第 13 条	○	専門職大学院学則第 35 条に定めている。	3-1
第 14 条	○	専門職大学院学則第 36 条に定めている。	3-1
第 15 条	○	専門職大学院学則第 33 条に定めている。	3-1
第 16 条	-	該当なし。	3-1
第 17 条	○	目的に照らして十分な教育効果を上げる施設・設備を備えている。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	-	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	-	該当なし。	2-1
第 20 条	-	該当なし。	2-1
第 21 条	-	該当なし。	3-1
第 22 条	-	該当なし。	3-1
第 23 条	-	該当なし。	3-1
第 24 条	-	該当なし。	3-1
第 25 条	-	該当なし。	3-1
第 26 条	-	該当なし。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	-	該当なし。	3-1
第 28 条	-	該当なし。	3-1
第 29 条	-	該当なし。	3-1
第 30 条	-	該当なし。	3-1
第 31 条	-	該当なし。	3-2
第 32 条	-	該当なし。	3-2
第 33 条	-	該当なし。	3-1
第 34 条	-	該当なし。	3-1
第 42 条	-	該当なし。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	○	大学院学則第 29 条、第 30 条、専門職大学院学則第 33 条、第 34 条、星槎大学学位規程第 3 章、第 4 章に定めている。	3-1
第 4 条	○	大学院学則第 29 条の 2、第 30 条、星槎大学学位規程第 5 章に定めている。	3-1
第 5 条	○	星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程学位論文審査内規第 12 条に定めている。	3-1
第 12 条	○	学位規則の理念に基づき、適切に報告を行っている。	3-1

大学通信教育設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第1条	○	大学通信教育設置基準を最低基準と認識し、水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第2条	○	通信教育によって十分な教育効果が得られる専攻分野と考えて、通信教育課程としている。	3-2
第3条	○	学則第35条に定めている。	2-2 3-2
第4条	○	通信制である学部において、年間を通じて適切に授業を実施している。	3-2
第5条	○	学則第37条に定めている。	3-1
第6条	○	学則第46条に定めている。	3-1
第7条	○	学則第50条に定めている。	3-1
第8条	○	必要な基幹教員数を配置している。	3-2 4-2
第9条	○	大学設置基準、ならびに大学通信教育設置基準に基づいて適切に運用している。	2-5
第10条	○	大学設置基準、ならびに大学通信教育設置基準に基づいて適切に運用している。	2-5
第11条	○	大学設置基準、ならびに大学通信教育設置基準に基づいて適切に運用している。	2-2 3-2
第13条	○	大学設置基準、ならびに大学通信教育設置基準に基づいて適切に運用している。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「―」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル		備考
	該当する資料名及び該当ページ		
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）		
	学校法人国際学園寄附行為		
【資料 F-2】	大学案内		
	星槎大学大学案内 2024		
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）		
	星槎大学学則、星槎大学大学院学則、星槎大学専門職大学院学則		
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱		
	2024 年度星槎大学共生科学部共生科学科通信教育課程学生募集要項、2024 年度 4 月生学生募集要項星槎大学大学院教育学研究科教育学専攻（修士課程）、2024 年度 4 月生学生募集要項星槎大学大学院教育学研究科教育学専攻（博士後期課程）、2024		

星槎大学

	年度4月生学生募集要項星槎大学大学院教育実践研究科教育実践専攻（専門職学位課程）	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生ハンドブック、星槎大学大学院学生ハンドブック	
【資料 F-6】	事業計画書	
	2024 年度 星槎大学 事業計画	
【資料 F-7】	事業報告書	
	星槎大学 令和 5（2023）年度 事業報告	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	星槎大学アクセス（スクーリング）、星槎大学大学院アクセス（スクーリング）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集（電子データ）	
	学校法人国際学園及び星槎大学の規定一覧及び規定集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	学校法人国際学園役員及び評議員（令和6年5月10日現在）	
	理事会及び評議員会開催状況等一覧（2023年度開催分）	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去5年間）及び監事監査報告書（過去5年間）	
	2019年度-2023年度の決算等の計算書類	
	2019年度-2023年度の監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス（電子データ）	
	星槎大学履修規程、学生ハンドブック、星槎大学大学院学生ハンドブック、シラバス	学生ハンドブック、星槎大学大学院学生ハンドブックは【資料 F-5】再掲
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	星槎大学「3つのポリシー」 https://seisa.ac.jp/about/outline/policy/	
	星槎大学大学院教育学研究科修士課程「3つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/master/policy/	
	星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程「3つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/doctor/policy/	
	星槎大学大学院教育実践研究科専門職学位課程「3つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/professional/policy/	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	認証評価結果に対する改善報告書	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	星槎大学「理念・設立趣旨」 https://seisa.ac.jp/about/outline/philosophy/	
【資料 1-1-2】	星槎大学学則 第1条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 1-1-3】	星槎大学大学院学則 第1条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 1-1-4】	星槎大学専門職大学院学則 第2条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 1-1-5】	学生ハンドブック (p.1)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 1-1-6】	星槎大学「大学紹介・特長」 https://seisa.ac.jp/about/outline/	
【資料 1-1-7】	星槎大学大学院「大学院について」 https://gred.seisa.ac.jp/about/	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	星槎大学全学協議会 (2023 年度 4 月臨時) 議事録	
【資料 1-2-2】	2023 年度星槎大学非常勤講師・特任講師会議実施要項	
【資料 1-2-3】	星槎大学「理念・設立趣旨」 https://seisa.ac.jp/about/outline/philosophy/	
【資料 1-2-4】	横浜キャンパス・箱根キャンパスの写真	
【資料 1-2-5】	学生ハンドブック (p.1)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 1-2-6】	経営改善に向けた具体案についてのご報告	
【資料 1-2-7】	2024 星槎大学組織	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	星槎大学「3 つのポリシー」 https://seisa.ac.jp/about/outline/policy/	
【資料 2-1-2】	2024 年度星槎大学共生科学部共生科学科通信教育課程 学生募集要項 (裏表紙)	【資料 F-4】 抜粋
【資料 2-1-3】	学生ハンドブック (p.2)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 2-1-4】	星槎大学大学院教育学研究科修士課程「3 つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/master/policy/	
【資料 2-1-5】	星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程「3 つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/doctor/policy/	
【資料 2-1-6】	星槎大学大学院教育実践研究科専門職学位課程「3 つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/professional/policy/	
【資料 2-1-7】	2024 年度 4 月生学生募集要項星槎大学大学院教育学研究科教育学専攻 (修士課程) (表紙)	【資料 F-4】 抜粋
【資料 2-1-8】	2024 年度 4 月生学生募集要項星槎大学大学院教育学研究科教育学専攻 (博士後期課程) (表紙)	【資料 F-4】 抜粋
【資料 2-1-9】	2024 年度 4 月生学生募集要項星槎大学大学院教育実践研究科教育実践専攻 (専門職学位課程) (表紙)	【資料 F-4】 抜粋
【資料 2-1-10】	星槎大学大学院学生ハンドブック	【資料 F-5】 抜粋

星槎大学

	「Ⅲ 教育学研究科（博士後期課程・修士課程）」「(1) 教育学研究科 博士後期課程」(p. 1)、「(2) 教育学研究科 修士課程」(p. 1)、「Ⅳ 教育実践研究科」(p. 1)	
【資料 2-1-11】	星槎大学入学者選考規程	
【資料 2-1-12】	星槎大学教務委員会規程	
【資料 2-1-13】	星槎大学アドミッション・オフィサー規程	
【資料 2-1-14】	星槎大学大学院入試委員会規程	
【資料 2-1-15】	2024 年度 4 月期大学院教育学研究科入試評価基準	
【資料 2-1-16】	入試採点基準（教育実践研究科専門職学位課程）	
【資料 2-1-17】	博士後期課程入学試験における選定基準に関する資料	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	2024 年度星槎大学教員ハンドブック (pp. 27~35)	
【資料 2-2-2】	2023 年度星槎大学非常勤講師・特任講師会議実施要項	【資料 1-2-2】再掲
【資料 2-2-3】	マンツーマン指導の内容とオフィスアワーの設置	
【資料 2-2-4】	シラバス 2024	データ
【資料 2-2-5】	学修指導書 2024	データ
【資料 2-2-6】	【4 月生】2024 年度スクーリングスケジュール (24 カリキュラム)・2024 年度体育実技系科目スケジュール (科目別)	
【資料 2-2-7】	研究指導ガイダンス（教育学研究科修士課程）・プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ教育実践演習について（教育実践研究科）、1 年生オリエンテーション&履修相談（教育学研究科博士後期課程）	
【資料 2-2-8】	オフィスアワー（2023 年度）（教育実践研究科）	
【資料 2-2-9】	ティーチング・アシスタント等に関する規程	
【資料 2-2-10】	マンツーマン指導の内容とオフィスアワーの設置	【資料 2-2-3】再掲
【資料 2-2-11】	星槎大学学修支援室規程	
【資料 2-2-12】	星槎大学における障害を理由とする差別の解消に関する基本方針	
【資料 2-2-13】	星槎大学における障害を理由とする差別の解消に関する基本方針に関する留意事項	
【資料 2-2-14】	「学生支援のためのスクーリングサポートブック（教職員用）」	
【資料 2-2-15】	障がい等に係る合理的配慮申請書	
【資料 2-2-16】	星槎大学教職員のための障害のある学生に対する修学上の配慮の提供に関するガイドライン	
【資料 2-2-17】	星槎大学学生支援特別委員会規程	
【資料 2-2-18】	2024 年度星槎大学共生科学部共生科学科通信教育課程学生募集要項 (p. 12)	【資料 F-4】抜粋
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	星槎大学附属総合学修・就職支援センター規程	
【資料 2-3-2】	星槎大学学修支援室規程	【資料 2-2-11】再掲
【資料 2-3-3】	星槎大学就職支援室規程	
【資料 2-3-4】	カリキュラムマップ	
【資料 2-3-5】	就職支援ガイダンス基礎講座実施報告	
【資料 2-3-6】	オンラインオープンキャンパス実施報告	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	星槎大学公認課外活動団体に関する取扱要綱	
【資料 2-4-2】	附属総合学修・就職支援センター https://seisa.ac.jp/career-support-center/	

星槎大学

【資料 2-4-3】	学生ハンドブック (p. 98)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 2-4-4】	【2023 年度相談状況】学修・就職支援センター	
【資料 2-4-5】	星槎大学学費の減免に関する規程	
【資料 2-4-6】	星槎大学 新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う学費の減免に関する内規	
【資料 2-4-7】	教育訓練給付金受給状況一覧 (大学院)	
【資料 2-4-8】	入学金免除一覧 (大学院)	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	コロナ禍対応総合学修支援に関する申請方法及びご相談について (第3報)	
【資料 2-5-2】	星槎大学図書館ホームページ「研究を進める際に役立つことについて学ぶページ」 https://library.seisa.ac.jp/lesson	
【資料 2-5-3】	星槎大学機関リポジトリ https://seisa.repo.nii.ac.jp/	
【資料 2-5-4】	星槎大学危機管理マニュアル	
【資料 2-5-5】	星槎グループ WEB 防災訓練 (後期) 実施概要	
【資料 2-5-6】	2023 年度授業科目別受講人数 (共生科学部)	
【資料 2-5-7】	2023 年度スクーリング受講人数 (教育学研究科修士課程)	
【資料 2-5-8】	2023 年度授業科目別受講者一覧 (教育実践研究科専門職学位課程)	
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業改善アンケート集計結果 (共生科学部)	
【資料 2-6-2】	2023 年度第 1 回全学 FD 研修要綱・2023 年度第 2 回全学 FD 研修資料	
【資料 2-6-3】	2023 年度授業アンケート結果 (教育学研究科修士課程)	
【資料 2-6-4】	2023 年度授業評価アンケート結果 (教育実践研究科専門職学位課程)	
【資料 2-6-5】	令和 5(2023)年度教育実践研究科専門職学位課程年度末アンケート結果	
【資料 2-6-6】	【2023 年度相談状況】学修・就職支援センター	【資料 2-4-4】 再掲
【資料 2-6-7】	令和 5(2023)年度教育実践研究科専門職学位課程年度末アンケート結果	【資料 2-6-5】 再掲
【資料 2-6-8】	オンライン授業受講支援のためのノートパソコン無償貸出しについて	
【資料 2-6-9】	星槎大学卒業生アンケート (設問)	
【資料 2-6-10】	星槎大学卒業生アンケート (結果)	
【資料 2-6-11】	令和 5(2023)年度教育実践研究科専門職学位課程年度末アンケート結果	【資料 2-6-5】 再掲

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	星槎大学「3つのポリシー」 https://seisa.ac.jp/about/outline/policy/	
【資料 3-1-2】	学生ハンドブック (p. 2)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 3-1-3】	2024 年度星槎大学教員ハンドブック (p. 2)	【資料 2-2-1】 再掲
【資料 3-1-4】	シラバス 2024	データ

星槎大学

【資料 3-1-5】	星槎大学大学院教育学研究科修士課程「3つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/master/policy/	
【資料 3-1-6】	星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程「3つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/doctor/policy/	
【資料 3-1-7】	星槎大学大学院教育実践研究科専門職学位課程「3つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/professional/policy/	
【資料 3-1-8】	星槎大学大学院学生ハンドブック 「Ⅲ 教育学研究科（博士後期課程・修士課程）」「(1) 教育学研究科 博士後期課程」(p.1)、「(2) 教育学研究科 修士課程」(p.1)、「Ⅳ 教育実践研究科」(p.1)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 3-1-9】	星槎大学学則 第36条、第37条、第42条、第46条～第51条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 3-1-10】	学生ハンドブック (pp.28～30、pp.35～36、pp.55～56、pp.77～83)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 3-1-11】	シラバス 2024	データ
【資料 3-1-12】	星槎大学大学院修士論文審査および最終試験に関する内規	
【資料 3-1-13】	博士後期課程資料集 2024 年度版	
【資料 3-1-14】	星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程学位論文審査内規	
【資料 3-1-15】	星槎大学学則 第44条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 3-1-16】	GPA について	
【資料 3-1-17】	星槎大学学則 第49条～第51条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 3-1-18】	星槎大学学則 第27条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 3-1-19】	星槎大学学則 第46条、第47条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 3-1-20】	星槎大学大学院学則 第29条、第29条の2	【資料 F-3】 抜粋
【資料 3-1-21】	星槎大学大学院専門職大学院学則 第33条	【資料 F-3】 抜粋
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	星槎大学「3つのポリシー」 https://seisa.ac.jp/about/outline/policy/	
【資料 3-2-2】	学生ハンドブック (p.2)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 3-2-3】	2024 年度星槎大学教員ハンドブック (p.2)	【資料 2-2-1】 再掲
【資料 3-2-4】	星槎大学大学院教育学研究科修士課程「3つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/master/policy/	
【資料 3-2-5】	星槎大学大学院教育学研究科博士後期課程「3つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/doctor/policy/	
【資料 3-2-6】	星槎大学大学院教育実践研究科専門職学位課程「3つのポリシー」 https://gred.seisa.ac.jp/professional/policy/	
【資料 3-2-7】	星槎大学大学院学生ハンドブック 「Ⅲ 教育学研究科（博士後期課程・修士課程）」「(1) 教育学研究科 博士後期課程」(p.1)、「(2) 教育学研究科 修士課程」(p.1)、「Ⅳ 教育実践研究科」(p.1)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 3-2-8】	カリキュラムマップ	【資料 2-3-4】 再掲
【資料 3-2-9】	星槎大学大学院学生ハンドブック 「Ⅲ 教育学研究科（博士後期課程・修士課程）」「(1)	【資料 F-5】 抜粋

星槎大学

	教育学研究科 博士後期課程」(pp. 1~4)、「(2) 教育学研究科 修士課程」(pp. 1~3)、「IV 教育実践研究科」(pp. 1~6)	
【資料 3-2-10】	星槎大学大学院学生ハンドブック 「III 教育学研究科 (博士後期課程・修士課程)」 「(1) 教育学研究科 博士後期課程」(pp. 1~4)、「(2) 教育学研究科 修士課程」(pp. 1~3)、「IV 教育実践研究科」(pp. 1~6)	【資料 F-5】 抜粋
【資料 3-2-11】	星槎大学大学案内 2024 (p. 25)	【資料 F-2】 抜粋
【資料 3-2-12】	2023 年度第 1 回全学 FD 研修要綱・2023 年度第 2 回全学 FD 研修資料	【資料 2-6-2】 再掲
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	2023 年度第 1 回全学 FD 研修要綱・2023 年度第 2 回全学 FD 研修資料	【資料 2-6-2】 再掲
【資料 3-3-2】	令和 5 (2023) 年度自己評価書 (学校法人国際学園 星槎大学大学院教育実践研究科)	
【資料 3-3-3】	2023 年度 星槎大学大学院教育実践研究科 教育課程連携協議会	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	星槎大学基本組織規程 第 4 条~第 6 条、第 8 条、第 9 条	
【資料 4-1-2】	星槎大学大学運営会議規程 第 2 条	
【資料 4-1-3】	全学協議会開催通知	
【資料 4-1-4】	星槎大学学則 第 7 条、第 12 条~第 15 条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 4-1-5】	星槎大学大学院学則 第 6 条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 4-1-6】	星槎大学専門職大学院学則 第 7 条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 4-1-7】	星槎大学基本組織規程	【資料 4-1-1】 再掲
【資料 4-1-8】	星槎大学学部教授会規程 第 3 条	
【資料 4-1-9】	星槎大学大学院教育学研究科教授会規程 第 3 条	
【資料 4-1-10】	星槎大学専門職大学院教育実践研究科教授会規程 第 7 条	
【資料 4-1-11】	星槎大学委員会規程	
【資料 4-1-12】	星槎大学事務組織規程	
【資料 4-1-13】	星槎大学事務分掌規程	
【資料 4-1-14】	2024 星槎大学組織	【資料 1-2-7】 再掲
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	星槎大学教員選考規程	
【資料 4-2-2】	全学 FD 実施内容 (2021 年度)	
【資料 4-2-3】	全学 FD 実施内容 (2022 年度)	
【資料 4-2-4】	2023 年度第 1 回全学 FD 研修要綱・2023 年度第 2 回全学 FD 研修資料	【資料 2-6-2】 再掲
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	2023 年度第 3 回星槎グループ 中堅者教職員研修実施要項・第 3 回星槎グループ 新任者教職員研修実施要項	
【資料 4-3-2】	全学研修会 (2023 年 4 月)	
【資料 4-3-3】	IR 研修 (2024 年 1 月)	

星槎大学

【資料 4-3-4】	職員研修 資料	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	図書館所蔵数・利用状況	
【資料 4-4-2】	『星槎大学紀要「共生科学研究」』 https://seisa.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=20&sort=controlnumber&search_type=2&q=20	
【資料 4-4-3】	『星槎大学院研究紀要』 https://seisa.repo.nii.ac.jp/search?page=1&size=20&sort=controlnumber&search_type=2&q=19	
【資料 4-4-4】	「学術研究費実行予算書（星槎大学経理規程附属様式-7）」	
【資料 4-4-5】	星槎大学研究倫理規範	
【資料 4-4-6】	星槎大学研究活動上の不正行為の防止等に関する規程	
【資料 4-4-7】	星槎大学公的研究費の適正管理に関する規程	
【資料 4-4-8】	星槎大学公的研究費の不正使用への対応に関する規程	
【資料 4-4-9】	星槎大学研究倫理委員会規程	
【資料 4-4-10】	星槎大学研究倫理審査委員会規程	
【資料 4-4-11】	星槎大学「研究倫理について」 https://seisa.ac.jp/about/activity/cat1/research/	
【資料 4-4-12】	2023 年春の研究発表会（教育学研究科修士課程）	
【資料 4-4-13】	2023(令和 5)年度教育学研究科博士後期課程春の研究発表会 実施要項	
【資料 4-4-14】	令和 5 年度 プロジェクト研究Ⅰ 第 1 回 実施要項	
【資料 4-4-15】	教員の個人研究費について（内規）	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人国際学園寄附行為	【資料 F-1】 抜粋
【資料 5-1-2】	学校法人国際学園就業規則	
【資料 5-1-3】	学校法人国際学園コンプライアンス行動規範	
【資料 5-1-4】	学校法人国際学園ホームページ https://kokusaigakuen.ac.jp/	
【資料 5-1-5】	2024 年度学校法人国際学園 法人本部機構図	
【資料 5-1-6】	学校法人国際学園経営会議規程	
【資料 5-1-7】	学校法人国際学園ハラスメント防止規程	
【資料 5-1-8】	星槎大学ハラスメント防止に関する規程	
【資料 5-1-9】	学生・教職員の皆さんへー星槎大学のハラスメント防止体制について	
【資料 5-1-10】	星槎大学全学研究倫理・ハラスメント行為に関する研修会（案内）	
【資料 5-1-11】	学校法人国際学園個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-12】	学校法人国際学園公益通報者保護規程	
【資料 5-1-13】	星槎大学危機管理規程	
【資料 5-1-14】	星槎大学危機管理ガイドライン	
【資料 5-1-15】	星槎大学危機管理マニュアル	
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人国際学園寄附行為	【資料 F-1】 抜粋

星槎大学

【資料 5-2-2】	学校法人国際学園理事会規程	
【資料 5-2-3】	2023 年度（令和 5 年度）理事会開催予定表	
【資料 5-2-4】	学校法人国際学園経営会議規程	【資料 5-1-6】再掲
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	星槎大学大学運営会議規程	【資料 4-1-2】再掲
【資料 5-3-2】	学校法人国際学園監事監査規程	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人国際学園 中期経営計画 2024 年度～2027 年度	
【資料 5-4-2】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人国際学園経理規程	
【資料 5-5-2】	学校法人国際学園固定資産管理規程	
【資料 5-5-3】	学校法人国際学園固定資産及び物品管理規程	
【資料 5-5-4】	令和 4 年度独立監査人の監査報告書	
【資料 5-5-5】	学校法人国際学園監事監査規程	【資料 5-3-2】再掲
【資料 5-5-6】	令和 4 年度監事監査報告書	

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	星槎大学 自己点検・評価に関する規程	
【資料 6-1-2】	星槎大学 IR 室規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	2023 年度星槎大学 ファクトブック 学内版	
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	星槎大学・星槎大学大学院 アセスメント・ポリシー	
【資料 6-3-2】	星槎大学学部教育連絡会議規程	
【資料 6-3-3】	学部教育連絡会議ミーティング記録（2021 年度）	
【資料 6-3-4】	学部教育連絡会議ミーティング記録（2022 年度）	
【資料 6-3-5】	学部教育連絡会議ミーティング記録（2023 年度）	

基準 A. 社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域との連携・協力に関する方針と方策		
【資料 A-1-1】	星槎大学学則 第 69 条	【資料 F-3】抜粋
【資料 A-1-2】	星槎大学附属エクステンションセンター規程	
【資料 A-1-3】	箱根町と星槎大学との連携・協力に関する基本協定書	
【資料 A-1-4】	大磯町と星槎大学との「地域つながり事業」の連携に関する締結書	
【資料 A-1-5】	エクステンションセンター公開オンライン 講座(2022 年-2023 年度)	

基準 B. 国際協力・国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 国際交流		
【資料 B-1-1】	星槎大学学則 第 67 条	【資料 F-3】抜粋
【資料 B-1-2】	星槎大学附属国際交流センター規程	

星槎大学

【資料 B-1-3】	2021 年度星槎大学共同研究事業報告書	
B-2. 国際協力・国際交流の成果の社会への還元・発信		
【資料 B-2-1】	SAAB 関係資料 令和 3 年(2021)	
【資料 B-2-2】	SAAB 関係資料 令和 4 年(2022)	
【資料 B-2-3】	SAAB 関係資料 令和 5 年(2023)	
【資料 B-2-4】	星槎大学学則 第 75 条	【資料 F-3】 抜粋
【資料 B-2-5】	星槎大学附属国際問題研究所シンポジウム令和 4(2022)年度	
【資料 B-2-6】	星槎大学附属国際問題研究所シンポジウム令和 5(2023)年度	
【資料 B-2-7】	星槎ジャーナル https://gred.seisa.ac.jp/seisa-journal/	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。